

# 宮城県屋外広告物関係例規集

令和3年3月

宮城県土木部都市計画課



# 目 次

1 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）	1
屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）	
屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年宮城県規則第 44 号）	
告示（屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定）（平成 5 年宮城県告示第 1045 号）	
2 告示（広告物景観モデル地区の指定）	107
3 屋外広告物監視員設置要綱	115
屋外広告物監視員服務要綱	119
みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱	127
4 通 達 等	139
(1) 屋外広告物法の一部を改正する法律の施行通達	140
(2) 屋外広告物法の一部を改正する法律の施行通知	141
(3) 屋外広告物法の一部を改正する法律の施行通知	144
(4) 公衆に対する危害の防止関係通知	152
(5) 屋外広告物条例施行通知	153
(6) 屋外広告物条例施行規則施行通知	168
(7) 屋外広告物条例施行規則改正通知（禁止地域の指定等）	178
(8) 重点監視地域の設定関係通知	182
(10) その他取扱い通知	184
5 行 政 実 例	191



1 屋 外 広 告 物 法  
屋 外 広 告 物 条 例  
屋外広告物条例施行規則  
告 示

(屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定)

屋外広告物法 (昭和24年6月3日法律第189号)

- 改正 昭和25年 5月30日法律第214号
- 昭和27年 4月 5日法律第 71号
- 昭和29年 5月29日法律第131号
- 昭和31年 6月12日法律第148号
- 昭和37年 9月15日法律第161号
- 昭和38年 5月24日法律第 92号
- 昭和39年 7月11日法律第169号
- 昭和43年 6月15日法律第101号
- 昭和45年 6月 1日法律第109号
- 昭和48年 9月17日法律第 81号
- 昭和50年 7月 1日法律第 49号
- 平成 4年 6月26日法律第 82号
- 平成 6年 6月29日法律第 49号
- 平成11年 7月16日法律第 87号
- 平成16年 5月28日法律第 61号
- 平成16年 6月18日法律第111号
- 平成17年 7月15日法律第 83号
- 平成17年 7月26日法律第 87号
- 平成20年 5月23日法律第 40号
- 平成23年 6月 3日法律第 61号
- 平成29年 5月12日法律第 26号
- 平成30年 5月30日法律第 33号
- 令和 2年 6月10日法律第 43号

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 広告物等の制限 (第3条～第6条)
- 第3章 監督 (第7条・第8条)
- 第4章 屋外広告業
  - 第1節 屋外広告業の登録等 (第9条～第11条)
  - 第2節 登録試験機関 (第12条～第25条)
- 第5章 雑則 (第26条～第29条)
- 第6章 罰則 (第30条～第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する

屋外広告物条例 (昭和49年3月30日宮城県条例第16号)

- 改正 昭和50年12月25日条例第 49号
- 昭和51年 3月27日条例第 37号
- 昭和56年 7月18日条例第 16号
- 昭和58年 3月22日条例第 5号
- 昭和60年 7月10日条例第 14号
- 昭和62年 3月25日条例第 6号
- 平成 4年 3月27日条例第 8号
- 平成 5年 3月30日条例第 13号
- 平成 8年 3月28日条例第 11号
- 平成11年 3月12日条例第 11号
- 平成16年10月20日条例第 67号
- 平成17年 3月25日条例第 15号
- 平成17年 3月25日条例第 86号
- 平成17年 3月25日条例第 87号
- 平成20年 3月25日条例第 31号
- 平成23年12月28日条例第123号
- 平成24年 3月23日条例第 49号
- 平成29年10月 6日条例第 53号

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)並びに屋外広告業について、屋外広告物法

## 屋外広告物条例施行規則

( 昭和 49 年 4 月 20 日  
宮城県規則第 44 号 )

改正 昭和 51 年 10 月 26 日規則第 89 号  
昭和 52 年 11 月 15 日規則第 73 号  
昭和 60 年 10 月 1 日規則第 51 号  
平成 5 年 9 月 16 日規則第 66 号  
平成 7 年 10 月 11 日規則第 85 号  
平成 8 年 3 月 29 日規則第 30 号  
平成 15 年 1 月 24 日規則第 2 号  
平成 16 年 12 月 17 日規則第 121 号  
平成 17 年 3 月 25 日規則第 72 号  
平成 20 年 11 月 21 日規則第 100 号  
平成 21 年 10 月 2 日規則第 79 号  
平成 24 年 3 月 30 日規則第 43 号  
平成 27 年 3 月 31 日規則第 59 号  
平成 27 年 10 月 5 日規則第 95 号  
平成 27 年 12 月 28 日規則第 140 号  
平成 30 年 3 月 30 日規則第 74 号  
令和 3 年 2 月 2 日規則第 3 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定

( 平成 5 年 9 月 28 日  
宮城県告示第 1045 号 )

改正 平成 6 年 12 月 26 日告示第 1341 号  
平成 7 年 12 月 12 日告示第 1292 号  
平成 9 年 3 月 27 日告示第 406 号  
平成 10 年 3 月 20 日告示第 320 号  
平成 13 年 7 月 31 日告示第 806 号  
平成 14 年 5 月 17 日告示第 544 号  
平成 15 年 1 月 24 日告示第 63 号  
平成 15 年 12 月 12 日告示第 1141 号  
平成 19 年 3 月 13 日告示第 253 号  
平成 19 年 6 月 08 日告示第 625 号  
平成 21 年 3 月 13 日告示第 195 号  
平成 22 年 1 月 29 日告示第 83 号  
平成 22 年 3 月 12 日告示第 194 号  
平成 22 年 3 月 12 日告示第 195 号  
平成 22 年 12 月 14 日告示第 1133 号  
平成 23 年 7 月 15 日告示第 533 号  
平成 23 年 11 月 22 日告示第 840 号  
平成 27 年 3 月 31 日告示第 393 号

屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号、第 3 号、第 8 号及び第 9 号の規定により屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）

## 法 律

物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

## 第 2 章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

**第 3 条** 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- (2) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第 143 条第 2 項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- (3) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項第 11 号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- (4) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- (5) 公園、緑地、古墳又は墓地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特

## 条 例

（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づく規制に関する事項及び地域の景観と調和させるために必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(市町村等との連携)

**第 1 条の 2** 県は、市町村及び住民と連携を図りながら、広告物及び掲出物件に関する施策を実施するものとする。

(禁止地域等)

**第 2 条** 次に掲げる地域又は場所においては、広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区（知事が指定する区域を除く。）
- (2) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する地域並びに同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第 143 条第 2 項の規定により市町村の条例で定められた地域（知事が指定する区域を除く。）
- (3) 文化財保護条例（昭和 50 年宮城県条例第 49 号）第 3 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する地域並びに同条例第 32 条第 1 項の規定により指定された地域（知事が指定する区域を除く。）
- (4) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項の規定により指定された保安林で同項第 11 号の目的を有するものの地域（知事が指定する区域を除く。）
- (5) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により指定され



(禁止地域及び許可地域の区分)

第1条の2 条例第2条に規定する地域又は場所(以下「禁止地域」という。)及び条例第4条に規定する地域(以下「許可地域」という。)は、次の表に掲げる地域に区分するものとする。

区分		該当地域等
禁 止 地 域	第1種 禁止地域	条例第2条第1号から第8号まで及び第10号から第14号までに規定する地域又は場所
	第2種 禁止地域	条例第2条第9号に規定する地域のうち第1種禁止地域以外の区域
許 可 地 域	第1種 許可地域	許可地域のうち次に掲げる区域 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は田園住居地域に定められている区域 2 用途地域が定められていない区域で、かつ、都市計画法第12条の4の地区計画等(以下「地区計画等」という。)が定められている区域のうち同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画における建築物の用途の制限により建築基準法別表第2(に)項第8号に掲げる建築物を建築してはならない区域

を表示し、又は設置してはならない地域(以下「禁止地域」という。)、同条第2号の規定により禁止地域から除く地域、条例第4条第2号及び第3号の規定により広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとするとき知事の許可を受けなければならない地域(以下「許可地域」という。)及び条例第5条第2項第9号及び第10号の規定により公共的団体を次のとおり指定し、平成5年10月1日から施行する。

なお、昭和49年宮城県告示第527号(屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定)は、廃止する。

1 禁止地域

(1) 条例第2条第2号及び第3号の規定により指定する地域

イ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された建造物から50m以内の地域

ロ 文化財保護条例(昭和50年宮城県条例第49号)第3条第1項の規定により指定された建造物から50m以内の地域

(2) 条例第2条第8号及び第9号の規定により指定する区間及び区域

次の表の上欄に掲げる道路又は鉄道の当該下欄に掲げる区間又は区域(仙台市の区間又は区域を除く。)

道路・鉄道	指定する区間又は区域	
	区間	展望することができる地域
高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第1項又は第2項の規定に基づき指定さ	全線(未供用の区間並びにパーキングエリア及びサービスエリアの区域を除く。)	本線の路肩から500m以内の区域で、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域又は同法第12条の4に規定する地区計画等が定められている区域を除く区域

## 法 律

に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- (1) 橋りょう
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

## 条 例

た地域（知事が指定する区域を除く。）

- (6) 自然環境保全条例(昭和 47 年宮城県条例第 25 号) 第 12 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定により指定された地域（知事が指定する区域を除く。）
- (7) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園の区域
- (8) 道路、鉄道、軌道及び索道（以下「道路等」という。）で、知事が指定する区間
- (9) 道路等から展望することができる地域で、知事が指定する区域
- (10) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (11) 港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (12) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、変電所、公衆便所その他知事が指定する公共施設の敷地
- (13) 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場
- (14) 社寺、仏堂及び教会の境域  
(禁止物件)

**第 3 条** 次に掲げる物件に広告物等を表示し、又は設置してはならない。ただし、第 10 号に掲げる物件に、規則で定める広告物等を表示し、又は設置するときには、この限りでない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 道路等の擁壁
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、歩道さく、駒止め及び里程標こま
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト及び電話ボックス
- (7) 送電塔、路上変電塔及び送受信塔
- (8) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
- (9) 銅像、神仏像及び記念碑
- (10) 電力柱、電信電話柱、街路灯柱及び軌道柱
- (11) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観の形成若しくは風致の維持又は危害防止のため、知事が指定する物件

規 則

第2種許可地域	許可地域のうち第1種許可地域及び第3種許可地域以外の区域
第3種許可地域	第1種許可地域以外の許可地域のうち用途地域又は地区計画等が定められている区域

(経過措置)

**第1条の3** 禁止地域又は許可地域において前条の表に掲げる区分に変更があつた際現に当該地域に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物(以下「広告物」という。)又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)についての第4条及び第8条の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該広告物又は掲出物件を変更し、又は改造するときは、この限りでない。

(電力柱等に表示できる広告物等)

**第2条** 条例第3条ただし書に規定する規則で定める広告物等は、金属その他これに類する堅ろうな材質によるもので、その形状が巻型又はそで型のものとする。

告 示

れた自動車専用道路(以下「高速道路等」という。)		
県道築館登米線(みやぎ県北高速幹線道路)	全線(未供用の区間を除く。)	同
県道牡鹿半島公園線	全線	路肩から100m以内の区域
東北新幹線 仙台空港線	全線 同	施工基面から500m以内の区域で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域又は同法第12条の4に規定する地区計画等が定められている区域を除く区域
東北本線 常磐線 仙石線 陸羽東線 石巻線 阿武隈急行線 大船渡線 気仙沼線	全線 同 同 同 同 同 同 同	

2 禁止地域から除く区域

条例第2条第2号の規定により指定する区域

特別名勝松島のうち都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に定められている区域及び同法第12条の4に規定する地区計画等が定められている区域

## 法 律

(広告物の表示等の制限)

**第 4 条** 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

**第 5 条** 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第 3 条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

**第 6 条** 景観法第 8 条第 1 項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第 7 条第 1 項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前 3 条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

## 条 例

(許可地域)

**第 4 条** 次に掲げる地域（第 2 条に掲げる地域及び場所を除く。）において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する知事が指定する区域
- (2) 道路等で、知事が指定する区間
- (3) 道路等から展望することができる地域で、知事が指定する区域
- (4) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (5) 港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (6) 観光地及び保養地並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (7) 都市計画法第 5 条第 1 項の規定により都市計画区域に指定された地域

(適用除外)

**第 5 条** 次に掲げる広告物等については、前 3 条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等
- (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に規定する選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
- (4) 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに寄贈者名等を示すために表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物等については、第 2 条及び前条の

(許可の申請)

**第3条** 条例第4条、第5条第3項又は第5条の2の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物表示(設置)許可申請書(様式第1号)を広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は、設置する場所を所管する土木事務所の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、広告物等の種類が、簡易広告物(広告幕を除く。)又は移動広告物であるときは、この限りでない。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所の見取図
- (2) 構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書
- (3) 他人が所有し、又は管理する土地又は建築物等に表示し、又は設置する場合は、当該土地又は建築物等の使用の承諾を証する書面の写し
- (4) 他の法令の規定により許可を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し

3 第1項の場合において、2以上の土木事務所の所管区域にわたり表示し、又は設置する2以上の簡易広告物(表示する内容及び大きさが同一であるものに限る。)に係る許可の申請は、同項の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は設置する場所を所管する1の土木事務所の長に1の申請書を提出することにより行うことができる。

(適用除外の広告物等の基準等)

**第4条** 条例第5条第1項第4号、第2項第1号、第2号、第5号及び第8号から第10号まで並びに第5項に規定する規則で定める基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例第5条第1項第4号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園内に設置される遊戯施設
- (2) ベンチ
- (3) くず入れ及び吸い殻入れ
- (4) 噴水
- (5) 花壇
- (6) 防犯灯柱及び街路灯柱
- (7) 前各号に定めるもののほか、知事が指定する施

3 許可地域

条例第4条第2号及び第3号の規定により指定する区間及び区域

次の表の上欄に掲げる道路又は鉄道の当該下欄に掲げる区間又は区域(仙台市の区間又は区域を除く。)

道路・鉄道	指定する区間又は区域	
	区 間	展望することができる地域
高速道路等	パーキングエリア及びサービスエリアの区域	
一般国道(高速道路等を除く。)	全線	路肩から500m以内の区域
県道(主要地方道)(高速道路等及び県道築館登米線(みやぎ県北高速幹線道路)を除く。)	全線	同
東北本線 常磐線 仙石線 陸羽東線 石巻線 阿武隈急行線 大船渡線 気仙沼線		施工基面から500m以内の区域

規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件（次項において「自家用広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
  - (3) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件
  - (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
  - (5) 電車又は自動車に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
  - (6) 使用の本拠の位置が他の都道府県の区域（指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）及び中核市（同法252条の22第1項の中核市をいう。以下同じ。）の区域を除く。）、指定都市の区域又は中核市の区域に存する自動車に、当該他の都道府県、指定都市又は中核市の法に基づく条例の規定に従って表示する広告物又はこれを掲出する物件
  - (7) 人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）、船舶等に表示する広告物又はこれを掲出する物件
  - (8) 公共的目的のために表示する道標、案内図板等又はこれらを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
  - (9) 公共的団体（知事が指定するものに限る。次号において同じ。）が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
  - (10) 地方公共団体又は公共的団体が設置する掲示板に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの
- 3 次に掲げる広告物等については、知事の許可を受けて当該広告物等を表示し、又は設置する場合に限り、第2条の規定は、適用しない。
- (1) 前項第1号に掲げるもの以外の自家用広告物等
  - (2) 前項第8号に掲げるもの以外の道標若しくは案内

設又は物件

4 公共的団体

条例第5条第2項第9号及び第10号の規定により指定する公共的団体

町内会、自治会等町又は字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

図板又はこれらを掲出する物件

(3) 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物等(前項第 4 号に掲げるものを除く。)であつて、当該広告物等に係る広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

4 次に掲げる広告物等については、第 3 条の規定は適用しない。

(1) 第 3 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる物件又は同条第 11 号に規定する景観重要建造物にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すために表示する広告物又はこれを掲出する物件

(2) 前号に掲げるもののほか、第 3 条に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件

5 次に掲げる広告物等で規則で定める基準に適合するものについては、前条の規定は、適用しない。

(1) 政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 6 条第 1 項の届出をした政治団体が表示する広告物又はこれを掲出する物件

(2) 政治又は学術に関する演説会、講演会等の開催のために表示する広告物又はこれを掲出する物件

(3) 音楽会、演劇会等で慈善事業として行われるものの開催のために表示する広告物又はこれを掲出する物件

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、表示の期間が 5 日を超えない広告物又はこれを掲出する物件

(特例許可)

**第 5 条の 2** 知事は、公益上特にやむを得ないと認めるときは、第 2 条又は第 3 条の規定にかかわらず、広告物等の表示又は設置を許可することができる。

(経過措置)

**第 6 条** 第 2 条若しくは第 3 条の規定により新たに広告物等の表示若しくは設置が禁止され、又は第 4 条の規定により新たに広告物等の表示若しくは設置について許可を要することとなつた際現に当該禁止されることとなつた地域若しくは場所若しくは物件又は当該許可を要することとなつた地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該禁止され、又は許可を要することとなつた日から 3 年間(規則で定める堅ろうな広告物等にあつては、規則で定め



(堅ろうな広告物等)

**第4条の2** 条例第6条に規定する規則で定める堅ろうな広告物等は、鉄骨造りその他これに類する構造で、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けたものとし、条例第6条に規定する規則で定める期間は、7年間（当該広告物等の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数をいう。）から、当該広告物等の表示又は設

る期間)は、なお従前の例による。当該期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において当該期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までに限り、同様とする。

(禁止広告物)

**第7条** 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(許可の期間等)

**第8条** 知事は、第4条、第5条第3項又は第5条の2の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。

3 第1項の許可の期間の満了後引き続き当該許可の更新を受けようとする者は、当該許可の期間が満了する日の10日前までに、知事に申請しなければならない。

置に必要な工事を完了した日の翌日から当該指定の日までの年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を控除した残余の年数が7年を超える場合にあつては、その残余の年数の間）とする。

（許可の期間）

**第4条の3** 条例第8条第1項の許可の期間は、次に掲げる期間を超えないものとする。

(1) 簡易広告物

イ はり紙 1月

ロ 広告幕 6月

ハ ベニヤ板、金属板等に印刷等により広告物を直接表示する立看板 1年

ニ ハ以外の立看板 6月

(2) 固定広告物 3年

(3) 移動広告物 1年

(4) 特殊装置広告物

イ 照明広告物 3年

ロ アドバルーン 1月

（許可の更新の申請）

**第5条** 条例第8条第3項の規定により許可の更新を受けようとする者は、屋外広告物許可更新申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、許可の更新を受けようとする広告物等が、条例第12条の3第1項の点検（以下「点検」という。）を行つた広告物等又は面積が1平方メートル以内の広告物等（移動広告物を除く。）である場合にあつては第1号に掲げるもの、移動広告物である場合にあつては第1号及び第2号に掲げるものの添付を省略することができる。

(1) 当該広告物等の全景を申請前1月以内に撮影したカラー写真

(変更等の許可)

**第9条** 第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

**第10条** 第4条、第5条第3項又は第9条第1項の規定による許可の基準は、規則で定める。

2 知事は、広告物等が前項の規定による基準に適合しない場合においても、公益上特にやむを得ないと認めるときは、第4条、第5条第3項又は第9条第1項の規定による許可をすることができる。

(2) 第9条の3第7項に規定する書面(電柱類広告以外の広告物等にあつては、申請前3月以内に行つた点検に係るものに限る。)

(3) その他知事が必要と認めるもの

3 第3条第1項及び第3項の規定は、第1項の申請書の提出について準用する。

(変更等の許可の申請)

**第6条** 条例第9条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更(改造)許可申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該広告物等の変更又は改造について、他の法令の規定により許可を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写しを添付しなければならない。

3 第3条第1項及び第3項の規定は、第1項の申請書の提出について準用する。

(許可を要しない軽微な変更又は改造)

**第7条** 条例第9条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

(1) 既設の広告物等の表示内容、色彩、意匠、形状、大きさ又は構造に変更を加えない程度の塗料の塗り替え、補強又は修繕

(2) 掲示板その他これに類する掲出物件にはり紙を取り替えて表示する場合

(3) 広告幕を掲出する物件に広告幕を取り替えて表示する場合

(4) 劇場、映画館等の常設の興行場がその興行内容を表示する広告物を掲出する物件のうち当該興行場の敷地内に存するものに、当該興行内容を表示する広告物を取り替えて表示する場合(第1種禁止地域において許可を受けている場合を除く。)

(許可の基準)

**第8条** 条例第10条第1項に規定する許可の基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

(許可の表示)

**第 11 条** この条例の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る広告物等に許可を受けた旨の表示をしておかなければならない。

(管理義務)

**第 12 条** 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、当該広告物等に関し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(管理者設置義務)

**第12条の2** この条例の規定による許可を受けて広告物等(規則で定めるものを除く。)を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を置かなければならない。

2 規則で定める広告物等にあつては、前項の広告物等を管理する者は、法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する者(以下「屋外広告士」という。)その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者でなければならない。

(許可の表示)

**第9条** 条例第11条の規定による表示は、次に掲げる証票を、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所にはり付けして行うものとする。ただし、広告物の種類がはり紙であるときは、屋外広告物許可済証印(様式第4号)を押印することをもって代えることができる。

(1) 条例第4条、第5条第3項、第5条の2及び第8条第3項の許可の証票(様式第5号)

(2) 条例第9条第1項の許可の証票(様式第6号)

2 前項の証票は、許可の際に交付する。

(管理者設置義務)

**第9条の2** 条例第12条の2第1項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

(1) はり紙

(2) 広告幕

(3) 立看板

(4) 移動広告物

(5) アドバルーン

2 条例第12条の2第2項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

(1) 地上から広告物等の上端までの距離が4メートルを超える広告物等

(2) 地上から広告物等の上端までの距離が4メートル以内の広告物等で、かつ、条例第8条第1項の規定により定めた許可の期間が1年を超える広告物等

3 条例第12条の2第2項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 電柱類広告 次に掲げる者

イ 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号イに規定する者(以下「屋外広告士」という。)

ロ 都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。 )又は中核市(同法第252条の22第1項の中核市をいう。 )の長が行う条例第30条第1項に規定する屋外広告物講習会(以下この条において「講習会」という。 )の課程を修了した者

ハ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による広告美術科に係る職業訓練指導員免許を

## 管理者及び点検者の指定

〔平成30年3月30日  
宮城県告示第382号〕

屋外広告物条例施行規則(昭和49年宮城県規則第44号。以下「規則」という。 )第9条の2第3項第1号へに規定する知事が指定する者(以下「管理者」という。 )及び規則第9条の3第5項において準用する規則第9条の2第3項第1号へに規定する知事が指定する者(以下「点検者」という。 )を次のとおり指定し、平成30年4月1日から施行する。

(点検)

**第 12 条の 3** 広告物等を所有し、又は占有する者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、屋外広告士その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。



受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者

ニ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は同条第 3 項に規定する二級建築士で、かつ、講習会の課程を修了した者

ホ 電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号)第 3 条第 1 項に規定する第一種電気工事士又は同条第 2 項に規定する第二種電気工事士

ヘ その他知事が指定する者

(2) 電柱類広告以外の広告物等 前号イ、ハ、ニ又はヘに掲げる者

(点検)

**第 9 条の 3** 点検は、広告物等の表示又は設置後 3 年以内ごとに 1 回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、点検を行わなければならない。

(1) 広告物等の変更又は改造(条例第 9 条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更又は改造を除く。)

(2) 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生

(3) その他知事が必要と認める事由

3 前項の規定により点検を行つた場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 点検は、次に掲げる広告物等の箇所に応じ、それぞれ当該各号に定める項目について行うものとする。ただし、当該広告物等に次に掲げる項目がない場合は、この限りでない。

(1) 基礎部及び上部構造部 次に掲げる項目

イ 基礎のクラック、支柱と根巻きの間の隙間、支柱のぐらつき等

ロ 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等

ハ 鉄骨のさびの発生及び塗装の老朽化等

(2) 支持部 次に掲げる項目

イ 鉄骨接合部(溶接部及びプレート)の腐食、変形、隙間等

ロ 鉄骨接合部(ボルト、ナット及びビス)のゆるみ、欠落等

1 管理者

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

- 2 知事は、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には、広告物等を所有し、又は占有する者に対し、前項の点検の結果の提出を求めることができる。

## (3) 取付部 次に掲げる項目

- イ アンカーボルト及び取付部プレートの腐食、変形等
- ロ 溶接部及びコーキングの劣化等
- ハ 取付対象部(柱、壁及びスラブ)及び取付部周辺の異常等

## (4) 広告板 次に掲げる項目

- イ 表示面板、切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビスの欠落等
- ロ 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等
- ハ 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり等

## (5) 照明装置 次に掲げる項目

- イ 照明装置の不点灯、不発光等
- ロ 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水等
- ハ 周辺機器の劣化、破損等

## (6) 付属部材等 次に掲げる項目

- イ 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品)の腐食、破損等
- ロ 避雷針の腐食、損傷等

## (7) その他知事が必要と認める箇所 知事が必要と認める項目

5 前条第 3 項の規定は、条例第 12 条の 3 第 1 項に規定する規則で定める者について準用する。

6 条例第 12 条の 3 第 1 項ただし書に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第 5 条第 1 項各号に掲げる広告物等
- (2) 第 9 条の 2 第 1 項各号に掲げる広告物等
- (3) 前 2 号に掲げる広告物等のほか、第 1 項から第 3 項までに規定する点検を実施する時期(第 2 項第 3 号に掲げる時期を除く。)において、表示又は設置の期間が 10 年を超えない広告物等で、かつ、条例第 7 条各号に掲げる禁止広告物でないことを目視により確認した広告物等

7 条例第 12 条の 3 第 2 項の規定による点検の結果の提出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 広告物等の種類及び設置場所
- (2) 点検を行った日
- (3) 点検の実施者の氏名
- (4) 点検箇所、点検項目及び異常箇所の有無

## 2 点検者

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

(除却義務等)

- 第 13 条** 広告物等を表示し、又は設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、第 15 条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物等の表示若しくは設置が必要でなくなつたときは、5 日以内に、当該広告物等を除却しなければならない。
- 第 6 条の規定によりなお従前の例によることとされる広告物等について、同条に規定する期間経過後、第 2 条から第 4 条までの規定により表示し、又は設置することができなくなつた場合においても、同様とする。
- 2 この条例の規定による許可に係る広告物等（規則で定めるものに限る。）を除却した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

**第 14 条 削除**

(許可の取消し)

**第 15 条** 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第 8 条第 1 項又は第 9 条第 2 項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第 9 条第 1 項の規定に違反したとき。
- (3) 次条第 1 項の規定による知事の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(5) 異常箇所の改善状況(点検により公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた場合に限る。)

(6) その他知事が必要と認める事項

8 前項の書面には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、点検に係る広告物等が電柱類広告である場合にあつては第1号に掲げるもの(面積が1平方メートル以内の電柱類広告である場合にあつては第1号及び第2号に掲げるもの)の添付を省略することができる。

(1) 点検の実施者が第5項において準用する前条第3項各号に定める者であることを証する書面の写し

(2) 点検後(点検により公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた広告物等にあつては、当該異常箇所の改善後)に広告物等の全景を撮影したカラー写真

(工事完了届出等の必要な広告物等)

**第10条** 条例第13条第2項又は第20条第4項の規定による届出が必要な広告物等として規則で定めるものは、次に掲げる種類のものとする。

(1) 固定広告物

(2) 特殊装置広告物(アドバルーンを除く。)

2 前項各号の広告物等に係る届出は、屋外広告物工事完了(除却、滅失)届出書(様式第7号)により行うものとする。

3 第3条第1項の規定は、前項の届出について準用する。

第3章 監督

(違反に対する措置)

**第7条** 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立

(違反に対する措置)

**第16条** 知事は、第2条から第4条まで、第7条、第9条第1項、第12条若しくは第13条第1項の規定に違反し、又は第8条第1項若しくは第9条第2項の規定による許可に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者に対し、当該表示若しくは設置の停止を命じ、又は7日以上を期限を定め、当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、7日以上を期間を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

(違反広告物である旨の表示)

**第17条** 知事は、前条第1項の規定により広告物等の除却を命じた場合において、当該除却を命ぜられた者が、特段の理由がなく、当該除却に必要とされる相当の期間（除却すべき期限を定めて命じた場合においては、当該期限）を経過しても除却しないときは、当該広告物等に、規則で定めるところにより、この条例に違反する旨の表示をすることができる。

(違反広告物である旨の表示)

**第 11 条** 条例第 17 条の規定による表示は、様式第 8 号による表示書を、当該広告物等にはり付けして行うものとする。

てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなき。

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

**第8条** 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

（広告物等を保管した場合の公示事項）

**第17条の2** 法第8条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保管した広告物等の種類及び数量
- (2) 保管した広告物等が放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時
- (3) 保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

（広告物等を保管した場合の公示方法等）

**第17条の3** 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物にあつては、2日間）、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号の期間が満了しても、なお当該広告物等



(広告物等を保管した場合の公示の掲示場所)

**第11条の2** 条例第17条の3第1項第1号の規則で定める場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所（土木事務所が地方合同庁舎にある場合にあっては、当該地方合同庁舎）とする。

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経

の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（第17条の7において「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を県公報に公告すること。

2 知事は、規則で定める様式による保管広告物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、これを閲覧させるものとする。

（広告物等の価額の評価の方法）

**第17条の4** 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、使用の期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

**第17条の5** 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に定めるもののほか、保管した広告物等の売却の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

**第17条の6** 法第8条第3項各号に規定する期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日

(2) 特に貴重な広告物等 3月

(3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間  
（広告物等を返還する場合の手続）

**第17条の7** 知事は、保管した広告物等（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受けようとする者に、その者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに行うものとする。

**第18条** 削除

（処分、手続等の効力の承継）

(保管広告物等一覧簿)

**第 11 条の 3** 条例第 17 条の 3 第 2 項の規則で定める保管広告物等一覧簿の様式は、様式第 8 号の 2 のとおりとする。

2 条例第 17 条の 3 第 2 項の規則で定める場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所とする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

**第 11 条の 4** 条例第 17 条の 5 第 2 項の規定による売却の手続は、別に定めるもののほか、財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）の例による。

(広告物等の返還に係る受領書の様式)

**第 11 条の 5** 条例第 17 条の 7 の規則で定める受領書の様式は、様式第 8 号の 3 のとおりとする。

## 法 律

過してもなお第 1 項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第 3 項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

## 条 例

**第 19 条** 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

（管理者等の届出）

**第 20 条** この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者は、第 12 条の 2 第 1 項の規定によりこれを管理する者を置いたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。当該管理する者を変更したときも、同様とする。

2 この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者が当該許可の申請又は前 2 項の届出に係る氏名若しくは名称又は住所若しくは事業所若しくは営業所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可を受けて広告物等（規則で定めるものに限る。）を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者は、当該広告物等を表示し、若しくは設置するために必要な工事を完了したとき、又は当該広告物等が滅失したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（告示）

**第 21 条** 知事は、第 2 条から第 4 条までの規定による指定をし、又はこれらの指定の解除若しくは変更をするときは、その旨を告示しなければならない。

2 第 2 条から第 4 条までの規定による指定又はこれらの指定の解除若しくは変更は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

（広告物景観モデル地区）

**第 21 条の 2** 知事は、第 2 条又は第 4 条に掲げる地域のうち、良好な景観を形成するため特に必要であると認める区域を広告物景観モデル地区として指定することができる。

(管理者設置等の届出)

**第 12 条** 条例第 20 条第 1 項から第 3 項までの規定による届出は、屋外広告物管理者設置等届出書（様式第 9 号）により行うものとする。

2 前項の届出書のうち、条例第 20 条第 1 項の規定による届出（第 9 条の 2 第 2 項各号に掲げる広告物等に係るものに限る。）に係るものには、第 9 条の 2 第 3 項各号に定める者であることを証する書面の写しを添付しなければならない。

3 第 3 条第 1 項の規定は、第 1 項の届出について準用する。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域並びに指定の区域の広告物及び掲出物件に関する指針（以下「広告物景観指針」という。）を定めてするものとする。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、指定の区域及び広告物景観指針の案（次項及び第5項において「指定案」という。）について、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を告示し、指定案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しななければならない。
- 5 前項の規定による告示があつたときは、指定をしようとする区域内の住民及びその区域内において広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、同項の期間が経過する日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。
- 6 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。
- 7 指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 8 第3項から前項までの規定は、指定の解除及び変更について準用する。

（広告物景観指針）

**第21条の3** 広告物景観指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 広告物景観モデル地区の広告物及び掲出物件に関する基本構想
  - (2) 広告物景観モデル地区の美観を維持するための広告物及び掲出物件に関する基準
  - (3) 広告物景観モデル地区の景観と調和させるための広告物及び掲出物件に関する基準
- （広告物美観維持基準及び広告物景観形成基準）

**第21条の4** 広告物景観モデル地区内において広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、当該広告物等が当該広告物景観モデル地区に係る前条第二号に掲げる基準（以下「広告物美観維持基準」という。）及び同条第三号に掲げる基準（以下「広告物景観形成基準」という。）に適合するよう努めなければならない。

- 2 広告物景観モデル地区内における広告物等の表示又

## 屋外広告物景観モデル地区の指定

- (1) 平成6年12月26日宮城県告示第1342号  
(98頁～99頁 参照)
- (2) 平成7年12月12日宮城県告示第1293号  
(100頁～101頁 参照)
- (3) 平成8年11月29日宮城県告示第1417号  
(102頁～104頁 参照)

第 4 章 屋外広告業

第 1 節 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第 9 条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

第 10 条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 登録の有効期間に関する事項
- (2) 登録の要件に関する事項
- (3) 業務主任者の選任に関する事項
- (4) 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- (5) その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる

は設置に関し、第 4 条、第 5 条第 3 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可をする場合の許可の基準は、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、当該広告物景観モデル地区の広告物美観維持基準とする。ただし、当該広告物景観モデル地区の指定前に第 4 条、第 5 条第 3 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可をした広告物等の表示又は設置に関し、当該許可の更新をする場合は、この限りでない。

3 第 10 条第 2 項の規定は、前項本文の場合について準用する。

(広告物景観モデル地区における届出)

第 21 条の 5 広告物景観モデル地区内において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者及び広告物等を変更し、又は改造しようとする者は、この条例の規定による許可の申請をした場合及び規則で定める場合を除き、その旨を知事に届け出なければならない。

(広告物の表示者等に対する指導等)

第 21 条の 6 知事は、広告物景観モデル地区内において表示され、又は設置される広告物等が当該広告物景観モデル地区の広告物美観維持基準又は広告物景観形成基準に適合せず、当該広告物景観モデル地区の良好な景観の形成に支障があると認めるときは、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(屋外広告業の登録)

第 22 条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5 年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。



(広告物景観モデル地区における届出)

**第 13 条** 条例第 21 条の 5 の規定による届出は、広告物景観モデル地区屋外広告物表示(設置)届出書(様式第 10 号)又は広告物景観モデル地区屋外広告物変更(改造)届出書(様式第 11 号)を、当該広告物等を表示し、又は設置する広告物景観モデル地区の区域を所管する土木事務所の長に提出することにより行うものとする。

2 条例第 21 条の 5 に規定する規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第 5 条第 1 項各号、第 2 項第 3 号から第 7 号まで及び第 10 号並びに第 5 項各号に掲げる広告物等を表示し、又は設置しようとする場合

(2) 条例第 5 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する広告物等で面積が 1 m<sup>2</sup>以内のものを表示し、又は設置しようとする場合

(3) 表示し、又は設置しようとする広告物等の種類が簡易広告物又は移動広告物である場合

(4) 前 3 号に掲げる広告物等を変更し、又は改造しようとする場合

(5) 第 7 条各号に掲げる変更又は改造をしようとする場合

(登録の更新の申請期限)

**第 14 条** 屋外広告業者は、条例第 22 条第 3 項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の 30 日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

## 法 律

事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する登録の有効期間は、5年であること。

(2) 前項第2号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定によ

## 条 例

(登録の申請)

**第23条** 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所
- (2) 県の区域（仙台市の区域を除く。以下同じ。）内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
- (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第25条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

**第24条** 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

**第25条** 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第23条第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第34条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第22条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第34条第1項の規定により登

(登録申請書の様式)

**第 15 条** 条例第 23 条第 1 項に規定する登録申請書の様式は、様式第 12 号のとおりとする。

(登録申請書の添付書類)

**第 16 条** 条例第 23 条第 2 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつてはその役員を含む。)が条例第 25 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第 31 条第 1 項各号のいずれかに適合する者であることを証する書面
- (3) 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつてはその役員。次項において同じ。)を含む。)の略歴を記載した書面
- (4) 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- (5) 登録申請者が個人である場合であつて、商号により登録をするときは、登記事項証明書

## 法 律

- り登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しない者
- ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの
- ヘ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
- ト 業務主任者を選任していない者

## 条 例

- 録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (3) 第 34 条第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第 23 条第 1 項第 2 号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

- 第 26 条** 屋外広告業者は、第 23 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 第 23 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の備付け等)

- 第 27 条** 知事は、屋外広告業者登録簿を備え付け、これを閲覧させるものとする。

2 知事は、次に掲げる者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9に規定する機構保存本人確認情報（個人番号（同法第7条第8号の2に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び住民票コード（同条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）について同法第30条の11第1項の規定による提供を受けることができないとき、又は都道府県知事保存本人確認情報（同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報（個人番号及び住民票コードを除く。）をいう。以下同じ。）について同法第30条の15第1項の規定による利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(1) 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者（当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）

(2) 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人）

(3) 登録申請者が選任した業務主任者

3 条例第23条第2項及び第1項第1号に規定する書面の様式は、様式第13号のとおりとする。

4 第1項第3号に規定する書面の様式は、様式第14号のとおりとする。

（変更の届出）

**第17条** 条例第26条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第15号）により行うものとする。

2 条例第26条第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を前項の届出書に添付しなければならない。

(1) 条例第23条第1項第1号に掲げる事項の変更（変更の届出をした者が法人である場合に限る。） 登記事項証明書

(2) 条例第23条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書

(3) 条例第23条第1項第3号に掲げる事項の変更

(廃業等の届出)

**第 28 条** 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第 1 号に掲げる場合にあつては、その事実を知つた日）から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合  
その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 県の区域内において屋外広告業を廃止した場合  
屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該屋外広告業の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

**第 29 条** 知事は、屋外広告業の登録がその効力を失つたとき、又は第 34 条第 1 項の規定により屋外広告業の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該登録を抹消しなければならない。

(講習会の開催等)

**第 30 条** 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的とする屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）を、毎年 1 回以上、開催しなければならない。

登記事項証明書並びに前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の書面

(4) 条例第 23 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更  
前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の書面

(5) 条例第 23 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更  
前条第 1 項第 2 号の書面

- 3 知事は、前条第 2 項各号に掲げる者に係る機構保存本人確認情報について住民基本台帳法第 30 条の 11 第 1 項の規定による提供を受けることができないとき、又は都道府県知事保存本人確認情報について同法第 30 条の 15 第 1 項の規定による利用ができないときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(廃業等の手続)

**第 18 条** 条例第 28 条第 1 項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書（様式第 16 号）により行うものとする。

(講習会等)

**第 19 条** 条例第 30 条第 1 項に規定する屋外広告物講習会（以下この条及び別表第三において「講習会」という。）には、次に掲げる課程を置くものとする。

- (1) 広告物に係る法令に関する課程

(3) 前項第 3 号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

- 2 講習会の講習を受けようとする者は、受講手数料 4,000 円を、県の発行する収入証紙により納入しなければならない。
- 3 知事は、講習会の課程の一部を免除される者に係る受講手数料の一部を、免除することができる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

（業務主任者の設置）

**第 31 条** 屋外広告業者は、第 23 条第 1 項第 2 号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項各号に掲げる業務を行わせなければならない。

- (1) 屋外広告士
- (2) 前条第 1 項の講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県、指定都市又は中核市の行う講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者
- (5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

- (1) この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他の広告物等の表示又は設置に係る安全



- (2) 広告物の表示方法に関する課程
- (3) 広告物の施工方法に関する課程
- 2 知事は講習会を開催しようとするときは、開催する日の 30 日前までに、日時、会場、申込受付期間等を公告するものとする。
- 3 講習会の講習を受けようとする者は、屋外広告物講習会申込書（様式第 17 号）に写真及び履歴書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 4 条例第 30 条第 3 項の規定による受講手数料の一部の免除は、別表第 3 に掲げるところにより行うものとする。
- 5 前項の免除を受けようとする者は、第 3 項の申込書に、別表第 3 に掲げる者であることを証する書面の写しを添付しなければならない。
- 6 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書（様式第 18 号）を交付するものとする。
- 7 屋外広告物講習会修了証書を紛失し、又はき損した者は、知事にその旨を申し出て、再交付を受けることができる。

（業務主任者となる知識を有する者の認定）

**第 20 条** 条例第 31 条第 1 項第 5 号の規定による認定は、次の各号のいずれにも該当する者について行うものとする。

- (1) 広告物等の表示又は設置に関する業務に、責任者として通算 5 年以上従事した者
- (2) 広告物等の表示又は設置に関し、過去 5 年間屋外広告物法並びにこれに基づく条例及び規則に違反したことがない者

- (4) 前項第 4 号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。
- イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- ロ 第 2 号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。
- ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

の確保に関すること。

- (3) 第 33 条に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

**第 32 条** 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第 23 条第 1 項第 2 号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した標識を掲げなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名
- (2) 登録番号
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(帳簿の備付け等)

**第 33 条** 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第 23 条第 1 項第 2 号の営業所ごとに、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載した帳簿を備付け、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

**第 34 条** 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 第 25 条第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第 26 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

- 2 条例第 31 条第 1 項第 5 号の規定による認定を受けようとする者は、業務主任者認定申請書（様式第 19 号）に、履歴書及び前項第 1 号に該当する者であることを証する書面を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、条例第 31 条第 1 項第 5 号の規定による認定をしたときは、業務主任者認定書（様式第 20 号）を交付するものとする。

（標識の掲示）

**第 21 条** 条例第 32 条第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所名
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第 32 条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、様式第 21 号のとおりとする。

（帳簿の記載事項等）

**第 22 条** 条例第 33 条の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物等の表示又は設置の場所
- (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 当該表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 条例第 33 条の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、様式第 22 号のとおりとする。

3 前項の帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、第 2 項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後 5 年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

**第 11 条** 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

## 第 2 節 登録試験機関

(登録)

**第 12 条** 第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

**第 13 条** 次の各号のいずれかに該当する法人は、第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録を受けることができない。

(1) この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過しない者であること。

(2) 第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であること。

(3) その役員のうち、第 2 号に該当する者があること。

(登録の基準)

**第 14 条** 国土交通大臣は、第 12 条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

(1) 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試

2 第 25 条第 2 項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(監督処分簿の備付け等)

**第 35 条** 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え付け、これを閲覧させるものとする。

2 知事は、前条第 1 項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導等)

**第 36 条** 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

**第 37 条** 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、若しくはこれを管理する者又は屋外広告業を営む者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置又は屋外広告業に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、当該職員に、広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業を営む者の営業所に立ち入り、当該広告物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審議会の設置等)

**第 38 条** 知事の諮問に応じて広告物及び掲出物件に関する重要事項を調査審議させるため、宮城県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に建議することができる。

(審議会への諮問)

**第 39 条** 知事は、次に掲げる場合には、審議会に諮問しなければならない。

(1) 第 2 条から第 4 条までの規定による指定をし、又はこれらの指定の解除若しくは変更をしようとするとき。

(監督処分簿の記載事項)

**第 23 条** 条例第 35 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の商号，名称又は氏名及び住所，役員の氏名（法人である場合に限る。）並びに登録番号
- (2) 処分の原因となつた事実
- (3) その他参考となる事項

(身分証明書)

**第 24 条** 条例第 37 条第 3 項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第 23 号のとおりとする。

## 法 律

験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。

(2) 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

(3) 債務超過の状態にないこと。

(登録の公示等)

**第 15 条** 国土交通大臣は、第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員を選任及び解任)

**第 16 条** 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

**第 17 条** 登録試験機関は、第 14 条第 1 号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

**第 18 条** 登録試験機関の役員若しくは職員（前条の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

**第 19 条** 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定

## 条 例

(2) 第 5 条第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項又は第 10 条第 1 項に規定する基準を定め、又はこれらの基準を変更しようとするとき。

(3) 第 5 条の 2 の規定による許可をしようとするとき。

(4) 第 10 条第 2 項（第 21 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第 4 条、第 5 条第 3 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可をしようとするとき。

(5) 第 21 条の 2 第 1 項の規定による指定をし、又はその指定の解除若しくは変更をしようとするとき。

(組織)

**第 40 条** 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市町村長

(3) 関係行政機関の職員

(4) 広告関係業者

(任期)

**第 41 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第 42 条** 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 43 条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営事項の委任)

**第 44 条** 前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(手数料)

**第 45 条** この条例の規定による許可を受けようとする者からは、別表に掲げる手数料を徴収する。



## 法 律

め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。  
これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

**第 20 条** 登録試験機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第 33 条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

- 2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2 号又は第 4 号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

- (1) 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求  
(帳簿の備付け等)

**第 21 条** 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

**第 22 条** 国土交通大臣は、登録試験機関が第 14 条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、

## 条 例

- 2 次の各号に掲げる者からは、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 第 22 条第 1 項の規定による登録を受けようとする者 1 万円
- (2) 第 22 条第 3 項の規定による更新の登録を受けようとする者 1 万円

- 3 前 2 項の手数料は、県の発行する収入証紙により納入しなければならない。

(罰則)

**第 46 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 1 項の規定による知事の命令に違反した者
- (2) 第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (3) 不正の手段により第 22 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
- (4) 第 34 条第 1 項の規定による営業の停止の命令に違反した者

**第 47 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 2 条から第 4 条までの規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第 9 条第 1 項の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者
- (3) 第 13 条第 1 項の規定に違反して広告物等を除却しなかつた者
- (4) 第 26 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第 31 条第 1 項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

**第 48 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 37 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (2) 第 37 条第 2 項の規定による検査を拒否し、若しくは妨害し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

**第 49 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 7 条の規定に違反して広告物等を表示し、又は





## 法 律

その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

**第 23 条** 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

**第 24 条** 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

**第 25 条** 国土交通大臣は、登録試験機関が第 13 条第 1 号又は第 3 号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第 15 条第 2 項、第 16 条、第 17 条、第 20 条第 1 項、第 21 条又は前条第 1 項の規定に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに第 20 条第 2 項各号の規定による請求を拒んだとき。

(3) 第 19 条第 1 項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

(4) 第 19 条第 2 項又は第 22 条の規定による命令に違反したとき。

(5) 不正な手段により第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前 2 項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなけれ

## 条 例

設置した者

(2) 第 11 条の規定に違反して許可を受けた旨を表示しない者

(両罰規定)

**第 50 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 46 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

**第 51 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 第 28 条第 1 項の規定による届出を怠つた者

(2) 第 32 条の規定による標識を掲げない者

(3) 第 33 条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者



ばならない。

第 5 章 雑則

(特別区の特例)

**第 26 条** この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

**第 27 条** この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

**第 28 条** 都道府県は、地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定によるもののほか、第 3 条から第 5 条まで、第 7 条又は第 8 条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 7 条第 1 項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画に同条第 2 項第 5 号に掲げる事項を記載した市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

**第 29 条** この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(適用上の注意)

**第 52 条** この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないよう留意しなければならない。



第 6 章 罰則

第 30 条 第 18 条第 1 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 31 条 第 25 条第 2 項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 32 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 21 条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

(2) 第 23 条第 1 項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 第 24 条第 1 項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第 33 条 第 20 条第 1 項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第 2 項各号の規定による請求を拒んだ者は、20 万円以下の過料に処する。

(罰則)

第 34 条 第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条第 1 項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。

2 広告物取締法（明治 44 年法律第 70 号）は、廃止する。

3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則 （昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）抄  
（施行期日）

第 113 条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して 3 箇月をこえない期間内において、政令で定める。

(委任)

第 53 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 49 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条及び第 24 条の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により許可を受けて現に表示され、又は設置されている広告物又はこれを掲出する物件については、当該許可の期間に限り、この条例の規定による許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設

(台帳等の整備)

**第 25 条** 知事及び土木事務所の長は、条例又はこの規則による許可、届出等に関し別に定めるところにより台帳等を作成し、整備するものとする。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 49 年 5 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の屋外広告物条例施行規則に定める様式による証票等は、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則に定めるものとみなす。

**附 則** (昭和 51 年 10 月 26 日規則第 89 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による様式で、取扱上著しく支障のないもの

## 法 律

(昭 25. 8. 9 施行・・・昭 25 令 276)

**附 則** (昭和 27 年 4 月 5 日法律第 71 号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和 29 年 5 月 29 日法律第 131 号) 抄

1 この法律は、昭和 29 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和 31 年 6 月 12 日法律第 148 号) 抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律 (昭和 31 年法律第 147 号) の施行の日から施行する。

**附 則** (昭和 37 年 9 月 15 日法律第 161 号) 抄

1 この法律は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和 38 年 5 月 24 日法律第 92 号)

この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。

**附 則** (昭和 39 年 7 月 11 日法律第 169 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和 43 年 6 月 15 日法律第 101 号) 抄

この法律 (第 1 条を除く。) は、新法の施行の日から施行する。

(昭和 44. 6. 14 施行・・・昭 43 法 101)

**附 則** (昭和 45 年 6 月 1 日法律第 109 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 1 年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和 46. 1. 1 施行・・・昭 45 令 270)

17 この法律の施行の際現に改正前の都市計画法第 2 章の規定による都市計画において定められている用途地域、住居専用地区若しくは工業専用地区又は空地地区若しくは容積地区に関しては、この法律の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次の各号に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

(1) 屋外広告物法

(2)～(9) 略

**附 則** (昭和 48 年 9 月 17 日法律第 81 号)

この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。

**附 則** (昭和 50 年 7 月 1 日法律第 49 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 3 箇月を経過した日から施行する。

**附 則** (平成 4 年 6 月 26 日法律第 82 号) 抄

## 条 例

置されている広告物又はこれを掲出する物件で、第 2 条又は第 3 条の規定の適用を新たに受けることとなつたことにより、この条例の規定に適合しないこととなつたものについては、この条例の施行の日から 1 年間に限り、第 2 条又は第 3 条の規定は、適用しない。

4 この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている広告物又はこれを提出する物件で、第 4 条の規定の適用を新たに受けることとなつたことにより、この条例の規定に適合しないこととなつたものについては、この条例の施行の日から 6 月間に限り、同条の規定は、適用しない。

5 この条例の施行前に旧条例の規定によつてなされた届出、処分その他の行為は、この条例の相当する規定によつてなされたものとみなす。

6 この条例の施行の際、現に第 20 条第 1 項に規定する管理する者を置いている者は、遅滞なく、その氏名又は名称及び住所を知事に届け出なければならない。

7 昭和 49 年 8 月 1 日において現に屋外広告業を営んでいる者は、同月 31 日までに、第 22 条第 1 項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

8 この条例の施行前に行つた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(屋外広告物許可手数料条例の一部改正)

9 屋外広告物許可手数料条例 (昭和 24 年宮城県条例第 60 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

**附 則** (昭和 50 年 12 月 25 日条例第 49 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和 51 年 3 月 27 日条例第 37 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条の次に 1 条を加える改正規定、附則の次に別表を加える改正規定及び次項の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

(屋外広告物許可手数料条例の廃止)

2 屋外広告物許可手数料条例 (昭和 24 年宮城県条例第 60 号) は、廃止する。

**附 則** (昭和 56 年 7 月 18 日条例第 16 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和 58 年 3 月 22 日条例第 5 号) 抄



については、当分の間それぞれこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則 （昭和 52 年 11 月 15 日規則第 73 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 60 年 10 月 1 日規則第 51 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 5 年 9 月 16 日規則第 66 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第 1 に規定する基準に適合して表示されている屋外広告物（以下「広告物」という。）又は設置されている広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）で、この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 1 の規定により新たに屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）第 4 条の規定による許可を要することとなったものについては、なお従前の例による。ただし、当該広告物又は掲出物件を変更し、又は改造するときは、この限りでない。
- 3 この規則の施行の際、旧規則により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、新規則別表第 2 に規定する基準に適合しないものについては、新規則により許可を受けたものとみなし、当該許可期間後に当該広告物又は掲出物件について許可の更新を受けようとするときの許可の基準については、なお従前の例による。
- 4 屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成 5 年宮城県条例第 13 号）附則第 2 項に規定する規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件は、鉄骨造りその他これに類する構造で、かつ、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定による建築主事の確認を受けたものとし、屋外広告物条例の一部を改正する条例附則第 2 項に規定する規則で定める期間は、7 年間とする。
- 5 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）の施行前に都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定により第 1 種住

## 法 律

(施行期日)

**第 1 条** この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成 5. 6. 25 施行…平 5 令 169)

(屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置)

**第 18 条** この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

(1) 屋外広告物法

(2)～(6) 略

**附 則** (平成 6 年 6 月 29 日法律第 49 号) 抄  
(施行期日)

1 この法律中、第 1 章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成 6 年法律第 48 号)中地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 編第 12 章の改正規定の施行の日から、第 2 章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第 3 編第 3 章の改正規定の施行の日から施行する。

(平成 7. 4. 1 施行)

**附 則** (平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号) 抄  
(施行期日)

**第 1 条** この法律は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 16 年 5 月 28 日法律第 61 号) 抄  
(施行期日)

**第 1 条** この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 16 年 6 月 18 日法律第 111 号) 抄  
(施行期日)

**第 1 条** この法律は、景観法(平成 16 年法律第 110 号)の施行の日から施行する。ただし、第 1 条中都市計画法第 8 条、第 9 条、第 12 条の 5 及び第 13 条の改正規定、第 3 条、第 5 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条、第 16 条中都市緑地法第 35 条の改正規定、第 17 条、第 18 条、次条並びに附則第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

**第 3 条** この法律の施行前に第 4 条の規定による改正前の屋外広告物法(以下「旧屋外広告物法」という。)第 7 条第 1 項の規定により命ぜられた措置について

## 条 例

(施行期日)

1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和 60 年 7 月 10 日条例第 14 号)

この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和 62 年 3 月 25 日条例第 6 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 4 年 3 月 27 日条例第 8 号)

この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 5 年 3 月 30 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の次に 7 条を加える改正規定(第 25 条の 3 第 2 号から第 5 号までに係る部分を除く。)及び附則第 6 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に適法に表示されている屋外広告物(以下「広告物」という。)又は設置されている広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)で、改正後の屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第 2 条の規定により新たに表示若しくは設置が禁止され、又は新条例第 4 条の規定により新たに許可を要することとなったものについては、この条例の施行の日から 2 年間(規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件にあつては、規則で定める期間)は、なお従前の例による。当該期間内に新条例第 4 条又は第 5 条第 3 項の規定による許可の申請があつた場合において当該期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までに限り、同様とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の屋外広告物条例(次項において「旧条例」という。)第 6 条に規定する広告物又はこれを掲出する物件に該当しているものについては、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者で、県内に住所又は事業所若しくは営業所を有しないものについては、当該許可を受けている期間に限り、新条例第 12 条の 2 の規定は、適用しない。ただし、当該許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件について、新条例第 9 条第 1 項の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

居専用地域又は第 2 種住居専用地域に指定された地域で、屋外広告物条例第 4 条に掲げる地域に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物については、新規別表第 2 第 1 号口の表に規定する第 1 種許可地域の基準を適用するものとする。

- 6 旧規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規規則の規定によるものとみなす。

**附 則**（平成 7 年 10 月 11 日規則第 85 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 8 年 3 月 29 日規則第 30 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 15 年 1 月 24 日規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）第 2 条若しくは同第 3 条の規定により広告物等の表示若しくは設置が禁止され、又は同条例第 4 条の規定により広告物等の表示若しくは設置について許可を要することとなった際に当該禁止されることとなった地域若しくは場所若しくは物件又は当該許可を要することとなった地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等のうち規則で定める堅ろうな広告物等に係る同条例第 6 条に規定する経過措置の期間については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 16 年 12 月 17 日規則第 121 号）

この規則は、屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成 16 年宮城県条例第 67 号）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成 17 年 3 月 25 日規則第 72 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の 3 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

（事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理

## 法 律

は、第 4 条の規定による改正後の屋外広告物法（以下「新屋外広告物法」という。）第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第 8 条及び第 9 条の規定に基づく条例（以下この条において「旧条例」という。）を定めている都道府県（旧屋外広告物法第 13 条の規定によりその事務を処理する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市を含む。）が、新屋外広告物法第 9 条の規定に基づく条例（以下この条において「新条例」という。）を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第 8 条、第 9 条及び第 14 条（第 9 条第 2 項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者（新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあつては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者）については、新条例の施行の日から 6 月以上で条例で定める期間（当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第 9 条第 1 項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第 10 条第 2 項第 3 号イの試験に合格した者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第 5 条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第 6 条** 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

## 条 例

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 28 年宮城県条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

**附 則** （平成 8 年 3 月 28 日条例第 11 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** （平成 11 年 3 月 12 日条例第 11 号）抄（施行期日）

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

8 施行日前に申請がなされた屋外広告物条例の規定による許可に係る手数料については、なお従前の例による。

**附 則** （平成 16 年 10 月 20 日条例第 67 号）

この条例は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 111 号）の施行の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定（「美観地区」を「景観地区」に改める部分に限る。）は同法附則第 1 条ただし書に規定する日から、同号の改正規定（「美観地区」を「景観地区」に改める部分を除く。）は都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 109 号）の施行の日から施行する。

**附 則** （平成 17 年条例第 15 号）抄（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** （平成 17 年 3 月 25 日条例第 86 号）（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条及び第 8 条第 2 項の改正規定並びに次項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第 6 条に規定する広告物等に該当しているものについては、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の規定により命ぜられた措置については、改正後の屋外広告物条例

する事務の範囲を定める規則の一部改正)

- 3 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年宮城県規則第64号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

**附 則**（平成20年11月21日規則第100号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による様式第一号は、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

**附 則**（平成21年10月2日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年3月30日規則第43号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

**附 則**（平成27年3月31日規則第59号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年10月5日規則第95号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年12月28日規則第140号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の屋外広告物条例施行規則の規定の適用については、当分の間、同規則第16条第2項中「個人番号（同法第7条第8号の2に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び住民票コード（同条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）」とあるのは「個人番号（同法第7条第8号の2に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」と、「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

## 法 律

附 則 (平成 17 年 7 月 15 日法律第 83 号) 抄  
(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号) 抄  
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号) 抄  
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成 23 年 6 月 3 日法律第 61 号) 抄  
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日 (以下「施行日」という。) から施行する。

附 則 (平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号) 抄  
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 25 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条中都市緑地法第 4 条、第 34 条、第 35 条及び第 37 条の改正規定、第 2 条中都市公園法第 3 条第 2 項の改正規定及び同条の次に 1 条を加える改正規定、第 4 条中生産緑地法第 3 条に 1 項を加える改正規定、同法第 8 条に 1 項を加える改正規定、同法第 10 条の改正規定、同条の次に 5 条を加える改正規定及び同法第 11 条の改正規定並びに第 5 条及び第 6 条の規定並びに次条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 3 条第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条、第 18 条 (地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 (平成 20 年法律第 40 号) 第 31 条第 5 項第 1 号の改正規定に限る。)、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条 (国家戦略特別区域法 (平成 25 年法律第 107 号) 第 15 条の改正規定に限る。)) の規定 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第 4 条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第 5 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場

## 条 例

(以下「新条例」という。) 第 16 条第 1 項の規定により命ぜられた措置とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第 23 条第 1 項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第 31 条第 1 項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第 24 条第 1 項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、施行日の翌日から起算して 6 月を経過するまでの間 (この期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間) は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がこの期間内に登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

7 事務処理の特例に関する条例 (平成 11 年宮城県条例第 54 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成 17 年 3 月 25 日条例第 87 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 25 日条例第 31 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請がなされた許可に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 23 年 12 月 28 日条例第 123 号)

この条例は、民法等の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 61 号) の施行の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 23 日条例第 49 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 10 月 6 日条例第 53 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定、第 5 条第 3 項に 1 号を加える改正規定並びに第 12 条、第 21 条の 2 第 5 項、第 21 条の 4 第 1 項及び第 21 条の 6 の改正規定は、公

## 附 則(平成30年3月30日規則第74号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成33年3月31日までの間における、改正後の屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)第9条の2第3項第2号及び第9条の3第5項において準用する第9条の2第3項第2号の規定の適用については、これらの規定中「,ハ」とあるのは「,ロ,ハ」とする。
- 3 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

## 附 則(令和3年2月2日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

## 法 律

合において、第1条、第2条及び第4条から第6条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

**第25条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成30年5月30日法律第33号)抄  
(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) 略

(4) 第3条中特許法第107条第3項の改正規定、第109条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に1条を加える改正規定、第112条第1項及び第6項の改正規定、第195条第6項の改正規定並びに第195条の2の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に1条を加える改正規定並びに第6条及び第7条の規定並びに附則第11条、第15条、第23条及び第25条から第32条までの規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則** (令和2年6月10日法律第43号)抄  
(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 条 例

布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の屋外広告物条例の規定による許可を受けて、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置している者に係る管理者設置義務及び管理者等の届出については、改正後の屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第12条の2及び第20条の規定にかかわらず、当該許可を受けている期間に限り、なお従前の例による。ただし、当該許可を受けて表示している屋外広告物又は設置している掲出物件について、新条例第9条第1項の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。





別表（第 14 条関係）

科目	試験委員
1 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目	1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
2 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	1 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
3 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目	1 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者



## ○許可手数料（条例）

別表（第45条関係）

区 分		金 額
簡易広告物	はり紙	50枚以下のもの 240円
		51枚以上100枚以下のもの 480円
		101枚以上のもの 480円に100枚を超える枚数が100枚までごとに240円を加算した額
	広告幕	1枚につき 500円
	立看板	1枚につき 360円
固定広告物及び移動広告物	建植看板、広告板、壁面広告、広告柱、広告塔及び移動広告物	1㎡以内のもの 600円
		1㎡を超え3㎡以内のもの 1,200円
3㎡を超え6㎡以内のもの 1,800円		
6㎡を超え10㎡以内のもの 2,400円		
10㎡を超えるもの 2,400円に10㎡を超える面積が5㎡までごとに800円を加算した額		
	電柱類広告	補型 <small>ほぎょう</small> のもの 1枚につき 480円
		巻型 <small>まきょう</small> のもの 1組につき 480円
特殊装置広告物	照明広告物	1㎡以内のもの 900円
		1㎡を超え3㎡以内のもの 1,800円
		3㎡を超え6㎡以内のもの 2,700円
6㎡を超え10㎡以内のもの 3,600円		
10㎡を超えるもの 3,600円に10㎡を超える面積が5㎡までごとに1,200円を加算した額		
	アドバルーン	1基につき 2,500円
その他の広告物		知事が定める額

追加 [昭和51年条例第37号]，一部改正 [昭和58年条例第5号，平成11年条例第11号，平成17年条例第86号，平成20年条例第31号]

## ○適用除外の広告物等の基準（規則）

別表第1（第4条関係）

区分	広告物等の大きさ	表示又は設置の方法等
条例第5条第1項第4号の基準	1 防犯灯柱又は街路灯柱に表示する場合 (1) 巻型のもの 巻き幅が0.9m以内で、かつ、長さが1.8m以内であること。 (2) そで型のもの 横幅が0.5m以内、縦幅が1.8m以内で、かつ、突出し幅が1m以内であること。 2 その他の施設又は物件の場合 表示方向から見た場合における当該施設又は物件の投影面積の10分の1以内で、かつ、0.5㎡以内であること。	1 広告物等の数が、1の施設又は物件につき2以内であること。 2 けい光、発光又は反射を伴う塗料又は材質を使用しないこと。 3 特殊照明装置を使用しないこと。 4 防犯灯柱又は街路灯柱に表示する場合は、当該広告物等の下端の設置の位置が次のとおりであること。 (1) 巻型のもの 地上から距離が1.2m以上であること。 (2) そで型のもの 地上からの距離が2.5m以上であること。 ただし、車道にあつては、4.5m以上であること。
条例第5条第2項第1号の基準	1 第1種禁止地域の場合 1の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等の面積の合計が7㎡以内であること。 2 第2種禁止地域又は許可地域の場合 1の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等の面積の合計が15㎡以内であること。	1 けい光、発光又は反射を伴う塗料又は材質を使用しないこと。 2 特殊照明装置を使用しないこと。
条例第5条第2項第2号の基準	管理する一団の土地又は管理する物件が存する一団の土地の区域に表示する広告物等の面積の合計が7㎡以内であること。	1 けい光、発光又は反射を伴う塗料又は材質を使用しないこと。 2 特殊照明装置を使用しないこと。
条例第5条第2項第5号の基準	1 電車（1の車両を単位とする。）又は乗合バス若しくは貸切バスの場合 面積の合計が10㎡以内であること。 2 その他の自動車の場合 面積の合計が20㎡以内であること。	
条例第5条第2項第8号の基準	1 10以上の建物、施設等への案内を示したものの面積が10㎡以内であること。 2 上記以外のもの 面積が4㎡以内であること。 3 独立して地上に設置する広告物等によつて表示する場合は、地上から広告物等の上端までの距離が3m以内であること。 4 電柱類広告により表示する場合は、別表第2第1号口の表電柱類広告の項に掲げる許可の基準に適合するものであること。	1 寄贈者等の氏名、名称、店名若しくは商標又は事業若しくは営業の内容を表示する場合は、当該面積の合計が、当該広告物等の面積の5分の1以内であること。 2 けい光、発光又は反射を伴う塗料又は材質を使用しないこと。 3 特殊照明装置を使用しないこと。 4 電柱類広告により表示する場合は、別表第2第1号口の表電柱類広告の項に掲げる許可の基準に適合するものであること。

区分	広告物等の大きさ	表示又は設置の方法等
条例第5条第2項第9号の基準	1 面積が4㎡以内であること。 2 独立して地上に表示し、又は設置する場合は、地上から広告物等の上端までの距離が3m以内であること。	1 寄贈者等の氏名、名称、店名若しくは商標又は事業若しくは営業の内容を表示する場合は、当該面積の合計が、当該広告物等の面積の5分の1以内であること。 2 けい光、発光又は反射を伴う塗料又は材質を使用しないこと。 3 特殊照明装置を使用しないこと。
条例第5条第2項第10号の基準	面積が1㎡以内であること。	1 はり紙により表示すること。 2 表示する者又は管理する者の氏名又は名称及び住所並びに表示した日を当該はり紙に明記すること。 3 表示の期間が1月以内であること。
条例第5条第5項の基準	1 はり紙 面積が1㎡以内であること。 2 立看板 面積が3㎡以内で、かつ、高さが3m以内であること。 3 広告幕 (1) 懸垂状のもの 幅が1.8m以内で、かつ、長さが20m以内であること。 (2) 横断状のもの 幅が0.9m以内であること。	1 はり紙、立看板又は広告幕により表示すること。 2 広告物の表示面に、当該広告物を表示する者又は管理する者の氏名又は名称及び住所並びに表示した日を明記すること。 3 表示の期間が、次のとおりであること。ただし、条例第5条第5項第4号に該当する広告物については、この限りでない。 (1) はり紙の場合 1月以内 (2) 立看板の場合 イ ベニヤ板、金属板等に印刷等により広告物を直接表示したもの 4月以内 ロ その他のもの 2月以内 (3) 広告幕の場合 1月以内

備考

- 1 本表において、広告物等の面積は、次のとおり算出するものとする。
  - イ 簡易広告物にあつては、表示面について外わくを含んで平面積を算出したものとする。
  - ロ 固定広告物又は移動広告物にあつては、掲出物件（支柱等の部分を除く。）の広告物等の表示の方向への投影面積を各表示面ごとに算出したものの合計とする。ただし、建築物等又は車両の壁面等に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、文字その他の具象的な図柄の表示部分の各々について当該表示部分に外接する長方形、三角形又は円形のうち最小の面積になるものにより算出したものの合計とする。
  - ハ 広告物等の形態上の理由からその表示の方向が特定できないものにあつては、ロの規定にかかわらず掲出物件（支柱等の部分を除く。）の最大投影面積（360度方向から展望可能なものにあつては、最大投影面積の2倍）とする。
- 2 本表において、面積を算出する際の小数点以下の端数の処理は、四捨五入とする。
- 3 「特殊照明装置」とは、広告物等に使用する照明装置で、光源自体が広告物であるものをいう。

全部改正 [平成5年規則第66号]、一部改正 [平成15年規則第2号、平成21年規則第79号]

## ○許可の基準（規則）

### 別表第2（第8条関係）

#### 1 条例第4条の許可の基準

##### イ 簡易広告物の許可の基準

広告物の種類	広告物の規格	広告物の大きさ	表示又は設置の方法等
はり紙	紙、布、ビニール布等で作られたもので、建築物等に簡易に取り付けて表示するもの	面積が1㎡以内であること。	同一のものを2枚以上続けて表示しないこと。
広告幕	布、ビニール布等で作られたもので、建築物等を利用して懸垂状又は横断状に表示するもの	1 懸垂状のもの 幅が1.8m以内で、かつ、長さが20m以内であること。 2 横断状のもの 幅が0.9m以内であること。	
立看板	木製等のわくに紙、布、ビニール布、ベニヤ板、金属板等を張つたもので、建築物等に立て掛け等をして表示するもの	面積が3㎡以内で、かつ、高さが3m以内であること。	容易に倒伏等しないように固定すること。

##### ロ 固定広告物及び照明広告物の許可の基準

広告物等の種類	基準の区分	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
共通の基準	構造等の基準	2以上の面を持つ掲出物件により表示する場合は、広告物を表示しない面についても塗装する等の処理をすること。		
	道路の区域に表示し、又は設置する広告物等の基準	1 特殊照明装置又はけい光、発光若しくは反射を伴う塗料若しくは材料を使用しないものであること。 2 建築物等の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものを除き、彩度が6を超える色（色相がR、YR又はYのものにあつては彩度が8を超える色。以下「高彩度色」という。）を広告物等の1面の面積（建築物の屋上構造物の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、当該壁面面積。以下この項において同じ。）の5分の1を超えて使用しないものであること。ただし、面積が1㎡以内の広告物等にあつては、高彩度色を広告物等の1面の面積の2分の1を超えて使用しないものであること。		
独立して地上に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物	広告物等の大きさ	1 面積 1面の面積が5㎡以内であり、かつ、1の広告物等の面積の合計が10㎡以内であること。 2 高さ 地上から広告物等の上端までの距離が5m以内であること。	1 面積 (1) 建築物と同一の敷地内に表示し、又は設置するもの 1の広告物等の面積の合計が30㎡以内であること。 (2) (1)以外のもの 1面の面積が15㎡以内であり、かつ、1の広告物等の面積の合計が20㎡以内であること。	1 面積 1面の面積が30㎡以内で、かつ、1の広告物等の面積の合計が60㎡以内であること。 2 高さ 地上から広告物等の上端までの距離が20m以内であること。

広告物等の種類	基準の区分	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
			<p>2 高さ</p> <p>(1) 建築物と同一の敷地内に表示し、又は設置するもの 地上から広告物等の上端までの距離が10m以内であること。</p> <p>(2) (1)以外のもの 地上から広告物等の上端までの距離が5m以内であること。</p>	
	表示又は設置の位置		建築物と同一の敷地内に表示し、又は設置する広告物等以外のものにあつては、当該広告物等から他の広告物等（条例の規定による許可を受けて表示し、又は設置しているもので、独立して地上に表示し、又は設置するものに限る。）までの距離が5m以上であること。	
建築物等の壁面に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物	広告物等の大きさ	1 面積 建築物等の1の壁面に表示し、又は設置する広告物等の面積の合計が当該壁面面積の5分の1以内であること。	1 面積 建築物等の1の壁面に表示し、又は設置する広告物等の面積の合計が当該壁面面積の4分の1以内であること。	1 面積 建築物等の1の壁面に表示し、又は設置する広告物等の面積の合計が当該壁面面積の3分の1以内であること。
		2 突出し幅 (1) 壁面の上端から上方へ突き出す場合は、広告物等の上端から当該建築物等の上端までの距離が1m以内であること。 (2) 壁面から水平方向に突き出す場合は、突出し幅が当該壁面から1.5m以内であり、かつ、道路上で1m以内であること。		
	表示又は設置の方法等	壁面の窓等の開口部を閉鎖しないものであること。		
建築物等の屋上等に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物	広告物等の大きさ	1 面積 1の建築物等の屋上等に表示し、又は設置する広告物等の1面の面積が当該建築物等の壁面のうち面積が最大のものの面積の5分の1以内であり、かつ、広告物等の面積の合計が当該建築物等の壁面面積の合計の5分の1以内であること。	1 面積 1の建築物等の屋上等に表示し、又は設置する広告物等の1面の面積が当該建築物等の壁面のうち面積が最大のものの面積の4分の1以内であり、かつ、広告物等の面積の合計が当該建築物等の壁面面積の合計の4分の1以内であること。	1 面積 1の建築物等の屋上等に表示し、又は設置する広告物等の1面の面積が当該建築物等の壁面のうち面積が最大のものの面積の3分の1以内であり、かつ、広告物等の面積の合計が当該建築物等の壁面面積の合計の3分の1以内であること。



広告物等の種類	基準の区分	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
		2 高さ 設置面から広告物等の上端までの距離が地上から設置面までの距離を超えず、かつ、5m以内であること。	2 高さ 設置面から広告物等の上端までの距離が地上から設置面までの距離を超えず、かつ、10m以内であること。	2 高さ 設置面から広告物等の上端までの距離が地上から設置面までの距離を超えず、かつ、20m以内であること。
	表示又は設置の方法等	1 1の建築物等に表示し、又は設置する広告物等の数が4以内であること。 2 建築物等の壁面の垂直直上面を超えて突き出さないこと。		
	大規模な広告物等に関する基準	高さが20mを超える建築物の屋上を利用して表示し、又は設置する広告物等で面積が200㎡を超えるものにあつては、高彩度色を広告物等の1面の面積(建築物等の屋上構造物の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、当該壁面面積)の5分の1を超えて使用しないものであり、かつ、特殊照明装置を使用しないものであること。		
電柱類広告	広告物等の大きさ	1 電力柱、電信電話柱、街路灯柱又は軌道柱に表示し、又は設置するもの (1) 巻型のもの 巻き幅が0.9m以内で、かつ、長さが1.8m以内であること。 (2) そで型のもの 横幅が0.5m以内、縦幅が1.8m以内で、かつ、突出し幅が1m以内であること。 2 消火栓標識に添加して表示し、又は設置するもの 横幅が0.8m以内で、かつ、縦幅が0.4m以内であること。 3 バス停留所標識に添加して表示し、又は設置するもの 横幅が0.45m以内で、かつ、縦幅がバス停留所標識の高さ(支柱等の部分を除く。)の3分の1以内であること。		
	表示又は設置の位置	1 電力柱、電信電話柱、街路灯柱又は軌道柱に表示し、又は設置するもの (1) 巻型のもの 下端から地上までの距離が1.2m以上であること。 (2) そで型のもの 下端から地上までの距離が2.5m以上であること。ただし、車道上にあつては4.5m以上であること。 2 消火栓標識に添加して表示し、又は設置するもの 下端から地上までの距離が2.5m以上であること。ただし、車道上にあつては4.7m以上であること。 3 バス停留所標識に添加して表示し、又は設置するもの 車道側又は車両の進行してくる方向に向けて表示し、又は設置しないこと。		
	表示又は設置の数	1の電力柱、電信電話柱、街路灯柱、軌道柱、消火栓標識又はバス停留所標識に表示し、又は設置するものにあつては、表示し、又は設置する広告物等の数が2以内であること。		

ハ 移動広告物及びアドバルーンの許可の基準

広告物等の種類	広告物等の大きさ	表示又は設置の位置	表示又は設置の方法等
移動広告物	1の車両に表示する面積の合計が、40㎡以内のものであること。		
アドバルーン	気球から懸垂して表示する部分の幅が1.8m以内であり、かつ、長さが20m以下であること。	掲揚高度が地上から20m以上50m以内であること。	掲揚時に電線、煙突その他の施設に接触するおそれのない位置に表示すること。

2 第5条第3項の許可の基準

許可の区分	基準の区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域
条例第5条第3項第1号に規定する広告物等	広告物等の種類	固定広告物により表示すること。	
	構造等の基準	1 2以上の面を持つ掲出物件により表示する場合は、広告物を表示しない面についても塗装する等の処理をすること。 2 建築物等の窓等の開口部を閉鎖しないものであること。	別表第2第1号の表に掲げる許可の基準（固定広告物にあつては、第2種許可地域の許可の基準）に適合するものであること。
	広告物等の大きさ	1 面積 (1) 独立して地上に表示し、又は設置するもの 1面の面積が5㎡以内であり、かつ、1の広告物等の面積の合計が10㎡以内であること。 (2) 建築物等の壁面に表示し、又は設置するもの 建築物等の1の壁面に表示し、又は設置する広告物等の面積の合計が当該壁面面積の6分の1以内であること。 (3) 建築物等の屋上に表示し、又は設置するもの 1の建築物等の屋上に表示し、又は設置する広告物等の面積の合計が当該建築物等の壁面面積の合計の6分の1以内であること。 (4) 電柱類広告 別表第2第1号の表電柱類広告の項に掲げる許可の基準に適合するものであること。	別表第2第1号の表に掲げる許可の基準（固定広告物にあつては、第2種許可地域の許可の基準）に適合するものであること。

許可の区分	基準の区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域
		<p>2 高さ</p> <p>(1) 独立して地上に表示し、又は設置するもの 地上から広告物等の上端までの距離が3m以内であること。</p> <p>(2) 建築物等の壁面に表示し、又は設置するもの 壁面の上端から上方へ突き出す場合は、広告物等の上端から当該建築物等の上端までの距離が1m以内であること。</p> <p>(3) 建築物等の屋上に表示し、又は設置するもの 設置面から広告物等の上端までの距離が地上から広告物等の設置面までの距離を超えず、かつ、3m以内であること。</p> <p>(4) 電柱類広告 別表第2第1号口の表電柱類広告の項に掲げる許可の基準に適合するものであること。</p>	
	表示又は設置の方法等	<p>1 別表第2第1号口の表に掲げる第2種許可地域の許可の基準に適合するものであること。</p> <p>2 建築物等の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものを除き、高彩度色を広告物等の1面の面積（建築物等の屋上構造物の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、当該壁面積。以下この項において同じ。）の5分の1を超えて使用しないものであること。ただし、面積が1㎡以内の広告物等にあつては、高彩度色を広告物等の1面の面積の2分の1を超えて使用しないものであること。</p>	別表第2第1号の表に掲げる許可の基準（固定広告物にあつては、第2種許可地域の許可の基準）に適合するものであること。
	表示又は設置する広告物等の数及び合計面積	1の住所、事業所又は営業所の敷地内に表示し、又は設置する広告物等の数が4以内であり、かつ、面積の合計が50㎡以内であること。	
条例第5条第3項第2号に規定する広告物等	広告物等の大きさ	<p>1 面積 1の広告物等の面積の合計が5㎡以内であること。</p> <p>2 高さ (1) 独立して地上に表示し、又は設置するもの 地上から広告物等の上端までの距離が3m以内であること。</p>	

許可の区分	基準の区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域
		(2) 建築物等の壁面を利用して表示し、又は設置するもの 壁面の上端から上方へ突き出さないこと。	
	表示又は設置の位置	1 建築物等の屋上に表示し、又は設置しないこと。 2 同一の住所、事業所、営業所等に誘導するための道標又は案内図板を500m以内の距離に1以上表示し、又は設置しないこと。 3 誘導する住所、事業所、営業所等から当該広告物等までの距離が、5,000m以内であること。 4 独立して地上に表示し、又は設置する広告物等により表示する場合は、建築物と同一の敷地内に表示し、又は設置する広告物等以外のものにあつては、当該広告物等から他の広告物等（条例の規定による許可を受けて表示し、又は設置しているもので、独立して地上に表示し、又は設置するものに限る。）までの距離が5m以上であること。 5 建築物等の壁面に表示し、又は設置するもので壁面から水平方向に突き出すものにあつては、突出し幅が当該壁面から1.5m以内であり、かつ、道路上で1m以内であること。	
	表示又は設置の方法等	建築物等の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものを除き、高彩度色を広告物等の1面の面積の5分の1を超えて使用しないものであること。ただし、面積が1㎡以内の広告物等にあつては、高彩度色を広告物等の1面の面積の2分の1を超えて使用しないものであること。	

### 3 条例第9条第1項の許可の基準

- 1 広告物等の種類が変更されないこと。
- 2 広告物等の設置位置が変更されないこと。
- 3 広告物等の面積が増減しないこと。
- 4 広告物等の形状が変更されないこと。
- 5 道路の区域に表示し、又は設置している広告物等にあつては、別表第2第1号口の表共通の基準の項に掲げる色彩に関する基準に適合すること。
- 6 高さが20mを超える建築物の屋上を利用して表示し、又は設置している広告物等で面積が200㎡を超えるものにあつては、別表第2第1号口の表建築物等の屋上等に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物の項に掲げる色彩に関する基準に適合すること。
- 7 第1種禁止地域に表示し、又は設置している広告物等にあつては、別表第2第2号の表に掲げる色彩に関する基準に適合すること。

#### 備考

- 1 本表において、広告物等の面積は、次のとおり算出するものとする。
  - イ 簡易広告物にあつては、表示面について外わくを含んで平面積を算出したものとする。
  - ロ 固定広告物、照明広告物又は移動広告物にあつては、掲出物件（支柱等の部分を除く。）について広告物等の表示の方向への投影面積を各表示面ごとに算出したものの合計とする。ただし、建築物等の壁面等に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、文字その他の具象的な図柄の表示部分について、当該表示部分に外接する長方形、三角形又は円形のうち最小の面積になるものにより算出したものの合計とする。
  - ハ 広告物等の形態上の理由からその表示の方向が特定できない場合にあつては、ロの規定にかかわらず、掲出物件（支柱等の部分を除く。）の最大投影面積（360度方向から展望可能なものにあつては当該最大投影面積の2倍）を当該広告物等の面積とする。
- 2 本表において、建築物等の壁面面積は、当該建築物等の鉛直投影面積により算出するものとする。
- 3 本表において、面積を算出する際の小数点以下の端数の処理は、四捨五入とする。
- 4 「道路の区域」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により決定された道路の区域をいう。
- 5 「1の広告物等」とは、次に掲げるものをいい、広告物等の数はこれにより算定するものとする。
  - イ 固定広告物（電柱類広告を除く。）又は照明広告物にあつては、1の掲出物件により表示されるもの（ただし、建築物等の壁面等に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものにあつては、1の壁面等に表示されるもの）
  - ロ 電柱類広告のうち、電力柱、電信電話柱、街路灯柱又は軌道柱に表示するものにあつては、1個のそで型のもの又は1巻の巻型のもの、消火栓標識又はバス停留所標識に添加して表示するものにあつては、添加する1の表示面
- 6 「色相」又は「彩度」とは、日本工業規格のマンセル表色系の色相又は彩度をいう。
- 7 「特殊照明装置」とは、広告物等に使用する照明装置で、光源自体が広告物であるものをいう。

全部改正 [平成5年規則第66号]、一部改正 [平成21年規則第79号]

## ○屋外広告物講習会の課程等の免除（規則）

別表第3（第19条関係）

講習会の課程の一部を免除する者	免除する課程	免除する受講手数料の額
職業能力開発促進法に基づきデザイン科に係る職業訓練指導員免許を受けた者又は工業デザイン科若しくは商業デザイン科に係る職業訓練を修了した者	広告物の表示方法に関する課程	500円
建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者	広告物の施工方法に関する課程	500円
電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者		
電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者		
職業能力開発促進法に基づき帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、帆布製品製造に係る技能検定に合格した者又は帆布製品製造科に係る職業訓練を修了した者		

一部改正 [昭和52年規則第73号, 昭和60年規則第51号, 平成5年規則第66号, 平成15年規則第2号, 平成17年規則第72号, 平成30年規則第74号]

屋外広告物表示 (設置) 許可申請書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

申請者：住所 (〒 - )

電話

氏名又は名称

〔 施工者：住所 (〒 - )

電話

氏名又は名称

登録番号 宮城県屋外広告業登録第 号

屋外広告物 (屋外広告物を掲出する物件) の表示 (設置) の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

広告物等の種類	(特殊照明装置の有無)			広告物等の概要 (形状, 意匠, 色彩, 大きさ)	
管理者 (規則で定める広告物等の場合, 設置は不要です。)	(住所) 〒 -  (氏名又は名称) (資格等の名称等)				
表示 (設置) の場所	地域区分 地域				
表示 (設置) の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
表示 (設置) の個数	個 (枚)	表示 面積	(1 個 (枚) につき) m <sup>2</sup>		
表示 (設置) の概要 (該当するものを記入すること。)	1 屋上又は独立して地上に表示 (設置) する広告物等 (高さ) m 2 壁面に表示 (設置) する広告物等 (突出し幅) m 3 屋上に表示 (設置) する広告物等 (建築物等の高さ) m (屋上に既設している広告物等の数) 4 電柱類広告 (下端から地上までの距離) m 5 第一種禁止地域内の自家用広告物 (敷地内に既設している広告物等の数)				
特例許可の申請事由	(条例第5条の2又は第10条第2項の規定による許可申請の場合)			別紙のとおり	
工事完了予定年月日	年 月 日				
収入証紙欄					
(注意)	1 申請者は, 許可を受けようとする広告物等の法上の責任者及び義務者となるものです。 2 ①表示 (設置) 場所の見取図, ②構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書, ③表示 (設置) する土地又は建築物等の使用の承諾を証する書面の写し (他人の土地又は建築物等を利用する場合), ④他の法令の規定により必要とされる許可を受けていることを証する書面の写しを添付してください。広告物が, はり紙, 立看板又は移動広告物であるときは, 不要です。 なお, 色彩に関する許可基準が適用される広告物等については, 「広告物等の概要」の欄又は添付する書類中に次の事項を明示してください。 (1) 使用する色のマンセル値又は一般社団法人日本塗料工業会 (昭和61年4月8日に社団法人日本塗料工業会という名称で設立された法人をいう。) 発行の標準色見本帳の色票番号 (2) (1)の数値が不明の場合は, 色見本を添付すること。 3 資格の名称は屋外広告物条例施行規則第9条の2第3項各号に掲げる資格等の名称等を記入すること (管理者の設置が不要の広告物等又は地上から広告物等の上端までの距離が4m以内の広告物等であって, 許可の期間が1年以内の広告物等に係る申請の場合を除く。) 4 広告物が, はり紙又は立看板のときは, 「表示 (設置) の場所」の欄に表示する市町村名を記入してください。 5 下の欄には, 記入しないでください。				
上記の申請について, 別紙条件を付して許可してよろしいか。					
決裁欄					
許可年月日	年 月 日	許可番号	指令第 号	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

※ この申請が土木事務所に到達した日の翌日から10日以内に許可又は不許可の決定を行います。

全部改正 [平成17年規則第72号], 一部改正 [平成20年規則第100号, 平成30年規則第74号, 令和3年規則第3号]

## 屋外広告物許可更新申請書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所

電話

氏名又は名称

屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）の許可の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

前回 許可 事項	広告物等の種類	(特殊照明装置の有無)		
	許可年月日	年 月 日	許可番号	指令 第 号
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	表示（設置）の 場 所	地域区分	地域	
	許可した個（枚）数	個（枚）	表示面積	（1個（枚）につき） m <sup>2</sup>
更新して表示（設置） する期間		年 月 日から 年 月 日まで		
更新して表示（設置） する個（枚）数		個（枚）		
収入 証 紙 欄				
<p>(注意)</p> <p>1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法上の責任者及び義務者となるものです。</p> <p>2 広告物等の全景を撮影したカラー写真（申請前1月以内に撮影したもの）を添付してください。広告物等が移動広告物であるとき又は広告物等の面積が1㎡以内であるときは、不要です。</p> <p>3 下の欄には、記入しないでください。</p>				
上記の申請について、別紙条件を付して許可してよろしいか。				
決裁欄				
許 可 年月日	年 月 日	許可番号	指令 第 号	許可期間 年 月 日から 年 月 日まで

※ この申請が土木事務所に到達した日の翌日から10日以内に許可又は不許可の決定を行います。

全部改正 [平成5年規則第66号] , 一部改正 [平成8年規則第30号, 平成17年規則第72号, 令和3年規則第3号]



## 屋外広告物変更（改造）許可申請書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所 電話  
氏名又は名称

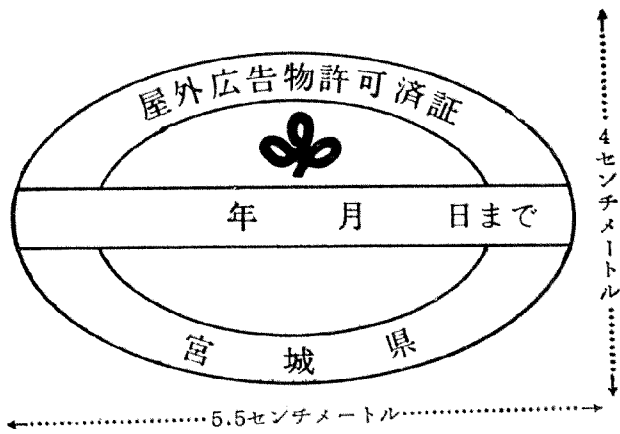
屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の変更（改造）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変更（改造）する事項					
変更（改造）する理由					
許可事項	広告物等の種類	(特殊照明装置の有無)			
	許可年月日	年 月 日	許可番号	指 令 第 号	
	許可期間	年 月 日から		年 月 日まで	
	表示（設置）の場所	地域区分		地域	
	許可した個（枚）数	個(枚)	表示面積	(1個(枚)につき) m <sup>2</sup>	
広告物等の概要（前） (意匠, 色彩)		広告物等の概要（後） (意匠, 色彩)			
収入証紙欄					
(注意) 1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法上の責任者及び義務者となるものです。 2 変更（改造）について他の法令の規定により許可を要する場合は、その許可を受けていることを証する書面の写しを添付してください。 3 下の欄には、記入しないでください。					
上記の申請について、別紙条件を付して許可してよろしいか。					
決裁欄					
許可年月日	年 月 日	許可番号	指令第 号	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

※ この申請が土木事務所に到達した日の翌日から10日以内に許可又は不許可の決定を行います。

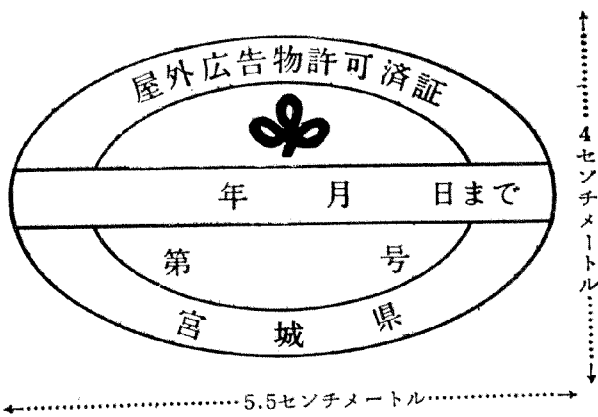
一部改正 [昭和51年規則第89号, 平成5年規則第66号, 平成8年規則第30号, 平成17年規則第72号, 令和3年規則第3号]

様式第4号 (第9条関係)



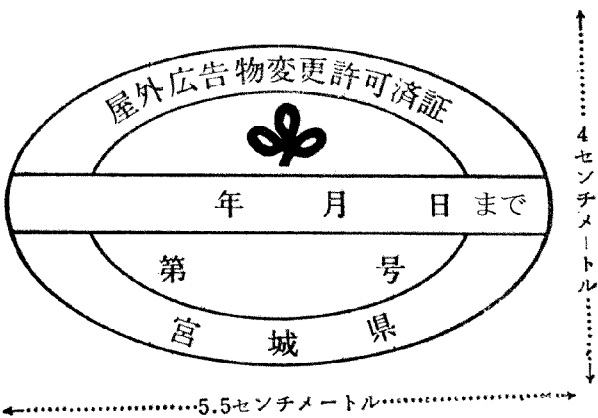
一部改正 [昭和51年規則第89号]

様式第5号 (第9条関係)



一部改正 [昭和51年規則第89号]

様式第6号 (第9条関係)



全部改正 [平成17年規則第72号]

屋外広告物工事完了 (除却, 滅失) 届出書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所

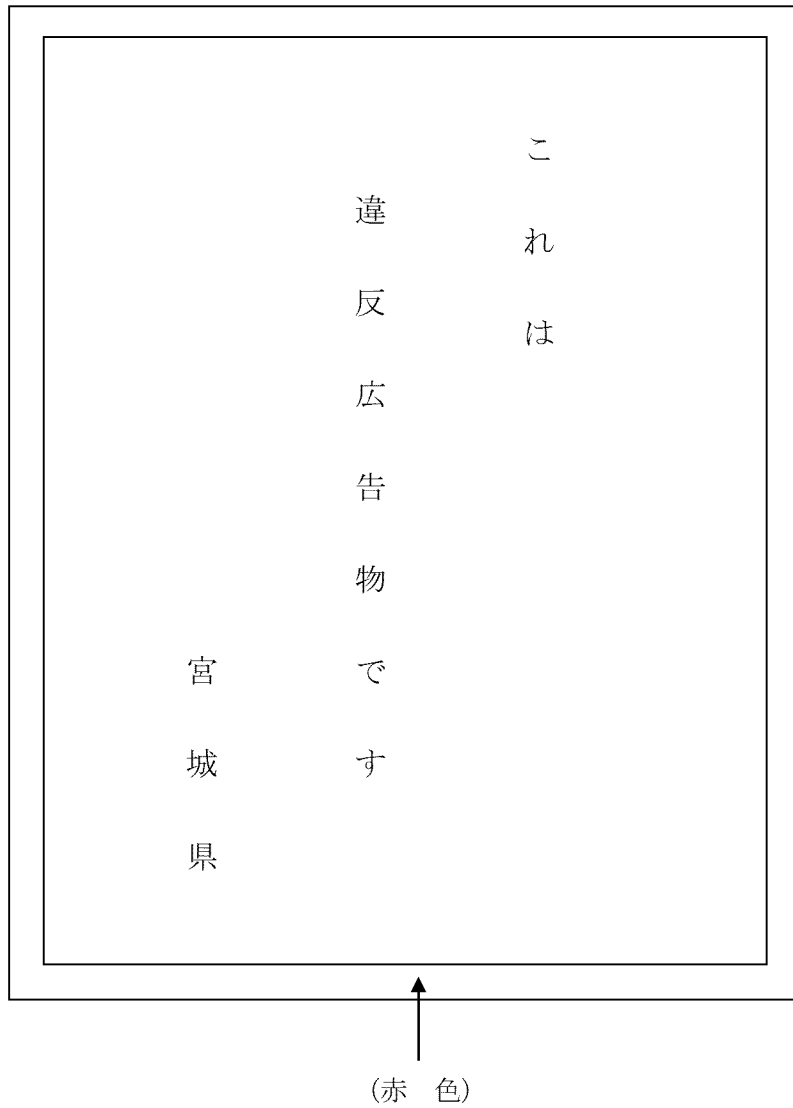
電話

氏名又は名称

次の屋外広告について, 工事が完了 (除却, 滅失) したので届出します。

許 可 事 項	広告物等の種類	(特殊照明装置の有無)		
	許可年月日	年 月 日	許可番号	指 令 第 号
	許可期間	年 月 日から		年 月 日まで
	表示 (設置) の 場 所			
	許可した個数	個	表示面積	(1個につき) m <sup>2</sup>
	工事完了予定 年 月 日	年 月 日		
工 事 完 了 事 項	工事が完了 した 日	年 月 日	表示 (設置) した 個 数	個
	工事の完了が 遅れた理由			
除 却 (滅失) 事 項	除却 (滅失) した 日	年 月 日		
	除却 (滅失) した 個 数	個	表示 (設置) の 残 数	個
	除却 (滅失) した 理 由			
備 考				

様式第 8 号 (第 11 条関係)



一部改正 [昭和 51 年規則第 89 号]

様式第 8 号の 2 (第 11 条の 3 関係)

保 管 広 告 物 等 一 覧 簿							
整理 番号	保管した広告物等		保管した広告物 等が放置されて いた場所	除却した日 時	保管を始め た日時	保管の場所	備 考
	種 類	数 量					

追加 [平成 16 年規則第 121 号]

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">受 領 書</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>宮城県 土木事務所長 殿</p>		
<p>返還を受けた者 住 所 氏 名</p>		
<p>下記のとおり広告物等（現金）の返還を受けました。</p>		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物 等	整理番号	
	種 類	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

追加 [平成 16 年規則第 121 号]



## 広告物景観モデル地区屋外広告物表示 (設置) 届出書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所 電話  
氏名又は名称

広告物景観モデル地区に、屋外広告物 (屋外広告物を掲出する物件) を次のとおり表示 (設置) するので、届出します。

1 表示 (設置) の場所 (住所, 地番等)			
2 広告物等の概要 (①形状, 意匠, 色彩, 大きさ等が分かるような略図を書いてください。)			
(②内容: どのような内容を表示するのか, 次の中から選んで○で囲んでください。)			
(イ) 自己の店舗等に店名, 商品名等を表示するもの			
(ロ) 自己の管理地等に管理者名等を表示するもの			
(ハ) 公共的目的で表示 (設置) するもの (地域の案内図等)			
(ニ) その他 (具体的に: _____)			
(③設置場所: どこに設置するのか, 次の中から選んで○で囲んでください。)			
(A) 地上に支柱等を設置して表示する広告物等			
(B) 壁面に表示 (設置) する広告物等			
(C) 屋上に表示 (設置) する広告物等			
(D) その他 (具体的に: _____)			
(注意)			
1 未届出の広告物等を変更 (改造) する場合も, この様式を使用してください。			
2 下の欄には記入しないでください。			
上記の届出を受理しました。			
決 裁 欄			
受理年月日		届出番号	
指導・勸告事項			備考

追加 [平成 8 年規則第 30 号], 一部改正 [平成 17 年規則第 72 号, 令和 3 年規則第 3 号]



## 広告物景観モデル地区屋外広告物変更 (改造) 届出書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所 電話  
氏名又は名称

広告物景観モデル地区において、屋外広告物 (屋外広告物を掲出する物件) を次のとおり変更 (改造) するので、届出します。

1 変更 (改造する事項)			
2 広告物等の概要 (形状, 意匠, 色彩, 大きさ等が分かるような略図を書いてください。)			
[変更 (改造) 前]		[変更 (改造) 後]	
年 月 日			
3 届出年月日	年 月 日	届出番号	
(注意) 1 未届出の広告物等を変更 (改造) する場合は、「広告物景観モデル地区屋外広告物表示 (設置) 届出書 (様式第 10 号)」を使用してください。 2 下の欄には記入しないでください。			
上記の届出を受理しました。			
決 裁 欄			
受理年月日		届出番号	
指導・勧告事項			備考

追加 [平成 8 年規則第 30 号], 一部改正 [平成 17 年規則第 72 号, 令和 3 年規則第 3 号]

(表面)

収入証紙欄
-------

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地, 商号又は名称及び代表者の氏名〕

### 屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、屋外広告物条例第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※登録番号	宮城県屋外広告業登録第 号		
		※登録年月日	年 月 日		
フリガナ 氏名 及び生年月日			生年月日 年 月 日		
〔法人にあつては 商号又は名称, 代表者の氏名 及び生年月日〕			法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住所 〔法人にあつては 主たる事務所の 所在地〕		郵便番号 ( )	電話番号 ( )		
1 宮城県の区域内において 営業を行う営業所の名称 及び所在地		営業所の名称	営業所の所在地	電話番号	

## (裏面)

2 業務主任者の氏名 及び所属する営業所 の名称	所属営業所名	フリガナ 氏 名	摘 要
3 法人である場合の 役員(業務を執行する 社員, 取締役, 執行役 又はこれに準ずる者。 以下同じ。)の職名及 び氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
4 申請者が未成年で ある場合の法定代理 人の氏名, 商号又は名 称, 住所等	フリガナ 氏名及び 生年月日 〔法人にあつては 商号又は名称, 代表者の氏名 及び生年月日〕	生年月日      年      月      日	
	住 所 〔法人にあつては 主たる事務所の 所在地〕	郵便番号(      —      )  電話番号(      )      —	
5 法定代理人が法人 である場合のその役 員の職名及び氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
6 他の地方公共団体 における登録番号	登録を受けた地方 公共団体名	登 録 年 月 日	登録番号

## 備考

- ※印のある欄には, 初回登録の場合, 記入しないこと。
- 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については, いずれか該当する方に丸印を付すこと。

追加 [平成 17 年規則第 72 号], 一部改正 [平成 21 年規則第 79 号], 一部改正 [平成 24 年規則第 43 号]

様式第 13 号 (第 16 条関係)

誓 約 書

登録申請者，その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつてはその役員を含む。）は，屋外広告物条例第 25 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 印

宮城県知事 殿

備考 氏名を自署する場合には，押印を省略することができる。

追加 [平成 17 年規則第 72 号]，一部改正[平成 24 年規則第 43 号]

様式第 14 号 (第 16 条関係)

登録申請者 
 本  
 法 人 の 役 員  
 法 定 代 理 人  
 法定代理人 (法人) の役員
  の略歴書

現住所	郵便番号 (      -      )		
		電話番号 (      )      -      )	
フリガナ 氏 名		生年月日	
略 歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職務内容又は業務内容	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
年      月      日 <span style="float: right; margin-right: 50px;">氏名</span> <span style="float: right;">印</span>			

備考

- 1 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」については、該当するものに丸印を付すこと。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

追加 [平成 17 年規則第 72 号], 一部改正 [平成 24 年規則第 43 号]

年 月 日

宮城県知事

殿

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地, 商号又は名称及び代表者の氏名〕

### 屋外広告業登録事項変更届出書

屋外広告物条例第 26 条第 1 項の規定により, 次のとおり届出をします。

登録番号	宮城県屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリガナ 氏名 及び生年月日  〔法人にあつては 商号又は名称, 代表者の氏名及 び生年月日〕	生年月日 年 月 日  法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住所 〔法人にあつては 主たる事務所の 所在地〕	郵便番号 ( - )  電話番号 ( ) -		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考 「法人・個人の別」については, いずれか該当する方に丸印を付すこと。

追加 [平成 17 年規則第 72 号], 一部改正 [平成 24 年規則第 43 号]

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地, 商号又は名称及び代表者の氏名〕

### 屋外広告業廃業等届出書

屋外広告物条例第 28 条第 1 項の規定により, 次のとおり届出をします。

登 録 番 号	宮城県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
フリガナ 氏 名 及び生年月日 〔法人にあつては〕 商号又は名称, 代表者の氏名及 び生年月日	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所 〔法人にあつては〕 主たる事務所の 所在地	郵便番号 ( ) 電話番号 ( )
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と 届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

備考 「法人・個人の別」, 「届出の理由」及び「屋外広告業者と本人との関係」については, 該当するものに丸印を付すこと。

追加 [平成 17 年規則第 72 号], 一部改正 [平成 24 年規則第 43 号]

## 屋外広告物講習会申込書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

フリガナ  
氏 名

生年月日

電話番号

屋外広告物講習会を受講したいので、受講手数料を添えて申し込みます。

写 真

(申込前6月以内に  
写した横 4cm×縦  
6cm の上半身のも  
の)

収  
入  
証  
紙  
欄

(注意)

- 次のいずれかに該当する者は、講習会の課程及び受講手数料の一部が免除されます。
  - 職業訓練指導員免許所持者又は職業訓練修了者で、その職種がデザインのもの
  - 建築士の有資格者
  - 電気工事士の有資格者
  - 電気主任技術者免状所持者
  - 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者で、その職種が帆布製品製造のもの
- 履歴書及び上記に該当する者は、それぞれを証する書面の写しを添付してください。

一部改正 [昭和 51 年 89 号, 昭和 60 年 51 号, 平成 5 年規則第 66 号, 平成 17 年規則第 72 号]



## 屋外広告物講習会修了証書

氏 名

生年月日

屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）第 30 条第 1 項の規定による屋外広告物講習会の課程を修了したことを証する。

一部改正 [昭和 51 年規則第 89 号, 平成 5 年規則第 66 号, 平成 17 年規則第 72 号]

年 月 日

宮城県知事



## 業務主任者認定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

氏 名

生年月日

業務主任者となることのできる者の認定を受けたいので申請します。

責任者としての従事期間

勤 務 先 名	従 事 期 間	その時の職名	備 考

(注意)

履歴書及び責任者としての従事期間を証する書面を添付してください。

一部改正 [昭和 51 年規則第 89 号, 平成 5 年規則第 66 号, 平成 17 年規則第 72 号]

宮城県 年 第 号

## 業務主任者認定書

氏 名

生年月日

屋外広告物条例第 31 条第 1 項第 5 号の規定により業務主任者となることができる者であることを認定する。

年 月 日

宮城県知事



全部改正 [平成 17 年規則第 72 号]



様式第 22 号 (第 22 条関係)

注文者の氏名又は名称			
注文者の住所	電話番号 (       )       -		
広告物等の表示 又は設置の場所			
表示し、又は設置した 広告物等	名称 又は 種類		数量
当該表示又は設置の年月日	年       月       日		
請 負 金 額			

追加 [平成 17 年規則第 72 号]

(表)

宮城県	年第	号
身 分 証 明 書		
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日		
この者は、屋外広告物条例第 37 条第 2 項の規定により立入検査の職務を行う者であることを証する。		
年	月	日
宮城県知事		印

9 cm

6 cm

(裏)

屋外広告物条例抜すい	
(報告の徴収及び立入検査)	
第 37 条 略	
2 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、当該職員に、広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業を営む者の営業所に立ち入り、当該広告物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	
3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
4 第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
(罰則)	
第 48 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。	
(1) 略	
(2) 第 37 条第 2 項の規定による検査を拒否し、若しくは妨害し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	



# 2 告 示

( 広 告 物 景 観 モ デ ル 地 区 の 指 定 )

## 広告物景観モデル地区の指定

### (1) 古川市十日町地区（平成6年宮城県告示第1342号）

屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号。以下「条例」という。）第21条の2第1項の規定により、広告物景観モデル地区（以下「モデル地区」という。）を次のとおり指定する。

平成6年12月26日

宮城県知事 浅野史郎

#### 1 モデル地区として指定する区域（以下「当該モデル地区」という。）

古川都市計画道路大崎大通線（以下「本線」という。）のうち、県道古川松山線との交点から市道図書館前線との交点までの区間、同区間の本線の路肩から両側35m以内の区域、古川市十日町76番1及び77番1のうち本線の路肩から35m以内の区域並びに同市同町76番2。ただし、同市十日町25番1、26番1、105番3及び106番3は、当該モデル地区から除く。

#### 2 当該モデル地区の屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）に関する指針

##### 1) 当該モデル地区の広告物及び掲出物件（以下「広告物等」という。）に関する基本構想

当該モデル地区は大崎大通線沿線に位置する古川市内の代表的な商業地区の一つであり、地区内の事業主が中心となって「四季彩通り商店街振興組合（事務所所在地 古川市。以下「四季彩通り商店街振興組合」という。）」を結成し、地区内の環境の整備改善や商店街の活性化に努めている。また、街路事業等による歩道拡幅、無電柱化、街路樹の整備などによって、開放的な歩行者空間や四季折々の樹木に恵まれた落ち着いた美しい街並みの形成が図られている。

そこで、広告物等についても、この街並みにふさわしいものとする必要があるため、表示できる広告物等の内容や種類を限定することとする。また、広告物等の大きさ、高さ、種類、色彩等についても、当該地区の街並みと調和するよう規制や指導を行い、良好な景観を形成していくこととする。

##### 2) 当該モデル地区の美観を維持するための広告物等に関する基準

(1) 次に掲げる内容の広告物等以外は、表示し、又は設置しないこと。

イ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場（以下「事業所等」という。）に表示し、又は設置する広告物等

ロ イに掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等

ハ 公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等

ニ 四季彩通り商店街振興組合が設置する掲示板

(2) 建築物等の屋上等に表示し、又は設置して使用する固定広告物又は照明広告物については、表示し、又は設置しないこと。

(3) すべての広告物等について、ネオン管の露出したネオンサイン、光源の点滅する電飾装置又はけい光、発光若しくは反射を伴う塗料若しくは材料を使用しないこと。



- (4) 固定広告物については、次に掲げる個数を超えて表示し、又は設置しないこと。
- イ 1の事業所等当たりの延べ床面積が200㎡未満の事業所等にあつては、3個
  - ロ 1の事業所等当たりの延べ床面積が200㎡以上の事業所等にあつては、4個
- (5) 独立して地上に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物の面積及び高さについては、次のとおりとすること。
- イ 面積
    - 1面の面積が10㎡以内であり、かつ、1の広告物等の面積の合計が20㎡以内であること。
  - ロ 高さ
    - 地上から広告物等の上端までの距離が8m以内であること。
- (6) (1)から(5)に定めのない事項については、条例第10条第1項に定めるところによること。
- 3) 当該モデル地区の景観と調和させるための広告物等に関する基準
- (1) 広告物等の色彩については、次のとおりとすること。
- イ 広告物等の下地に用いる色は、緑、青又は茶色のいずれかとし、街並み全体と調和するような彩度及び明度とすること。
  - ロ 1面の面積が5㎡を超える広告物等の下地以外に用いる色は、街並み全体と調和するような色彩とすること。
- (2) 広告物等の照明方法については、次に掲げるいずれかによること。
- イ 広告物等の中に照明器具を内蔵する方法
  - ロ 照明器具を地面に埋設し、又は地上若しくは建設物等に設置して広告物等をライトアップする方法
  - ハ 照明器具を広告物等にデザインとして組み込む方法
- (3) 固定広告物、簡易広告物、移動広告物のいずれにも該当しない広告物等で主に営業時間中に事業所等の前に置くなどして移動させて使用するものについては、1の事業所等について2個以上の個数を表示し、又は設置しないこと。
- (4) 建築物等の壁面に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物については、表示し、又は設置する建築物等及び街並み全体と調和するような大きさとすること。
- (5) 簡易広告物の表示又は設置については、次のとおりとすること。
- イ 1の広告内容につき2個以上の簡易広告物を表示し、又は設置しないこと。ただし、冠婚葬祭又は当該モデル地区に事業所等を有する者の行う特別のセール若しくはイベントのため1箇月以内の期間のみ表示し、又は設置するものについては、この限りではない。
  - ロ 自己の事業所等の敷地以外には簡易広告物を表示し、又は設置しないこと。ただし、冠婚葬祭又は当該モデル地区に事業所等を有する者の行う特別のセール若しくはイベントのため1箇月以内の期間のみ表示し、又は設置するもの及び四季彩通り商店街振興組合があらかじめ指定する掲示板に表示するはり紙については、この限りではない。
- (6) シャッター上に広告物を表示する場合は、そのデザインについて街並みと調和するようものとすること。

(2) 塩竈市北浜沢乙線沿線地区（平成7年宮城県告示第1293号）

屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号。以下「条例」という。）第21条の2第1項の規定により、広告物景観モデル地区（以下「モデル地区」という。）を次のとおり指定する。

平成7年12月12日

宮城県知事 浅野史郎

1 モデル地区として指定する区域（以下「当該地区」という。）

塩竈市海岸通、宮町、本町、一森山、西町、泉ヶ岡及び赤坂の各一部

なお、地番等は、省略し、関係書類は、宮城県土木部都市計画課、宮城県仙台東土木事務所行政課及び塩竈市建設部都市計画課に備え置く。

2 当該地区の屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）に関する指針

1) 当該地区の広告物及び掲出物件（以下「広告物等」という。）に関する基本構想

当該地区は古くから志波彦神社、塩竈神社をはじめとする歴史、文化資源に恵まれ、また近くには塩竈湾、入江状の地形をした地区の中心を通る道路に沿っては蔵川、両側には一森山及び塩竈公園の森等、豊富な自然、景観資源も有している。また、都市計画道路北浜沢乙線の拡幅事業等に伴う景観整備事業によって、海と社を結ぶ一つの軸として道路そのものの観光資源化が図られるとともに、沿線地域についても、背景の自然景観、意匠、素材等に十分配慮した建築物の整備等により門前町の趣を感じさせる落ち着いた街並みの形成が図られ、地区全体として、その特性を生かした個性豊かで魅力あるまちづくりが進められている。

そこで、広告物等についても、当該地区のまちづくりの方向にあわせ、歴史を感じさせる門前町風の街並みやその背景となる自然景観に調和したものとするため、その種類、大きさ、個数、照明等について独自の規制を行うと共に、色彩、素材、形状等についてもきめ細かな指導を行い、良好な景観を形成していくこととする。

2) 当該地区の美観を維持するための広告物等に関する基準

(1) 次に掲げる内容の広告物等以外は、表示し、又は設置しないこと。

イ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場（以下「事業所等」という。）に表示し、又は設置する広告物等

ロ イに掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等

ハ 公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等

(2) 建築物等の屋上等に表示し、又は設置して使用する固定広告物については、表示し、又は設置しないこと。

(3) すべての広告物等について、ネオン管の露出したネオンサイン又は光源の点滅する電飾装置を使用しないこと。

(4) 固定広告物については、次に掲げる個数を超えて表示し、又は設置しないこと。

ただし、当該地区のうち塩竈市本町に所在し、かつ、県道塩釜吉岡線に向けて表示し、又は設置する広告物等は、これらの個数に含めない。

イ 独立して地上に表示し、又は設置する固定広告物（以下「独立地上広告物」という。）にあっては、1の事業所等当たり2個

ロ 建築物等の壁面に表示し、又は設置する固定広告物（以下「壁面広告物」という。）にあっては、1の壁面当たり5個

(5) 独立地上広告物の面積及び高さについては、次のとおりとすること。

イ 面積

1面の面積が10㎡以内であり、かつ、1の広告物等の面積の合計が15㎡以内であること。

ロ 高さ

地上から広告物等の上端までの距離が10メートル以内であること。

(6) (1)から(5)に定めのない事項については、条例第10条第1項に定めるところによること。

3) 当該地区の景観と調和させるための広告物等に関する基準

(1) 広告物等の色彩については、次のとおりとすること。

イ 広告物等の下地に用いる色は、緑、青若しくは茶色のいずれかの系統の色、無彩色、又は門前町風の街並みに調和する色とすること。

ロ 1の広告物等に用いる色は、無彩色を除いて全部で3色以内とすること。

ハ 広告物等に用いる色の彩度及び明度については、門前町風の街並みに調和したものとすること。

ニ 1の壁面又は1の敷地に複数の広告物等を表示し、又は設置する場合には、それらの色彩について統一を図ること。

(2) 伝統的な趣のある建築物等若しくはその敷地又は門前町風の建築物等若しくはその敷地に表示し、又は設置する広告物等の素材については、布、木材、石又はこれらに模した材料を用いること。

(3) 伝統的な趣のある建築物等若しくはその敷地又は門前町風の建築物等若しくはその敷地に表示し、又は設置する広告物等の字体及び形状については、建築物等の形状、意匠等と調和するようなものとする。

(4) 伝統的な趣のある建築物等については、屋号、家紋等を表示すること。

(5) 壁面広告物の大きさについては、表示し、又は設置する建築物等及び街並み全体と調和させること。

(6) はり紙、広告幕又は立看板を表示し、又は設置する場合には、その個数は必要最小限とし、かつ、表示し、又は設置する場所及び方法についても、雑然とならないよう配慮すること。

(7) 固定広告物、簡易広告物又は移動広告物のいずれにも該当しない広告物等で主に営業時間中に事業所等の前に置くなどして移動させて使用するものの個数については、1の事業所等当たり1個以内とし、かつ、自己の事業所等の敷地以外には表示し、又は設置しないこと。

(3) 岩出山町通丁南町通り沿線地区（平成8年宮城県告示第1417号）

屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号。以下「条例」という。）第21条の2第1項の規定により、広告物景観モデル地区（以下「モデル地区」という。）を次のとおり指定する。

平成8年11月29日

宮城県知事 浅野史郎

1 モデル地区として指定する区域（以下「当該モデル地区」という。）

玉造郡岩出山町二ノ構の一部

なお、地番等は省略し、関係書類は、宮城県土木部都市計画課、宮城県古川土木事務所行政課及び岩出山町地域計画課に備え置く。

2 当該モデル地区の屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）に関する指針（以下「指針」という。）

1) 当該モデル地区の広告物及び掲出物件（以下「広告物等」という。）に関する基本構想

当該モデル地区が位置する岩出山町は、伊達政宗公が宮城の地で最初に居城したことで知られ、現存する日本最古の学問所である「旧有備館」や「岩出山城趾（城山公園）」など歴史的遺産が残されており、なかでも当該モデル地区は、町の中心商業地区として栄えてきたところである。また、都市計画道路「通丁南町通り線」拡幅整備事業等により、歴史的特性を活かし未来に目を向けたまちづくりが進められている。

そこで、広告物等についても、「商業のまちとしての活気ある空間づくり」、「歴史と自然が香る落ちつきあるひとときの提供」、「新しさへの期待と感動を満足させる情報サービスの提供」を主題とし、その種類、大きさ、高さ、個数、照明等について独自の規制を行うとともに、色彩、素材、形状等についても、きめ細かな指導及び助言を行い、良好な景観を形成していくこととする。

2) 当該モデル地区の美観を維持するための広告物等に関する基準

(1) 次に掲げる広告物等は、表示し、又は設置してはならないこと。

イ 岩出山町に住所、店舗、事業所、営業所、作業場又は土地（以下「店舗等」という。）を有する者以外の者が表示し、又は設置する広告物等

ロ 電力柱、電信電話柱、街路灯柱及び軌道柱に表示し、又は設置する広告物等

(2) 建築物等の屋上等に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物（以下「屋上広告物」という。）については、表示し、又は設置してはならないこと。ただし、当該建築物等が平家の場合は、この限りでないこと。

(3) (2)ただし書の場合の屋上広告物の個数、大きさ、高さ及び表示又は設置位置については、次のとおりとすること。

イ 個数

1の建築物当たり1個を超えて表示し、又は設置してはならないこと。

ロ 大きさ

当該広告物等の1面の面積が当該建築物等の壁面のうち面積が最大のものの面積の5分の

1 以内であり、かつ、当該広告物等の面積の合計が当該建築物等の壁面面積の合計の 5 分の 1 以内であること。

ハ 高さ

設置面から広告物等の上端までの距離が地上から設置面までの距離を超えず、かつ、8 m 以内であること。

ニ 表示又は設置の位置

道路に面した方向に表示し、又は設置することとし、道路に面した方向に一面を超えて表示し、又は設置してはならないこと。

(4) 独立して地上に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物の個数、大きさ及び高さについては、次のとおりとすること。

イ 個数

1 の建築物の敷地当たり 1 個を超えて表示し、又は設置してはならないこと。

ロ 大きさ

1 面の面積が 5 m<sup>2</sup>以内であり、かつ、1 の広告物等の面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以内であること。

ハ 高さ

地上から広告物等の上端までの距離が 8 m 以内であること。

(5) 建築物等の壁面に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物（以下「壁面広告物」という。）の個数、大きさ及び高さについては、次のとおりとすること。

イ 個数

壁面広告物のうち、建築物等の壁面から水平方向に突き出して表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物（以下「突出看板」という。）及び建築物等の庇上に建てられ壁面に固定するなどして表示し、又は設置された固定広告物又は照明広告物については、1 の店舗等当たりそれぞれ 1 個を超えて表示し、又は設置してはならないこと。

ロ 大きさ

(イ) 壁面から水平方向に突き出す場合は、突出し幅が 60 cm 以内であること。

(ロ) 突出看板については、広告物等の上端から下端までの長さが 2 m 以内であること。

ハ 高さ

当該建築物等の軒の高さを限度とすること。

(6) 照明広告物のうち、ネオン管の露出したネオンサイン又は光源の点滅する電飾装置を使用する広告物（以下「特殊照明広告物」という。）については、1 の店舗等当たり 1 個を超えて表示し、又は設置してはならないこと。

(7) (1)から(6)に定めのない事項については、条例第 10 条第 1 項に定めるところによること。

3) 当該モデル地区の景観と調和させるための広告物等に関する基準

(1) 広告物等の素材については、岩出山町の特産物である竹や樅の木、その他の木材、石、布などの自然素材又はこれらに模した材料を用いること。

(2) 商人のまちの賑わいを出し、まちなみの切妻、妻入及び庇を活かすため、広告物等の色彩に

- については、日本の伝統色を用いることとし、蛍光塗料の使用は避けること。
- (3) 広告物等の字体及び形状については、古くから伝わる屋号、家紋等を尊重し、歴史や伝統を重んじたまちなみに調和するようなものとする。
  - (4) 広告物等の意匠については、各店舗の事業内容を明瞭に表現し、まちなみに調和するようなものとする。
  - (5) 次の広告物等については、次に掲げる個数を超えて表示し、又は設置してはならないこと。  
ただし、ロに掲げる広告物等について、岩出山町南町商店街事業協同組合役員及び当該モデル地区の代表者で構成し、設置されたまちづくり委員会（以下「まちづくり委員会」という。）が認めた場合は、この限りでない。
    - イ 製造業者が取り扱う商品について表示された広告物等で、当該製造業者から有料又は無料で支給されたもの（以下「メーカー支給看板」という。）については、1の店舗等当たり3個
    - ロ 建築物等の軒又は庇に吊り下げて表示し、又は設置する広告物等（以下「軒下看板」という。）については、1の建築物当たり1個
    - ハ 固定広告物、簡易広告物又は移動広告物のいずれにも該当しない広告物等で主に営業時間中に店舗等の前に置くなどして移動させて使用するものについては、1の店舗等当たり1個
  - (6) メーカー支給看板及び自動販売機に表示する広告物等については、景観を損なわないよう意匠加工するなどして、まちなみに調和するようなものとする。
  - (7) 軒下看板の高さについては、地上から広告物等の下端までの距離を2.1m以上とし、当該建築物等の軒の高さを限度とすること。
  - (8) 壁面広告物のうち、突出看板を表示し、又は設置する位置については、一定の規則性を持たせるため、他の突出看板との調和に配慮すること。
  - (9) 特殊照明広告物については、景観を損なわず、まちなみに調和するようなものとする。
  - (10) シャッター等の戸締り用材には、広告物等を表示し、又は設置してはならないこと。
  - (11) まちづくり委員会は、まちづくり委員会が指針に合致する広告物等として推奨する広告物等（以下「推奨広告物」という。）を定めることとし、広告物等を表示し、又は設置するに当たっては、当該推奨広告物を採用し、又は参考にすることができること。

3 屋外広告物監視員設置要綱  
屋外広告物監視員服務要綱  
みやぎ違反広告物除却  
サポーター制度要綱

## 屋外広告物監視員設置要綱

(設置)

第1条 屋外広告物の取締り及び監視を強化するため土木事務所（地域事務所を含む。以下同じ。）に屋外広告物監視員（以下「監視員」という。）を置く。

(任命)

第2条 監視員は、屋外広告物事務に理解を有する者のうちから知事が任命する。

(監視員の身分)

第3条 監視員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(職務)

第4条 監視員は、当該土木事務所の所管区域内の屋外広告物に関し、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 屋外広告物が屋外広告物法、屋外広告物条例、その他関係の法令等の規定に基づく処分若しくは条件が遵守されているかどうかを確認すること。
- (2) 前号に規定する法令等に違反している者又は違反するおそれのある者を発見したときは所属長に連絡し、その指示を受けること。
- (3) 前2号に規定するもののほか屋外広告物の取締り及び監視に関し特に命ぜられたこと。

(身分証明書)

第5条 監視員は、その身分を示す身分証明書（様式第1号）を携帯し、かつ腕章（様式第2号）を着用し関係人の請求があったときは、身分証明書を提示しなければならない。

第6条 この要綱に定めるもののほか服務に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年12月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。



第 号
身分証明書
住 所
氏 名
年 月 日生
上記の者は屋外広告物監視員であることを証明する。
年 月 日
宮城県知事 <span style="float: right;">印</span>

大きさ 縦9 cm／横6 cm

屋外広告物監視員設置要綱抜すい
(職務)
第4条 監視員は、当該土木事務所の所管区域内の屋外広告物に関し、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
(1) 屋外広告物が屋外広告物法、屋外広告物条例、その他関係の法令等の規定に基づく処分若しくは条件が遵守されているかどうかを確認すること。
(2) 前号に規定する法令等に違反している者又は違反するおそれのある者を発見したときは所属長に連絡し、その指示を受けること。
(3) 前2号に規定するもののほか屋外広告物の取締り及び監視に関し特に命ぜられたこと。

様式第2号

屋 外 廣 告 物 監 視 員  
宮 城 県

- |   |      |    |       |
|---|------|----|-------|
| 1 | 布地の色 | 青  |       |
| 2 | 文字の色 | 黄  |       |
| 3 | 大きさ  | 長さ | 40 cm |
|   |      | 巾  | 10 cm |

## 屋外広告物監視員服務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか屋外広告物監視員（以下「監視員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「所属長」とは、当該監視員の所属する土木事務所（地域事務所を含む。以下同じ。）の長をいう。

(身分証明書等)

第3条 身分証明書は、土木部都市計画課長（以下「都市計画課長」という。）が身分証明書交付台帳（様式第1号）に登載し監視員に交付するものとする。

2 身分証明書を亡失し、又は汚損したため再交付を受けようとするときは、身分証明書再交付申請書（様式第2号）により所属長を経由して都市計画課長に提出しなければならない。

3 監視員でなくなったときは、速やかに身分証明書及び腕章その他交付した物品を返還しなければならない。

(勤務日)

第4条 監視員の勤務日は1週間のうち4日間とする。

(勤務時間)

第5条 監視員の勤務時間は、1日につき7時間15分とし、別に定めるところにより所属長が割り振るものとする。

(職務)

第6条 監視員は、屋外広告物の取締り及び監視事務に従事するものとし、所属土木事務所の所管区域内の屋外広告物を巡視し、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 屋外広告物法及び屋外広告物条例並びにその他の関係法令（以下「屋外広告物関係法令」という。）に違反して屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等の行為（以下「表示等」という。）をし又はしようとしている者に対し違法行為であることを認識させ、当該違法行為の中止を勧告し、直ちに土木事務所に出頭するよう指導すること。

(2) 屋外広告物関係法令の規定に基づく許可を受け表示等がなされているものについては屋外広告物関係法令及び当該許可処分に係る条件が遵守されているかを確認すること。

(3) 前号に規定する確認行為のうち屋外広告物について次に掲げる事実行為の確認をとくに厳密に行うこと。

イ 破損及び老朽等により公衆に危害を与えるおそれがないか。

ロ 著しく汚染し退色し、又は塗料等のはく離したものがないか。

ハ 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げていないか。

ニ 道路交通の安全を阻害するおそれはないか。

ホ 許可処分と異なる場所に表示等を行っていないか。

ヘ 電力柱、電信電話柱、街路灯柱及び軌道柱にはり紙、はり札又は立看板を表示していないか。

ト 道路敷内に立看板を表示していないか。

チ 知事の許可を受けずに広告物件を変更し、又は改造していないか。

リ 許可期間をこえているものがないか。

(4) 知事が必要と認め、広告物又は広告物を掲出する物件の存する土地若しくは建物に立ち入り検査を命じた場合の検査

(5) 屋外広告物条例に明らかに違反して表示されているはり紙、はり札等、立看板等及び広告旗の除却。

(復命)

第7条 監視員は、巡視を完了して帰庁したときは、緊急に処理を要する事項について速やかにその概要を所属長に報告しなければならない。

(天候不良等による勤務)

第8条 所属長は、監視員の勤務日が天候不良その他不可抗力等の事情により、監視員が所管区域を巡視することが不可能又は困難であると認めるとき、その他必要があると認めるときは、所属土木事務所において内勤させることができる。

2 前項の規定は、監視員が所管区域を巡視中同項と同様の事情となったときも同様とする。

(日誌及び月報)

第9条 監視員は、当該勤務終了後、毎日勤務中の状況その他の所定の事項を日誌(様式第3号)に記載し上司に報告しなければならない。

2 監視員は、月ごとの監視の実績を月報(様式第4号)に記載し、監視した月の翌月10日までに上司に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



身分証明書再交付申請書

宮城県知事		所 属	土木事務所
殿		職氏名	屋外広告物監視員
			氏名 印
番号	交付年月日		亡失（汚損）年月日
亡失（汚損理由）			
摘要			

(表)

日 誌

屋外広告物監視員

検 印	所 長		次 長		行政課 長		係 長		班 員	
年 月 日				曜日		天 候				
指示者		職 名			氏 名					
指示事項										

(裏)

	巡視地域	巡視状況	同左に対する措置
勤務 状況			



(表)  
屋外広告物監視員監視月報

年	月分	監視日数	日
---	----	------	---

宮城県 土木事務所 監視員名

点検確認・指導等の項目	実績 (件数)	特記事項
1 違反広告物の確認件数	件	
禁止地域	件	
許可地域で不許可	件	
不許可変更・改造	件	
禁止物件	件	
禁止広告物	件	
その他	件	
2 簡易除却物件数	件	
はり紙	件	
はり札等	件	
立看板等	件	
広告旗	件	

(裏)

点検確認・指導等の項目	実績（件数）	特記事項
3 是正指導件数	件	
口頭	件	
文書	件	
4 工事完了確認件数	件	
5 その他	件	
備    考		

## みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、違反広告物の除却を推進し、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持することを目的として、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条4項の規定による土木事務所長又は土木事務所地域事務所長（以下「所長」という。）の委任を受けて、宮城県屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例16号。以下「条例」という。）に違反するはり紙（以下「違反はり紙」という。）の除却を行うみやぎ違反広告物除却サポーター（以下「除却サポーター」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(除却推進団体の認定)

第2条 所長は、違反はり紙を除却しようとする団体（その構成員（満20歳以上に限る。以下同じ。）数が3人以上であるものに限る。）で、違反はり紙の除却を行うことが適当であると認めるものを違反広告物除却推進団体（以下「除却推進団体」という。）として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、違反広告物除却推進団体申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付して、活動しようとする地域を所管する所長に提出しなければならない。

- (1) 構成員の名簿（様式第2号）
- (2) 活動計画書（様式第3号）
- (3) その所長が必要と認める書類

(認定書の交付等)

第3条 所長は、前条第2項により申請団体から申請書が提出された場合において、同条第1項の規定による認定をしたときは、当該申請団体に対し違反広告物除却推進団体認定書（様式第4号。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 前条第1項の規定による認定の期間は、前項の認定書の交付の日から2年以内とする。ただし、所長が適当と認めるときは、これを更新することができる。

(変更等の届出)

第4条 除却推進団体は、申請書又は添付書類に記載された事項に変更が生じたときは、所長に違反広告物除却推進団体認定変更届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 除却推進団体は、その活動を廃止したときは、所長に違反広告物除却推進団体活動廃止届出書（様式第6号）を提出しなければならない。

(認定の取消し)

第5条 所長は、除却推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第2条第1項の認定を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 構成員が3人未満になったとき。
- (3) 除却推進団体としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他除却推進団体が違反はり紙の除却を行うことが適当でなくなったと所長が認めるとき。

(除却サポーター)

第6条 所長は、除却推進団体の構成員で各号の要件のいずれかを満たす者に対し、除却サポーターとして法第7条第4項の規定による簡易除却の権限（はり紙に係るものに限る。）を委任することができる。

できる。

(1) 所長が開催する簡易除却に関する講習会等を受講した者

(2) その他所長が前号と同等以上の知識を有すると認める者

2 前項に定める委任の期間は、2年以内とする。ただし、所長が適当と認めるときは、これを更新することができる。

3 所長は、第1項に定める委任を行ったときは、除却サポーターにみやぎ違反広告物除却サポーター証明書（様式第7号。以下「証明書」という。）及び腕章を交付するものとする。

（除却対象）

第7条 除却サポーターが除却できる広告物は、条例第3条各号に掲げる物件に表示されている違反はり紙とする。ただし、次に掲げる広告物は、この限りでない。

(1) 政党、政治団体、労働団体その他団体又は個人が政治活動又は労働運動のために表示するもの

(2) 町内会行事の開催のために表示するものその他非営利目的のもの

（遵守事項）

第8条 除却サポーターは、次に掲げる事項を遵守して除却活動を行わなければならない。

(1) 証明書を携帯し、腕章を着用すること。

(2) 2人以上で活動を行うこと。

(3) 日没後の除却活動は避けること。

(4) 違反はり紙が除却対象であるか疑義が生じた場合等は、所長の指示を受けること。

(5) 関係法令及び所長の指示に従うこと。

（委任の取消し）

第9条 所長は、除却サポーターとしてふさわしくない行為があったと認めるときは、当該除却サポーターに対する委任を取り消すことができる。

2 第5条の規定により認定を取り消された除却推進団体に係る除却サポーターは、当該認定の取消しにより委任を取り消されたものとみなす。

（証明書等の返還）

第10条 除却サポーターは、委任期間が満了したとき、委任を取り消されたとき又は活動を廃止したときは、証明書及び腕章を所長に返還しなければならない。ただし、委任期間満了後に更新をした場合の腕章については、この限りでない。

（報告）

第11条 除却推進団体の代表者は、除却活動報告書（様式第8号）を、9月末日及び3月15日までに所長に提出しなければならない。

（実施細目）

第12条 この要綱に定めるもののほか、除却サポーターの設置等に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

違反広告物除却推進団体認定申請書（新規・更新）

年 月 日

宮城県 事務所長 殿

団体名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

下記のとおり除却推進団体の認定を受けたいので、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第2条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 除却活動場所	宮城県 市・町・村
2 構成員の人数	人
3 活動期間	年 月 日まで
4 添付書類	(1) 構成員の名簿（様式第2号） (2) 活動計画書（様式第3号） (3) その他
備考	

(注意)

- 1 申請窓口は、活動場所を所管する土木事務所行政班又は土木事務所地域事務所行政班です。
- 2 除却推進団体として認定されるためには、満20歳以上の構成員が3人以上必要です。
- 3 実際に除却活動を行うには、団体としての認定のほか、講習会を受講し、構成員が除却サポーターとしての委任を受ける必要があります。

違反広告物除却推進団体構成員名簿

団体名： \_\_\_\_\_

( 枚目 / 枚中)

No	氏名 <small>（フリガナ）</small>	連絡先（住所・電話番号）	生年月日	備考
1	(代表者)	住所 電話		
2		住所 電話		
3		住所 電話		
4		住所 電話		
5		住所 電話		
6		住所 電話		
7		住所 電話		
8		住所 電話		
9		住所 電話		
10		住所 電話		
11		住所 電話		
12		住所 電話		
13		住所 電話		
14		住所 電話		
15		住所 電話		

活動計画書

団体名：\_\_\_\_\_

連絡先	氏名			
	電話		Fax	
	E-mail			
除却活動予定日及び時間	次のとおり除却を行う予定です。(□にチェックを入れる。) <input type="checkbox"/> 毎月第 曜日 午前・午後 : ~午前・午後 : <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 午前・午後 : ~午前・午後 : <input type="checkbox"/> 毎日 午前・午後 : ~午前・午後 : <input type="checkbox"/> その他			
主な活動場所	市・町・村			
除却活動の内容及び方法				
備考				

〇〇〇第 号  
年 月 日

団体名  
代表者氏名 様

宮城県 事務所長

### 違反広告物除却推進団体認定書

年 月 日付けで申請のありました違反広告物除却推進団体の認定について、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第2条第1項の規定により、下記のとおり認定します。

#### 記

- 1 除却推進団体名
- 2 代表者氏名
- 3 活動期間 年 月 日から 年 月 日までの間
- 4 活動場所 市町村内
- 5 構成員数 人

(担当)宮城県	事務所行政班
電話:	
FAX:	
E-mail:	



〇〇〇第 号  
年 月 日

団体名  
代表者氏名 様

宮城県 事務所長

### 違反広告物除却推進団体更新認定書

年 月 日付けで申請のありました違反広告物除却推進団体の更新認定について、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり認定します。

#### 記

- 1 除却推進団体名
- 2 代表者氏名
- 3 活動期間 年 月 日から 年 月 日までの間
- 4 活動場所 市町村内
- 5 構成員数 人

(担当)宮城県	事務所行政班
電話:	
FAX:	
E-mail:	

違反広告物除却推進団体認定変更届出書

年 月 日

宮城県

事務所長 殿

団体名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で認定書の交付のありました違反広告物除却推進団体の認定事項について下記のとおり変更がありましたので、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第 4 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
備考			

(注意)

- 1 申請窓口は、認定申請を行った場所と同じ土木事務所行政班又は土木事務所地域事務所行政班です。
- 2 変更事項が添付書類の場合は、添付書類を添付してください。

違反広告物除却推進団体活動廃止届出書

年 月 日

宮城県

事務所長 殿

団体名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で認定書の交付のありました宮城県違反広告物除却推進団体の活動を廃止しましたので、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第 4 条第 2 項の規定により、届け出ます。

記

1 除却活動場所	宮城県 市・町・村
2 構成員の人数	人
3 活動廃止年月日	年 月 日
備考	

(注意) 除却サポーターに交付した証明書及び腕章を返却してください。

(表)

宮城県〇土 年第 号

みやぎ違反広告物除却サポーター証明書

氏 名  
生年月日

この者は、みやぎ違反広告物サポーター制度要綱第6条第1項の規定によるみやぎ違反広告物除却サポーターとして、屋外広告物法第7条第4項の規定により、違反はり紙の除却を委任された者であることを証する。

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  
年 月 日

宮城県 事務所長 印

9センチメートル

9センチメートル

(裏)

みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱 (抄)

(遵守事項)

第8条 除却サポーターは、次に掲げる事項を遵守して除却活動を行わなければならない。

- (1) 証明書を携帯し、腕章を着用すること。
- (2) 2人以上で活動を行うこと。
- (3) 日没後の除却活動は避けること。
- (4) 違反はり紙が除却対象であるか疑義が生じた場合等は、土木事務所長又は土木事務所地域事務所長の指示を受けること。
- (5) 関係法令及び土木事務所長又は土木事務所地域事務所長の指示に従うこと。

[〇〇事務所の連絡先]  
〇〇〇〇事務所行政班 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

9センチメートル

9センチメートル

除却活動報告書

年 月 日

宮城県 事務所長 殿

団体名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

次のとおり違反はり紙を除却しましたので、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第 11 条の規定により、報告します。

記

活動期間： \_\_\_\_\_ 年 月 日 ～ \_\_\_\_\_ 年 月 日

回	活動日時	除却場所	除却枚数	参加人数	備考
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日 午前・午後 : ～午前・午後 :		枚	人	



# 4 通 達 等

# (1) 屋外広告物法の一部を改正する法律の施行通達

建設省都公緑発第80号

昭和48年11月12日

宮城県知事殿

建設事務次官

## 屋外広告物法の一部を改正する法律について

屋外広告物法の一部を改正する法律は、昭和48年9月17日法律第81号をもって公布され、昭和48年12月16日から施行される運びとなったが、今回の改正は、屋外広告物に対する規制の実情にかんがみ、違反広告物について都道府県知事の行う除却措置に関する規定を整備するとともに屋外広告業の届出制度の創設等その指導の強化を図り、もって都市の美観風致の維持等を確保しようとするものである。

この改正の趣旨に従い、その実施にあたっては、下記の点に十分留意して、屋外広告物条例の改正等必要な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期するとともに、すみやかに関係事項を貴管下関係機関に周知徹底方取り計らわれたく命により通達する。

### 記

#### 1 違反はり札、立て看板の除却措置の簡素化について

違反広告物の除却については、屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第1項及び第2項の手続によるのが原則であり、はり紙についてのみ、同条第3項の簡易な除却手続が認められているところであるが、近時の違反はり札、立看板の実情にかんがみ、これらについても、今回ははり紙と同様の簡易な除却措置を講ずることとした（法第7条第4項の改正規定）。その運用にあたっては、後述3の趣旨に十分配慮しつつ、この積極的な活用を図り、違反はり札及び立看板の一掃に努められたい。

#### 2 屋外広告業に対する指導の強化について

屋外広告物行政をより実効あらしめるために、今回の改正においては、屋外広告物の直接規制と相まって、屋外広告活動の大半を担う屋外広告業者について、届出制度の創設（法第8条の改正規定）、講習会終了者等の設置義務（法第9条の改正規定）、都道府県知事の屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告の制度（法第10条の改正規定）を、それぞれ条例で設け得ることとした。

これらの運用にあたっては、改正の趣旨にかんがみ、法の目的を達成し得るよう、制度の周知徹底に努めるとともに適正な講習会の実施等屋外広告業者の指導監督に遺憾なきを期せられたい。

なお、講習会の実施に際しては、屋外広告業者が比較的零細業が多い現状にかんがみ、その参加経費が過重な負担とならないよう配慮されたい。

#### 3 屋外広告物行政の運用について

屋外広告物行政は、周知のように、都市の美観風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止するため、国民の表現の手段を規制するものであるため、その運用にあたっては、いやしくも国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害することのないよう厳正な運用を期する必要があるため、今回この旨を明文化した（法第15条の改正規定）。

今後、屋外広告物行政を推進するにあたっては、この趣旨に留意するとともに、あわせて公共掲示板の設置等公的な表現の場の確保に努められるよう配慮されたい。

なお、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出を経た政党、協会等が表示するはり紙、はり札又は立看板の手数料は、これを徴収しないこととされるとともに市民運動、労働運動にかかわるはり紙、立看板等の取扱いについては慎重に行われたい。



#### 4 公衆に対する危害の防止について

近時、屋外広告物の損壊等による事故が多発しているが、広告塔及び工作物等に掲出する広告物の設置については、公衆に危害を及ぼすことのないよう監督を厳重にし、事故防止について万全の対策を講ずるよう広告主、工事施工者等を十分指導されたい。

## (2) 屋外広告物法の一部を改正する法律の施行通知

建設省都公緑発第81号

昭和48年11月12日

宮城県知事殿

建設省都市局長

### 屋外広告物法の一部を改正する法律について

標記については、昭和48年11月12日付け建設省都公緑発第80号をもって事務次官からその基本的事項について通達されたところであるが、その運用については、さらに下記事項に留意されるとともに、すみやかに屋外広告物条例を改正し、その施行に遺憾のないよう措置されたい。

なお、別添のとおり屋外広告物標準条例案の一部を改正する標準条例案を作成したので、参考とされたい。

#### 記

#### 第1 違反はり札、立看板の除去措置の簡素化について

1 この法律による改正後の屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の対象となる「はり札」とは、その材質がベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板のように比較的経易なものからなる札に紙をはったものを、工作物等にひも、針金等でつるし、又はくくりつける等容易に取りはずすことができる状態で取り付けられたものであること。

また、「立看板」とは、その材質が木枠に紙張りし、若しくは布張りしたもの又は上記の材質からなる札に紙をはったものを容易に取りはずすことができる状態で立て又は立て掛けられたものであり、その材質が金属枠であるもの又はいわゆる野立看板のように土地に固定された状態で立てられているものは除かれるものであること。

2 本項ただし書にいう「相当の期間」は、都道府県におけるはり札、立看板の許可期限を参考に判断すべく、通常1ヵ月程度と考えられるが、当該広告物の表示内容等からみて、すでにその意図するところ達成されたと明らかに認められる場合には、「相当の期間を経過」したものとして取り扱って差し支えないこと。

また「管理されずに放置されている」とは、補修その他必要な管理をなさず、良好な状態に保持されていない場合又は行政庁が違反を発見し、除却すべき旨を通告したにもかかわらず除却に必要なと認められる期間（通常5日間程度）を経過した後もそのまま放置されている場合をいうものであること。

3 本項の規定によるはり札、立看板の除却については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服の申立てはできないと解されるので、本項に規定する要件を充たさないものを除却することのないよう注意すること。

4 本項の規定によるはり札又は、立看板の除却は、知事の命じた職員の監督の下に、除却作業等の事実行為を第三者に委託することができるが、さらに、本項による措置そのものを道路管理者その他の第三者に委任することも可能であること。この場合において、受任者の資格、受任事務の範囲等についての所要の基準を設けることにより、その適正を期すること。

- 5 本項の規定により除却したはり札又は立看板は、いったんこれを保管し、保管の開始後遅滞なく管理者等に引き渡すか、あるいは管理者等に受け取る意思がない場合には適宜処分するものとする。

## 第2 屋外広告業の届出制度について

- 1 屋外広告業の届出制度を設けたのは、都道府県の区域内において屋外広告業を営む者の実態を的確に把握し、その指導育成に資する趣旨であるので、屋外広告業者が営業活動を都道府県の区域内において行おうとする場合であれば、当該区域内に営業所を有しているか否かにかかわらず、又、他の都道府県に所在する営業所であっても届け出るべきものであること。なお、屋外広告業者の営業活動が他の都道府県に及ぶ場合には関係都道府県知事間で十分な通報、連絡を行うことにより、その営業活動の全体を把握するように努めること。
- 2 法第2条第2項の「屋外広告業」とは、広告主から広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことをいい、元請け、下請けを問わないが、広告物の表示等の工事を請け負わない広告代理業は、これに該当しないものであること。
- 3 「届出」については、手続の簡便を考慮し、必要に応じて、便宜、届出人が所属する屋外広告業者の組織する地域的団体において取りまとめのうえ、届出をさせることとしてさしつかえないこと。  
なお屋外広告業の届出を受理した場合は、届出番号を付して屋外広告業者届出簿に記載整理のうえ、その旨を証する届出済証を交付するものとし、屋外広告業者が届出済証又はその写しを、その営業所に備え付け、公衆に表示するよう指導すること。
- 4 法第8条及び第9条中「営業所」とは、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関し常時請負契約を締結する等営業の場地的中心となる事務所をいい、その主従を問わないが単なる作業所、連絡事務所等はこれに該当しないこと。

## 第3 講習会修了者等の設置義務について

- 1 講習会修了者等の設置義務に関する制度を設けたのは、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し、営業所の責任者にふさわしい知識を修得させる趣旨のものであるので、講習会の開催は次により行うこと。  
なお、講習会の運営の全部又は一部について、事務の合理化を計る趣旨から、必要に応じ、他の者に委託することはさしつかえないこと。
- (1) 講習会の講習要目及び内容は、上述の趣旨にかんがみ、おおむね次のとおりとすること。  
なお、条例施行後の最初の講習会については、受講者の受講の便を図るため、必要と認められるときは、下記時間数を下まわってもさしつかえない。
- (イ) 屋外広告物に関する法令  
屋外広告物法の趣旨を周知徹底させるとともに、屋外広告物条例及び同規則、都市計画法、建築基準法、道路法等について一般的知識を修得させることを目標として、6時間程度とすること。
- (ロ) 屋外広告物の表示の方法に関する事項  
都市の美観風致と広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方について一般的知識を修得させることを目標として、4時間程度とすること。
- (ハ) 屋外広告物の施工に関する事項  
屋外広告物の種類ごとに材料、構造、設置方法等について一般的な知識を修得させることを目標として、8時間程度とすること。
- (2) 上述の趣旨にかんがみ、すでに講習会の課程の一部について必要な知識を有すると認められる者については、その申請により、講習会の課程の一部を免除してさしつかえないこと。  
特に次に掲げる者については、講習要目の(イ)「屋外広告物の施工に関する事項」の課程を免除すること。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (ロ) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士の資格を有する者
- (ハ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第54条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (ニ) 職業訓練法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって帆布製品製造取付けに係るもの

(3) 講習会は、少なくとも毎回1回開催するものとし、開催にあたっては、あらかじめその開催の日時及び場所その他講習会の開催に関し必要な事項について周知徹底を図るとともに、その講習会の能率的な運営を図り、あわせて受講者の便宜に供するため、講習会の課程をわかりやすく解説した講習用テキストを作成し、受講者に配布すること。

2 法第9条第1項の「講習会の課程を修了した者」とは、講習会の開始時から終了時まで継続して在席し聴講した者をいい、遅刻、退席等があった者については、その程度を十分勘案して、決するものとし、考査等によりその修了を判定しないこと。

なお、講習会を修了した者については、修了証明書を交付し、講習会修了者等台帳に記載整理すること。

3 法第9条第1項の「講習会修了者と同等以上の知識を有する者として条例で定める者」とは、次に掲げる者とする。

(1) 他の都道府県（指定都市を含む。）の講習会修了者

(2) 職業訓練法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの

(3) 知事が講習会修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

なお、上述(3)の認定にあつては、営業所における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置の責任者として5年以上の経験を有すること及び過去5年間にわたり、屋外広告物に関する法令に違反することがなかったことを基準とされるとともに、認定した場合は、認定書を交付し、講習会修了者等台帳に記載整理することとされたい。

4 法第9条第1項の「営業所ごとに……置かれていなければならない」とあるのは、当該講習会修了者等が必ずしもその営業所に専任の者であることを要しないが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその営業所の業務に随時従事し得るものを置くべきことをいうものであること。

5 法第9条第2項の「期間」は、次期講習会修了時までの期間に所定の手続に必要な期間を加えたものを限度として定めること。

#### 第4 屋外広告業者に対する指導等について

屋外広告業者の指導にあつては、屋外広告業者が組織する地域的団体の育成を図るとともに、当該団体が屋外広告物の表示方法、施工技術等の改善、広告倫理の高揚等を図り、もって屋外広告業者の質的向上を図るための努力を積極的に行うよう指導すること。

なお、広告物の表示等に関する許可の申請にあつては、工事施工者たる屋外広告業者の氏名、住所等必要な事項を添付させ、工事施工者を事前に把握することによって、広告物規制と屋外広告業者の指導とを一体的に行うよう努めること。

#### 第5 経過措置

この法律の施行のため条例改正に際しては、屋外広告業の届出及び講習会修了者等の設置については、公布後90日程度を経た後施行するものとし、かつ、施行の際、現に屋外広告業を営んでいる者に対しては、経過措置として、屋外広告業の届出について改正条例の施行後30日程度の猶予期間を置くものとする。

#### 第6 その他

屋外広告物規制の強化とあいまって公共掲示板等を整備することにより、違反広告物の減少が期待されること、とくに、広範な地域にわたり屋外広告物の掲示を禁止する場合には公共掲示板等の公的な表現の場を確保することが重要であることにかんがみ、その設置について積極的に努められたい。

### (3) 屋外広告物法の一部を改正する法律の施行通知

平成16年12月17日

国都公緑発第148号

各都道府県知事 殿  
各指定都市・中核市市長 殿

国土交通省都市・地域整備局長  
竹 歳 誠

#### 屋外広告物法の一部改正について

「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が、平成16年6月18日法律第111号をもって公布され、平成16年12月17日から施行されたところです。この中で、屋外広告物法については、景観行政を行う市町村による屋外広告物条例の制定、許可区域の全国化、簡易除却対象となる広告物等の範囲の拡大、屋外広告業の登録制度の導入等の所要の改正が行われたところです。今回の改正は、違反広告物対策の実効性を確保するとともに、良質で地域の景観と調和した屋外広告物の表示等を図ることを目的とするものであります。

今般、この改正により創設・充実された措置の活用に当たり、円滑かつ適切な運用を図ることが重要であるとの認識から、屋外広告物法の運用に関する技術的助言として、この通知を送付するものです。貴職におかれましては、下記の事項に留意し、改正法について広くその趣旨及びその内容の周知を図り、法の普及に努めるとともに、法の円滑かつ適切な運用を図ることにより、更なる良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止が図られることとなれば幸甚です。

なお、都道府県におかれましては、必要に応じ、貴管内関係市町村（指定都市及び中核市を除く。）に通知していただきますようお願いいたします。

#### 記

#### I. 広告物等の制限

##### 1. 許可対象区域の全国化について

良好な景観の形成は、地域住民の意向を踏まえそれぞれの地域の個性及び特徴の伸長に資するよう多様な形成が図られるべきことに鑑み、また、今回の屋外広告物法の改正と同時に公布された「景観法（平成16年法律第110号）」の景観計画区域等の制度が農業振興地域や自然公園等も含む広範な地域を対象としうることも参考としつつ、条例で広告物の表示又は掲出物件の設置について許可を受けなければならないとすることその他の制限を行うことができる地域について、「市及び人口5千人以上の市街的町村」との限定を外し、全国で許可制等の制限を導入することができることとしました。

なお、この改正によって、直ちに全ての町村の全域に許可制を導入する必要があるものではなく、どの町村のどの区域に許可制等の制限を導入すべきかは、地域の実情に応じて判断されることが望まれます。

##### 2. 景観行政を行う市町村による屋外広告物条例の制定について

###### (1) 趣旨

「景観法」においては、景観計画の策定等の景観行政を行う地方公共団体を「景観行政団体」と位置づけ、指定都市及び中核市の区域については当該市が、指定都市及び中核市以外の市町村（以下「普通市町村」という。）の区域については当該普通市町村が都道府県の同意を得て、当該普通市町村の区域以外の区域については都道府県が景観行政団体となることとしています。

屋外広告物は景観を構成する重要な要素であることから、屋外広告物行政についても、普通市町村である景観行政団体であっても景観計画に基づく規制等と一元的に行うことを可能にするため、都道府県と普通市町村とが協議の上、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、当該都道府県の条例で、普通市町村が処理することができることとしました。また、景観行政と屋外広告物行政の統一的

運用を図るため、景観計画に「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めることができることとともに（景観法第8条第2項第5号イ）、当該事項が定められた景観計画を策定した景観行政団体の屋外広告物に関する条例は、景観計画に即して定めることとしています。

#### (2) 屋外広告物に関する条例の制定等の権限の移譲の考え方

この改正は、屋外広告物行政を行う意欲と能力を有する普通市町村も景観行政と屋外広告物行政を一体的に行うことを可能としたものです。したがって、景観計画において「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めた普通市町村である景観行政団体に対しては、当該普通市町村の体制が明らかに屋外広告物行政を担えない場合等を除き、原則として、都道府県から屋外広告物に関する条例の制定等の権限の移譲が行われることが望まれます。

一方、全ての景観行政団体である普通市町村が屋外広告物行政を行わなければならないものではなく、景観計画に「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めるかどうかは、簡易除却事務等当該普通市町村の従前の屋外広告物に関する事務の実施状況その他の地域の実情に応じて、それぞれの景観行政団体となる普通市町村が判断することが望まれます。また、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃の権限の移譲についても、景観計画への当該事項の記載の有無等に応じて判断されることが望まれます。

#### (3) 移譲する権限の内容

この改正により普通市町村に移譲することができる権限の内容は、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃の権限となっています。同法第9条から第11条までの屋外広告業に関する条例の制定又は改廃については、屋外広告業者の活動範囲等に鑑み都道府県、指定都市及び中核市の権限としており、普通市町村に移譲することはできないこととされています。

また、普通市町村に移譲することができる権限の範囲は、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部とされています。このため、当該普通市町村の制定する条例の対象について、当該普通市町村の全ての区域で全ての広告物及び掲出物件とする場合のほか、その対象地域や対象とする広告物等をその一部に限定する場合も考えられることから、地域の実情に応じ都道府県と普通市町村が協議の上適切に役割分担することが望まれます。

#### (4) 移譲に際しての留意事項

この改正により普通市町村に屋外広告物に関する条例の制定及び改廃の権限を移譲するに当たっては、都道府県は、当該移譲する権限の内容に応じ、併せて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2に基づき、普通市町村と協議の上、屋外広告物法第7条及び第8条の広告物等の除却、保管、公示、売却、廃棄等に関する事務を当該普通市町村が処理することとすることが望まれます。

また、この改正により普通市町村が条例を制定し、適用するに当たっては、規制内容や基準、手続等に係る条例や規則等を、都道府県の権限移譲に係る条例の適用の日までに策定するとともに、従前の都道府県の条例より規制が強化される場合には既存の広告物等についての適切な経過措置を定める等、その円滑な移行に十分留意することが望まれます。

## II. 違反広告物等に対する措置

### 1. 違反広告物等に係る行政代執行法の要件の明確化について

広告物又は掲出物件が屋外広告物条例に違反している場合において、いわゆる簡易除却又は略式代執行の要件に該当しないときには、屋外広告物法は都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長（以下「都道府県知事等」という。）が当該広告物の表示者等に対し除却等の措置を命ずることによりこれを是正することとしています。今般の改正では、違反広告物等が大量にある実情に鑑み、迅速かつ適切な是正を図るため、都道府県知事等が当該命令を行った場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い行政代執行を行うことができることとして、行政代執行の要

件を明確化することとしました。

なお、この改正に伴い、都道府県知事等が違反広告物の表示者等に対し除却等の措置を命ずる際には、条例で定めるところにより、相当の期限を定めてその措置を命ずることが必要とされたところですので、留意願います。また、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による屋外広告物法の改正規定の施行日（平成16年12月17日。以下「改正法の施行日」という。）前に、同法による改正前の屋外広告物法（以下「旧屋外広告物法」という。）第7条第1項の規定により命ぜられた措置については、本改正事項の適用はなく、従前どおり行政代執行法第2条の要件に該当する場合に、同法の定めるところにより行政代執行を行うこととされています。

## 2. 簡易除却対象となる広告物等の拡大及び簡易除却の要件の緩和について

### (1) 趣旨

近年においても、全国的に屋外広告物条例に違反した簡易除却対象広告物又はこれに類する広告物等が大量に生じていることに鑑み、「構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成15年法律第66号）」により導入した簡易除却対象広告物等の拡大及び簡易除却の要件の緩和措置を全国化することとしました。

なお、この改正に伴い、「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」に基づく「屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業」は、改正法の施行日をもって廃止されたところであり、同日以降、同法に基づく特区の認定を受けていた地方公共団体においても、特区の認定を受けた区域の内外にかかわらず、改正後の屋外広告物法に基づき、「屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業」と同様の要件により簡易除却を行うことができることとされています。

### (2) 簡易除却の対象となる広告物等について

改正後の屋外広告物法に基づく簡易除却の対象となる広告物又は掲出物件は、条例に明らかに違反して表示又は設置されている以下の広告物等です。

#### i はり紙

#### ii はり札等（管理されずに放置されていることが明らかなきに限り。）

はり札等とは、概ね、ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものをはり、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接塗装・印刷をして、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているようなものをいいます。

#### iii 広告旗（管理されずに放置されていることが明らかなきに限り。）

広告旗とは、広告の用に供するいわゆるのぼり旗で、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものをいいます。また、これを支える台についても、容易に移動又は取り外すことができるものについては、簡易除却の対象になりえます。

#### iv 立看板等（管理されずに放置されていることが明らかなきに限り。）

立看板等とは、概ね、次のような広告物又は掲出物件で、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に移動させることができる状態で工作物等に立て掛けられているようなものをいいます。また、これを支える台についても、容易に移動させることができるものについては、簡易除却の対象になりえます。

- ・ 木、ビニールパイプ等の枠に紙張り、布張り等をした立看板
- ・ ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものをはり、又は直接塗装・印刷した立看板
- ・ 立看板に類似の形状で、屋外広告物となるパンフレットやチラシ等を掲出する物件
- ・ いわゆるベンチに直接印刷・塗装する等により広告物を表示した掲出物件

## 3. 除却した広告物等に係る保管等の手続について

### (1) 趣旨

近年においても簡易除却により大量の違反広告物の除却が行われているところですが、旧屋外広告物法においては当該除却された広告物の保管、公示、売却、廃棄等に関する規定は定められていませんでした。こ

のため、簡易除却対象広告物の拡大及びその要件の緩和と併せて、違反広告物等の除却を円滑に進めるため、都道府県知事等が除却した広告物等の保管、公示、売却、廃棄等の手続の整備を行うこととしました。

(2) 対象となる広告物等について

屋外広告物法第8条の規定の対象となる広告物及び掲出物件は、同法第7条第2項の規定によるいわゆる略式代執行（広告物等の除却を命じようとする場合において、過失がなくして除却を命ぜられるべき者を確知することができないため都道府県知事等が代わって当該命令に係る措置を行うもの）として除却された広告物及び掲出物件並びに同法第7条第3項の規定による簡易除却により除却されたはり紙以外の広告物及び掲出物件です。したがって、はり札、立看板等の簡易広告物のほか、いわゆる野立て看板等の大規模な広告物等も想定されます。

また、略式代執行又は簡易除却により都道府県知事等が自ら除却した広告物等の他、屋外広告物法第7条第2項又は第4項の規定に基づき都道府県知事等の命じた者又は委任した者が略式代執行又は簡易除却により除却した広告物等及び地方自治法第252条の17の2に基づき略式代執行又は簡易除却に関する事務を処理することとされた普通市町村の長が略式代執行又は簡易除却により除却した広告物等も、屋外広告物法第8条の規定の対象となります。

(3) 広告物等の保管について

都道府県知事等は、その保管した広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は屋外広告物法に基づき条例に定める一定の期間を超えて保管を行っている場合で、広告物等の評価額に比してその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができますが、この場合の考え方は、以下のとおりです。

① 滅失又は破損のおそれのない広告物等について、売却又は廃棄までに都道府県知事等が広告物を保管すべき期間の最低限度は、屋外広告物法第8条第2項に基づく条例の定めるところにより行われた公示の日から起算して、以下の広告物等に応じてそれぞれ以下に定める期間です。

- i 法7条第4項の規定により除却されたII 2(2)ii～ivのはり札等、広告旗、立看板等（これらを支える台その他の掲出物件は含まれません。） 2日以上で条例で定める期間
- ii 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間
- iii iはii以外の広告物又は掲出物件（広告旗及び立看板等の台その他の掲出物件が含まれます。） 2週間以上で条例で定める期間

② 屋外広告物法第8条第3項の「滅失し、若しくは破損する恐れがあるとき」とは、通常の管理による保管を継続する場合に、物件の価値が著しく減少する恐れがあるときをいいます。なお、鉄骨等を屋外の資材置場等で保管する場合に、傷みが生じることをもって直ちに滅失・破損する恐れがあるとは認められないと考えられます。

③ 屋外広告物法第8条第3項の「保管に不相当な費用を要するとき」とは、その時点までの保管費用又は手数と条例に定める方法による当該広告物等の評価額とを比較し、前者が大きいことが明らかなことをいい、「不相当な手数を要するとき」とは、保管に特別に勤務や人数を必要とする場合をいいます。

(4) 広告物等の廃棄について

都道府県知事等は、保管した広告物等の価額が著しく低い場合において、滅失若しくは破損のおそれのある場合又は(3)①の期間を経過した場合であって、広告物等の買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、これを廃棄することができますが、この場合の「価額が著しく低いとき」とは、売却に要する費用が売却予定価額を上回ることが明らかである場合等です。

(5) 経過措置について

改正法の施行日前に、旧屋外広告物法第7条第2項又は第4項の規定により、いわゆる略式代執行又は簡易除却により都道府県知事等が除却した広告物等については、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第2条により、同法による改正後の屋外広告物法第8条に定める広告物等の保管、公示、売却、廃棄等の手続は適用されないこととされており、留意してください。

#### 4. その他

屋外広告物法第7条第4項の規定による簡易除却は、都道府県知事等の命じた職員の監督の下に、除却作業等の事実行為を民間事業者やボランティア等に委託することができますが、さらに、本項による措置そのものを道路管理者や電気事業者、電気通信事業者、ボランティア等に委任することも可能です。この場合においては、委任事務の範囲を明確にするとともに、講習等により受任者に対し屋外広告物法・条例を周知徹底する等その実施について適正を期することが望まれます。

良好な景観の形成に対する国民意識の高まりをうけ、違反簡易広告物の除却は以前にも増して重要となると考えられることから、これらの委託や委任も活用し、道路管理者、電気事業者、電気通信事業者、警察、屋外広告業界、地域住民等との連携を図り、一斉除却キャンペーンを随時実施する等により違反広告物の指導・除却を積極的に進めることが望まれます。

### Ⅲ. 屋外広告業の登録制度について

#### 1. 趣旨

屋外広告物行政をより実効あらしめるためには、屋外広告物の直接規制や違反広告物対策等の屋外広告物に対する施策とあいまって、違反広告物が表示等されず良好な景観の形成に寄与する広告物が表示等される体制を構築するため、屋外広告活動の大半を担う屋外広告業者に対する施策を講じることが効果的です。この点、近年、違反を繰り返す等の不良業者が見られることから、従来、届出制に代えて、これらの業者に対し、営業停止命令等の営業上のペナルティーを課すことができるようにする等の屋外広告業の登録制度を導入することにより、もって不良業者の排除と良質な業者の育成を図ることとしました。

また、登録制度は、同時に屋外広告業者の実態をより的確に把握し、その指導・育成に資することもまた目的とするものであることから、当該地方公共団体の屋外広告物条例の適用される区域内において屋外広告業者が営業活動を行おうとする場合であれば、当該区域内に営業所を有しているかどうかにかかわらず、原則として登録制度の対象とすることが望まれます。なお、屋外広告業者の営業活動が他の地方公共団体の屋外広告物条例適用区域に及ぶ場合には、関係地方公共団体間で十分な連絡調整を行うことにより、その営業活動全体を把握するように努めることが望まれます。

#### 2. 登録制度の内容について

##### (1) 登録の有効期間について

登録の有効期間を5年とした趣旨は、有効期間をごく短い期間とすることによる屋外広告業者の営業の継続性や屋外広告業者への手続等の負担を考慮する一方、有効期間があまりに長期にわたると、条例により変更の届出を行わせたり登録の取消しを行うことはできるとしても、登録を受けた者の営業所、業務主任者の変更や廃業等の実態を把握することが困難になり、適切な指導や監督に支障を生じることとなるためです。

##### (2) 登録の要件について

屋外広告物法第10条第2項第2号ニの「この法律に基づく条例又はこれに基づく処分違反」した場合は、当該登録制度を定めた地方公共団体の屋外広告物条例に違反した場合に限らず、他の地方公共団体の屋外広告物条例に違反した場合も含まれます。

##### (3) 業務主任者について

① 屋外広告業者の登録に当たっては、営業所ごとに、広告物の表示等に係る法令の規定の遵守その他営業所における業務の適正な運営を図るため必要な業務を行う業務主任者を置くこととしました。この業務主任者となるべき者は、以下のうちから選任することとしています。

- i 国土交通大臣の登録を受けた法人（登録試験機関）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- ii 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県（指定都市及び中核市を含む。④において同じ。）の行う講習会の課程を修了した者
- iii i 又は ii と同等以上の知識を有する者として条例で定める者



② 屋外広告物法第10条第2項第3号柱書の「営業所」とは、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し常時請負契約を締結する等営業の場所的中心となる事務所をいい、その主従は問いませんが、単なる作業所、連絡事務所等はこれには該当しません。

また、「営業所ごとに・・・選任する」とあるのは、当該業務主任者が必ずしもその営業所の専任の者であることは要しませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその事業所の業務に随時従事しえる者をおくべきことをいいます。

③ ①iiの要件は、従前の屋外広告業の届出制度において必置とされていた「講習会修了者」と同様です。この講習会については、「屋外広告物法の一部を改正する法律について（昭和48年11月12日建設省都公緑発第81号）」第3の1に準じて行われることが望まれます。なお、同通知の適用に当たっては、同通知のうち第3の1の(2)中「電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条」については「電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項」と、「電気事業法（昭和39年法律第170号）第54条第1項」については「電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項」と、「職業訓練法」については「職業能力開発促進法」と読み替えることが適当ですので、留意することが望まれます。

④ ①iiiの登録試験機関の行う試験の合格者又は講習会修了者と「同等以上の知識を有する者として条例で定める者」とは、次に掲げる者とすることが望まれます。

i 他の都道府県の講習会修了者。ただし、当該都道府県の講習会の内容と他の都道府県の講習会の内容や講習時間に大きな差異がある場合他の都道府県の講習会修了者を「同等以上の知識を有する者として条例で定める者」とすることが適当でない理由がある場合においては、当該規定を規定せず、または他の都道府県を限定して規定することも考えられます。

ii 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者で広告美術仕上に係るもの

iii 都道府県知事等が登録試験機関の行う試験の合格者又は講習会修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

なお、iiiの認定に当たっては、営業所における広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として5年以上の経験を有すること及び過去5年間にわたり、屋外広告物に関する法令に違反することがなかったことを基準とすることが望まれます。また、認定した場合には、認定書を交付し、台帳に記載整理することが望まれます。

#### (4) 登録の取消し又は営業停止命令について

① 営業停止の期間は、事案の内容、屋外広告業者の過失の程度及び事後の措置状況等を総合的に勘案し、他の事案との均衡を図りつつ、6ヶ月以内で都道府県知事等の判断により適切に定めることが望まれます。

② 営業停止命令は、その営業の全部又は部を対象として行うこととされています。したがって、全部又は一部の判断は、①と同様都道府県知事等が適切に定めることが望まれます。なお、一部の停止とは、具体的には、特定の地域、特定の営業所、特定の工事目的物等に対して行われることが考えられます。

③ 営業の停止とは、請負契約の締結及び入札、見積もり等これに付随する行為の停止と解すべきであり、停止命令の到達以前に締結した請負契約に係る工事については、引き続き施工できます。

④ 屋外広告物法第10条第2項第4号ハの「この法律に基づく条例又はこれに基づく処分」に違反した場合は、当該登録制度を定めた地方公共団体の屋外広告物条例に限らず、他の地方公共団体の屋外広告物条例に違反した場合も含まれます。したがって、例えば、一の地方公共団体のみで登録取消しや営業停止では監督処分の実効性がないと考えられる場合において、周辺地方公共団体と連携して登録取消しや営業停止命令を行うことが考えられる等、地方公共団体間の密接な連携が望まれます。

⑤ 登録の取消し及び営業停止命令は、「行政手続法（平成5年法律第88号）」に規定する不利益処分に該当すると考えられることから、各地方公共団体の条例等に基づき、登録の取消し又は営業停止命令をしようとするときには聴聞又は弁明の機会の付与を行う等の適切な措置を講ずることが望まれます。

#### (5) 経過措置について

① 届出制度から登録制度への円滑な移行のため、屋外広告業の登録制度を定める条例には、従前の届出業

者については、当該条例の施行の日から6ヶ月以上で当該条例で定める期間（当該期間内に登録の拒否処分があったときはその日までの間）は、登録を受けなくても屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならないこととされています。

② 届出制度から登録制度への円滑な移行のため、条例の改正前に屋外広告業の届出制度を定める条例に規定する講習会修了者等である者については、屋外広告業の登録制度を定める条例において業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならないこととされています。

③ 以下の者については、平成16年国土交通省告示第1590号により、登録試験機関の行う試験に合格した者とみなされることとされています。

i 「建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第103号）」による改正前の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2に規定する屋外広告士資格審査・証明事業として行われた試験に合格した屋外広告士

ii 平成13年国土交通省告示第355号による廃止前の「屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程（平成4年建設省告示第428号）」に基づき認定された屋外広告士資格審査・証明事業として行われた試験に合格した屋外広告士（特別講習を受講し、修了審査に合格して屋外広告士となった者を含む。）

### 3. 屋外広告業者に対する指導について

屋外広告業者の指導に当たっては、屋外広告業者が組織する地域的団体の育成を図るとともに、当該団体が屋外広告物法及び条例の周知徹底、良好な景観の形成に寄与する屋外広告物の表示等についての普及啓発、屋外広告物の表示方法・施工技術等の改善等を図り、もって屋外広告業者の質的向上を図るための努力を積極的に行うよう指導することが望まれます。

また、広告物の表示等に関する許可の申請に当たっては、工事施工者たる屋外広告業者の登録番号、氏名又は名称、連絡先等の必要な事項を添付等させることによって、屋外広告物に対する施策と屋外広告業に対する施策とを一体的に行うことが望まれます。

## IV. 登録試験機関

民間主体が自主的に行う屋外広告物の表示等に関する知識に係る試験については、これまでこのような試験の合格者についての各地方公共団体における位置付けが一律ではなかったことを踏まえ、屋外広告業者が自主的にその知識を向上させることは屋外広告業の適正な運営に大きく寄与するものであるとの考えに基づき、Ⅲ 3 (3) ① i の登録試験機関が行う試験に合格した者を、業務主任者となる資格を有する者として法律上明記することとしました。

なお、公正・中立な主体による試験の実施を確保するため、国が試験を実施する法人を指定するのではなく、試験科目や試験委員が適切であること、試験の信頼性の確保のための措置がとられていること等、法律に明示された一定の客観的要件に適合する法人について、登録を行うこととしています。

なお、建設業法施行規則第17条の2に基づく「屋外広告士資格審査・証明事業」に係る大臣認定については、平成16年12月17日付けで廃止されたところです（「建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第103号）」）。

## V. 政治活動の自由に関連する屋外広告物に係る屋外広告物条例の適用について

屋外広告物行政は、都市の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、国民の表現の手段を規制するものであるため、その運用に当たっては、引き続き、国民の政治活動の自由その他国民の基本的権利を不当に侵害することのないよう厳正な運用を期する必要があります（屋外広告物法第29条（改正前の第15条））。

今般の屋外広告物法改正は、屋外広告物の定義、禁止地域・禁止物件、許可地域等の制度の基本的な枠組みは変更しないこととしており、政治活動の自由に関連する従来の取扱いに何ら変更を加えるものではなく、屋外広告

物行政を推進するにあたっては、改正後も引き続き、屋外広告物法第29条の趣旨に十分留意すべきです。

このため、公職選挙法による選挙運動のために使用されるポスター、立札等又はこれらを掲出する物件については、屋外広告物規制の適用除外とすべきです。

また、政治活動に係るはり紙等の手数料については、これを徴収しないこととするとともに、政治活動に係るはり紙等に関する具体的かつ客観的な基準を明示して制度を運用すべきです。なお、この運用に当たり、留意すべき点は以下のとおりです。

① 「政治活動に係るはり紙等」の範囲について

「政治活動に係るはり紙等」とは、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出を行った政党その他の政治団体が政治活動のために表示し、又は掲出するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等をいいます。「政治活動に係るはり紙等」について、現行の条例において手数料を徴収しないこととしている範囲をはり紙、はり札及び立看板に限定している場合には、この対象をはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に拡大することが望まれます。

② 「具体的かつ客観的な基準」を明示した制度の運用の例について

「具体的かつ客観的な基準」を明示した制度の運用方法としては、例えば、政治活動に係るはり紙等を許可地域に表示しようとする場合は、

- ・ 「一定の基準」に該当するはり紙等について、許可の適用除外とする。
- ・ 「一定の基準」に該当するはり紙等について、許可に代えて届出を要するものとする。
- ・ 「一定の基準」に該当するはり紙等については、許可しなければならないものとする。等が考えられます。この場合の「一定の基準」としては、例えば次のような具体的かつ客観的な基準を明示することが望まれます。
- ・ 広告物の表示面積が〇㎡以下であること。
- ・ 広告物の色彩の地色が〇色ではなく、かつ、蛍光塗料を用いていないこと。
- ・ 広告物の表示期間が〇日以内であること。
- ・ 広告物に表示期間及び表示者名又は連絡先を明示していること。

## VI. 罰則

違反屋外広告物対策の実効性を確保するため、屋外広告物の規制に係る条例には、罰金の他過料を科する規定を設けることができることとしました。なお、地方公共団体の条例に基づく過料は、地方自治法により、地方公共団体の長による処分として裁判を経ずに科することができることとされています。

また、屋外広告物の規制に係る条例には、罰金及び過料の他、懲役刑等を科する規定を設けることができることとしました。

条例に定めることができる罰則は、地方自治法の規定する上限の範囲内、即ち懲役であれば2年以下、罰金であれば100万円以下、過料であれば5万円以下の範囲内となります。

なお、現行の条例で条例違反の屋外広告物等に対する罰金刑を定めている場合において、違反広告物対策の観点から同一の目的・同一の要件において過料を併科することは、望ましくないと考えられます。

#### (4) 公衆に対する危害の防止関係通知

国都景歴第50号

平成27年2月17日

各都道府県、指定市、中核市  
景観行政団体（屋外広告物条例制定市町村）  
屋外広告物担当部局長 殿

国土交通省都市局  
公園緑地・景観課長

#### 屋外広告物による公衆に対する危害の防止について

去る2月15日、札幌市中央区のビルから、看板の一部である金属製部品が落下し、近くを歩いていた女性に当たる事故が発生しました。今後、同様の事故の再発を防止するため、貴職におかれては、下記の措置を参考に屋外広告物による公衆に対する危害を防止するための万全の措置を期されるよう、ご配慮方宜しく申し上げます。

なお、屋外広告物法に係る事務の一部を市町村長に委任している場合には、当該市町村長に対しても周知徹底方お願いします。

また、建築基準法の規制の対象となる屋外広告物の場合については、必要に応じて、建築担当部局と連携を図っていただきますよう、併せてお願いします。

#### 記

1. 屋外広告物を表示若しくは設置又は管理する者に対し、屋外広告物の安全性について、実効性のある点検を実施するとともに、設置後長期間が経過し、老朽化による倒壊、落下等のおそれがあるものについては、速やかに撤去、改修等の適切な措置を講じるよう指導を徹底する。  
また、条例により屋外広告物の表示等に係る許可申請時に安全点検報告を求める場合には、その報告内容を現地で確認する、報告内容を見直す、報告の頻度を上げるなど、実効性を高める。
2. 条例により許可に係る屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件について管理者の設置を義務付けている場合には、公衆に対する危害防止の観点から、今後当該規定を適切に運用するとともに、管理者に対して必要な指導、助言及び勧告を行う。
3. 違法な屋外広告物の中には、屋外広告物条例に基づく登録を受けていない屋外広告業者により表示又は設置された物や、公衆に対して危害を及ぼすおそれの大きい物が少なからず存在すると考えられることから、屋外広告業の登録制度や屋外広告物の表示等の許可制度についての普及啓発に努めるとともに、無登録業者や違法な広告物等に対しては厳しい措置をもって対応する。

## (5) 屋外広告物条例施行通知

都 市 第 5 1 4 号  
平成 2 9 年 1 0 月 6 日

各 土 木 事 務 所 長  
東 部 土 木 事 務 所 登 米 地 域 事 務 所 長  
( 行 政 班 扱 い )

} 殿

土 木 部 長

「屋外広告物条例の施行について」の一部改正について（通知）

屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）の一部を改正したことに伴い「屋外広告物条例の施行について」（平成5年9月30日付け都市第284号土木部長通知）の一部を改正し、次のとおりとすることとしましたので、適切に事務処理願います。

なお、事務移譲市町には別に通知しています。

### 記

#### 1 第1条関係

この条例の目的について定めたものであり、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）並びに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を図るものであること。また、景観に配慮した屋外広告物行政を進める必要性から、平成5年の改正により、広告物を地域の景観と調和させるために必要な事項を定めることにより良好な景観の形成に寄与することを目的として加えているものであること。

#### 2 第1条の2関係

広告物及び掲出物件に関する施策、特に景観に配慮した広告物に関する施策を行うに当たり、県は、地域住民及び市町村と連携を図らなければならないことを明定したものであること。

#### 3 第2条関係

広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない地域又は場所（以下「禁止地域」という。）について定めたものであり、主な地域は次のとおりであること。

なお、平成5年の改正により、自然公園法の規定により指定された地域及び県立自然公園条例の規定により指定された地域を禁止地域から除き、新たに河川、湖沼、溪谷、海浜、高原及び山岳並びにこれら付近の地域について、知事の指定により禁止地域とすることができることとしたこと（第10号）。

(1) 都市計画法の規定により都市計画上定められる次のような地区を禁止地域としたものであること（第1号）。

イ 景観地区 市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区

ロ 風致地区 都市の風致を維持するため定められる地区

ハ 特別緑地保全地区 都市緑化法第12条第1項の規定により都市における良好な自然的環境を形

成している緑地を保全するために定められる地区

ニ 伝統的建造物群保存地区 文化財保護法第143条第1項の規定により伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため定められる伝統的建造物群保存地区

- (2) 文化財保護法第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物（重要文化財又は重要有形民俗文化財）及びその周囲で知事が指定する地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され又は仮指定された地域（史跡名勝天然記念物）及び同法第143条第2項の規定により市町村の条例で定められた地域（伝統的建造物群保存地区）を禁止地域としたものであること（第2号）。
- (3) 文化財保護条例第3条第1項又は第22条第1項の規定により指定された建造物（宮城県指定有形文化財又は宮城県指定有形民俗文化財）及びその周辺で知事が指定する地域並びに同条例第32条第1項の規定により指定された地域（宮城県指定史跡名勝天然記念物）を禁止地域としたものであること（第3号）。
- (4) 森林法第25条第1項の規定により指定された名所又は旧跡の風致の保存を目的とした保安林（風致保安林）を禁止地域としたものであること（第4号）。
- (5) 自然環境保全法第14条第1項又は第22条第1項の規定により指定された地域（原生環境保全地域又は自然環境保全地域）を禁止地域としたものであること（第5号）。
- (6) 自然環境保全条例第12条第1項又は第23条第1項の規定により指定された地域（県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域）を禁止地域としたものであること（第6号）。
- (7) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園（都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地）の区域を禁止地域としたものであること（第7号）。
- (8) 道路、鉄道、軌道又は索道（以下「道路等」という。）で知事が指定する区間及びこれらから展望することができる地域で知事が指定する地域を禁止地域としたものであること（第8号）。展望することができる地域については、道路等から視認できる広告物等の存在する地域とし、道路等から視認できない広告物等は、「展望することができる地域」外に存在するものとして、規制の対象外とするものであること。この場合の「視認できない」とは、道路等からの展望を遮る建築物等の障害物（一時的、仮設的なものを除く）の有無、広告物等の表示面の向き又は表示内容（文字やイメージの大きさ等）により、総合的に判断するものとし、その取扱いについては、別に定めるものであること（第9号）。

#### 4 第3条関係

広告物等を表示し、又は設置することを禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を定めたものであること。ただし、これらの物件のうち電力柱、電信電話柱、街路灯柱及び軌道柱については、規則で定める基準に適合する広告物等は禁止物件から除かれるものであること。

また、平成17年の改正により、景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木を新たに禁止物件として加えたものであること（第11号）。

#### 5 第4条関係

広告物等を表示し、又は設置しようとする場合に知事の許可を受けなければならない地域（以下「許可地域」という。）を定めたものであり、都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画

区域以外は、知事の指定による地域が定められるものであること。

- (1) 知事の指定により禁止地域から除く区域は、別に指定を要せずに許可地域となるものであること（第1号）。
- (2) 展望することができる地域の範囲等については、3－（8）（第2条第8号、第9号）と同じであること（第3号）。
- (3) 平成5年の改正により新たに、観光地及び保養地並びにこれらの付近の地域について、知事の指定により許可地域とすることができることとしたこと（第6号）。
- (4) 都市計画区域のうち市の区域及び人口5,000人以上の町村の区域を許可地域としていたが、平成5年の改正により都市計画区域全域を許可地域としたこと（第7号）。

## 6 第5条関係

広告物等に対する規制に関する規定が適用されないものについて定めたもので、禁止地域、禁止物件及び許可地域に関する規定のすべてが適用されないもの（第1項）、禁止地域及び許可地域に関する規定が適用されないもの（第2項）、許可を受けた場合に限り禁止地域に関する規定が適用されないもの（第3項）、禁止物件に関する規定のみが適用されないもの（第4項）並びに許可地域に関する規定のみが適用されないもの（第5項）に分けられたものであること。

なお、第3項の規定は、平成5年の改正により追加されたものであること。

- (1) 次に掲げる広告物等については、禁止地域においても、禁止物件であっても、また、許可を受けなくとも表示し、又は設置することができるものであること（第1項）。

イ 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等

道路法に基づく道路標識、建築基準法に基づく工事現場における確認の表示等、消防法に基づく消防水利標識、道路交通法に基づく警戒・規制標識、文化財保護法に基づく標識、説明板など

ロ 国又は地方公共団体が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等

国又は地方公共団体が表示し、又は設置する広告物等であっても、公共的目的でないもの、例えば職員寮の表示などはこれに含まれないこと。

ハ 公職選挙法に規定する選挙運動のために使用するポスター、立札等

公職選挙法に基づかない〇〇演説会、〇〇大会などのポスター、立札等は、これに該当しないものであること。

ニ 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに寄贈者名を示すために表示する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

- (2) 次に掲げる広告物等については、禁止地域においても表示し、又は設置することができ、かつ、許可を要しないものであること（第2項）。

イ 自家用広告物で規則で定める基準に適合するもの

ロ 管理広告物（「〇〇会社所有地」など）で規則で定める基準に適合するもの

ハ 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物等

大きさ等の制限はないこと。

ニ 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物等

大きさ等の制限はないこと。

ホ 電車又は自動車に表示する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

ヘ 使用の本拠地が他の都道府県又は政令指定都市の区域である自動車に、その都道府県等の条例の規定に従って表示する広告物等

ト 人、動物、車両（電車、自動車を除く軽車両）、船舶等に表示する広告物等

自転車、遊覧船等に表示するもので、大きさ等の制限はないこと。

チ 公共的目的のために表示する道標、案内図板等で規則に定める基準に適合するもの

公共的目的のために表示する道標、案内図板等については、道標、案内図版と同等の公共的目的をもつ広告物等を広く含むものであり、交通安全、防災対策、青少年健全育成、環境浄化、消費者保護、商業振興その他県民運動として展開されるもの等を目的とした広告物等が該当するものであること。

なお、平成5年の改正により、適用除外となる広告物等は、公共的目的のために表示されるものに限られることを明定したものであること。

リ 知事が指定する「公共的団体」が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

町内会等が設置する掲示板等を想定しているものであり、平成5年の改正により追加されたものであること。

ヌ 地方公共団体又は知事の指定する公共的団体が設置する掲示板に表示する広告物等で規則に定める基準に適合するもの

(3) 次に掲げる広告物等については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、禁止地域においても表示し、又は設置することができるものであること（第3項）。

イ 自家用広告物等で規則で定める基準に適合せず適用除外とならないもの

ロ 道標又は案内図板で公共的目的のために表示するものでないなど適用除外にならないもの

ハ 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物等（講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物等を除く。）であって、当該広告物等に係る広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

公益上必要な施設又は物件とは、公共案内図板、公共掲示板等、地域の実情に照らし、知事が定めるものとし、デジタルサイネージも含むものであること。

(4) 次に掲げる広告物等については、禁止物件であっても、これを表示し、又は設置することができるものであること（第4項）

イ 自家用広告物等

送電塔、路上変電塔、送受信塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク（ガソリンタンク等）、景観重要建造物に表示し、又は設置するものに限る。

ロ 管理広告物

(5) 次に掲げる広告物等で規則で定める基準に適合するものについては、許可地域であっても許可を要しないで表示し、又は設置することができるものであること（第5項）。

イ 政治資金規正法第6条第1項の届出をした政治団体が表示し、又は設置する広告物等

ロ 政治、学術に関する演説会、講演会等の開催のために表示し、又は設置する広告物等

ハ 音楽会、演劇会等で慈善事業として行われるものの開催のために表示し、又は設置する広告物等

ニ その他表示の期間が5日を超えない広告物等

## 7 第5条の2関係

広告物が果たす公益的役割に配慮し、公益上特にやむを得ないと認めるときは、禁止地域であっても、また、禁止物件であっても許可をすることができることとしたこと。ただし、この許可をすると



きは、知事は宮城県屋外広告物審議会に諮問しなければならないものであること（第39条第3号）。

なお、この規定は、平成5年の改正により追加されたものであること。

#### 8 第6条関係

禁止地域、禁止物件又は許可地域の新たな指定があったこと等によって、広告物等の表示又は設置が禁止され、又は許可を要することとなった場合の経過措置について定めたものであり、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、禁止され、又は許可を要することとなった日から3年間（規則で定める堅ろうな広告物等については、規則で定める期間）は従前どおり広告物等を表示できるものであること。新たに許可地域になったことにより、3年間の期限前に許可申請をした場合は、その許可申請に対する処分がある日までの間も適法な広告物等として取り扱うものであること。

なお、平成5年の改正により、広告物等の表示が禁止された場合と広告物等の表示について許可を要することとなった場合の取扱いを同一にしたものであること。

#### 9 第7条関係

県内（仙台市の区域を除く。）のすべての地域において表示し、又は設置することができない広告物等を定めたものであり、特に限定した地域又は場所において適用されるものではないこと。

なお、平成5年の改正により「形状、色彩、意匠等が著しく見苦しいもの」の条項については、具体性がなく判断が困難であるので削除していること。

#### 10 第8条関係

許可地域において、広告物等の表示又は設置を許可する場合には、許可の期間を定め、必要な条件を付することができるものであること。条件とは、許可に伴い特別の義務を命ずる意思表示と解されるが、この義務の不履行については、第15条の規定により許可を取り消すことができることとなること。

また、許可の期間が満了する10日前までに申請があったときは、許可を更新することができるものであること。

なお、平成17年の改正により、許可の最長期間が2年から3年に延長されたこと。

#### 11 第9条関係

許可を受けている広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、許可が必要であり、規則で定める基準に適合する場合に許可するものであること。

なお、「変更」とは、意匠又は色彩を変更することであり、「改造」とは、材料又は構造を変更することをいうものであること。

#### 12 第10条関係

(1) 条例第4条、第5条第2項又は第9条第1項の規定による許可の基準は、規則で定めるものであること（第1項）。

(2) 平成5年の改正により新たに、第1項の許可の基準に適合しない場合においても、公益上特にやむを得ないと認めるときは、許可をすることができる旨定めたものであること（第2項）。

なお、この規定により許可をする場合、知事は宮城県屋外広告物審議会に諮問しなければならないこと（第39条第3号）。

#### 13 第11条関係

この条例の規定により許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該広告物等に許可を受けた旨の表示をしなければならない旨定めたこと。

#### 14 第12条関係

広告物等の管理について、広告物等を表示し、若しくは設置する者、若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者の義務を定めたもので、これらの者は、広告物等を常時点検し、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止のため、補修、除却その他必要な措置を講じること等により、良好な状態に保持しなければならないものであること。

#### 15 第12条の2関係

(1) 広告物等を表示し、又は設置する者（以下「設置者」という。）は、当該広告物等（規則で定めるものを除く。）を管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならないものとしたこと。許可の時点で管理者が定まっていない場合は、表示又は設置後に置くことになるが、許可に際し、管理者を置き、その旨を届け出ることを条件として付すこと（第1項）。

なお、平成29年の改正により、広告物等の管理者を置かなければならない者について、県内に住所、事業所、営業所を有しない設置者から規則で定めるものを除く全ての広告物等の設置者としたものであること。

(2) 規則で定める広告物等について、良好な管理を行わせるため、専門の知識を有する者を管理者としなければならない旨定めたもの（第2項）。

なお、この規定は、平成29年の改正により追加されたものであること。

#### 16 第12条の3関係

(1) 広告物等を所有し、又は占有する者は、自らが所有又は占有する広告物等について、許可の有無にかかわらず、点検の義務がある旨定めたものであること。

なお、広告物等の許可更新の際は、当該点検結果の報告書の提出を求め、安全を確認したうえで許可するものであること（第1項）。

(2) 知事は、許可更新時以外でも、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には、広告物等を所有し、又は占有する者に対し、第12条の3第1項の点検の結果の提出を求めることができるものであること（第2項）。

なお、この規定は、平成29年の改正により追加されたものであること。

#### 17 第13条関係

(1) 設置者は、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は表示若しくは設置が必要でなくなったときは、それぞれの該当することとなった日から5日以内に当該広告物等を除却しなければならない旨規定した。たとえば、9月30日に許可期間が満了したときは、10月5日の満了までに除却しなければならないものであること。

なお、第6条の経過措置の規定により従来どおり表示し、又は設置されていた広告物等について、3年間（堅ろうな広告物については、規則で定める期間）が経過したため表示し、又は設置することができなくなった場合においてもその日から5日以内に除却する必要があること（第1項）。

(2) この条例による許可を受けた広告物等のうち規則で定めるものを(1)によって除却した者は、遅滞なく知事にその旨届け出なければならないものであること（第2項）。

#### 18 第15条関係

この条例の規定による許可を受けた者について、当該許可を取り消すことができる場合について定めたものであること。

#### 19 第16条関係

(1) 第2条（禁止地域等）、第3条（禁止物件）、第4条（許可地域）、第7条（禁止広告物）、第

9条第1項（更新等の許可）、第12条（管理義務）若しくは第13条第1項（除却義務等）の規定に違反し、又は第8条第1項若しくは第9条第2項の規定による許可に付した条件に違反した広告物等については、知事は、設置者又は管理者に対し、当該広告物等の表示又は設置の停止、除却その他良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止のため、必要な措置を命ずることができるものであること（第1項）。なお、本規定は平成17年の改正により、旧第14条第1項と旧第16条第1項を統合したものであること。

(2) (1)により措置を命じようとする場合に、設置者又は管理者を過失がなくて確知できないときは、知事は、これらの広告物等の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができるものであること。ただし、除却の対象となるものが、広告物を掲出する物件である場合は、告示が必要であること（第2項）。

「過失がなくて通知できないとき」とは、表示場所の所有者に尋ねたり、表示内容等から関係団体等あるいは類似する広告物の設置者に照会するなどの方法によっても設置者又は管理者が判明しないときであるが、設置者又は管理者の氏名が分かっているにもかかわらず所在が判明しないときも含まれるものであること。

#### 20 第17条関係

知事は、除却を命じた場合において、当該除却を命ぜられた者が、特段の理由がなく、通常除却するのに必要とされる期間（除却すべき期限を定めて命じた場合はその期限）を経過しても除却しないときは、当該広告物等に違反広告物である旨の表示をすることができるものであること。

なお、違反広告物である旨の表示については、規則で定めるものであること。

#### 21 第17条の2関係

(1) 屋外広告物法（以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づき、簡易除却又は略式代執行手続により広告物等を除却し保管した場合（はり紙の場合を除く。）に、公示を行う事項を定めたものであること。なお、公示は広告物等1件ごとに行う必要はなく、まとめて行うことが可能であること。

(2) その他必要な事項（第4号）としては、例えば土木事務所の連絡先を記載することが考えられること。

#### 22 第17条の3関係

(1) 法第8条第2項の規定に基づき、保管した広告物等の公示方法として、14日間（簡易除却した広告物の場合は2日間）、規則で定める場所に掲示することとしたものであること（第1項第1号）。

なお、特に貴重な広告物等を保管した場合で、所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、公示の要旨を県公報に公告する必要があること（第1項第2号）。

(2) 保管広告物等一覧簿を、規則で定める場所に備え付け、閲覧させるものであること（第2項）。

#### 23 第17条の4関係

法第8条第3項の規定に基づき、広告物等の価額の評価方法として、取引の実例価格、使用の期間、損耗の程度その他の事情を勘案して行うことを定めたものであること。また、必要があるときには、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができるものであること。なお、意見の聴取は都市計画課において対応するものであること。

#### 24 第17条の5関係

(1) 法第8条第3項の規定に基づき、保管した広告物等の売却の手続として、原則として競争入札に付して行うことを定めたものであること。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合等には、

随意契約により売却することができるものであること（第1項）。

(2) その他、売却の手續に関して必要な事項は、規則で定めるものであること（第2項）。

#### 25 第17条の6関係

法第8条第3項各号の規定に基づき、公示の日から保管した広告物等を売却可能となるまでの期間として、次に掲げる期間を定めたものであること。なお、イは広告物のみであり、掲出物件は含まれないので注意すること。

イ 簡易除却された広告物 2日

ロ 特に貴重な広告物等 3月

ハ その他の広告物等 2週間

#### 26 第17条の7関係

保管した広告物等を返還するときは、返還を受けようとする者に、その者が所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに行うものであること。証明の方法としては、保管した広告物等の形状、色彩、放置場所の詳細が本人の申立てと符号するかどうかなどにより、行うものであること。

#### 27 第19条関係

設置者が権利の譲渡、相続等により変更した場合又は管理者が変更した場合におけるこれらの者に係る行為の法律関係について規定したものであり、従前の設置者又は管理者がこの条例又は規則の規定により行った手続その他の行為（許可申請、管理者の名称等の変更届出等）は、新しく設置者又は管理者になった者がした行為とみなし、従前の設置者又は管理者に対してした処分その他の行為（表示・設置許可、措置命令、除却命令等）は、新しい設置者又は管理者に対してしたものとみなすものであること。

#### 28 第20条関係

- (1) 管理者等に係る届出事項を定めたもので、この条例による許可を受けた広告物等の管理者を新たに置いたとき又は変更したときは、設置者がその旨知事に届け出なければならないものであること（第1項）。
- (2) この条例による許可を受けた広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たにこれらの者になった者がその旨を届け出なければならないものであること（第2項）。
- (3) この条例による許可を受けた広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者が、氏名、名称又は住所若しくは事業所若しくは営業所を変更したときは、これらの者がその旨を届け出なければならないものであること（第3項）。
- (4) この条例による許可を受けた広告物等（規則で定めるものに限る。）を表示し、若しくは設置する者又は管理する者は、当該広告物等の表示設置に必要な工事を完了したとき、又は広告物等が消滅したときはこの旨を届け出なければならないものであること（第4項）。

#### 29 第21条関係

- (1) 知事は、禁止地域、禁止物件又は許可地域を指定するとき、及びこれらの指定を解除又は変更するときは、その旨を告示しなければならないものであること（第1項）。
- (2) 禁止地域、禁止物件又は許可地域の指定又は指定の解除若しくは変更は、その旨告示することによって効力を生じることとしたこと（第2項）。

#### 30 第21条の2から第21条の6関係

- (1) 第21条の2から第21条の6までの規定は、景観に配慮した施策を定めるため平成5年の改正により新たに追加したものであり、禁止地域又は許可地域のうちで良好な景観を形成するため特に

必要であると認める区域を知事が広告物景観モデル地区（以下「モデル地区」という。）に指定し、指導等を行っていくものであること。

- (2) モデル地区の指定は、知事が区域及びその区域の広告物等に関する指針を定めて行うこととし、指定をしようとするときは、あらかじめ、指定の区域及びその区域の広告物等に関する指針の案について関係市町村の長の意見を聴くとともに、指定する旨を告示し、案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供するものであること。このとき、指定をしようとする区域内の住民及びその区域内において広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくは管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、縦覧期間が経過する日までに知事に意見書を提出することができること（第21条の2第2項～第5項）。
- (3) 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならず、指定は、告示により効力を生ずるものであること。指定の解除及び変更については、指定の際と同様に関係市町村長の意見聴取、告示、案の縦覧等の手続を要すること（第21条の2第6項～第8項）。
- (4) 広告物等に関する指針は、次の事項について定めるものとする（第21条の3）。

イ モデル地区の広告物及び掲出物件に関する基本構想

指定区域の景観に調和する広告物等に関する基本的な考え方について定めるものであること。

ロ モデル地区の美観を維持するための広告物及び掲出物件に関する基準（広告物美観維持基準）

広告物等の大きさ、高さ等に関する基準で、モデル地区内で広告物等に関し許可をする場合の許可基準となるものであるが、許可を要しない広告物等については、指導等の基準となるものであること。

ハ モデル地区の景観と調和させるための広告物及び掲出物件に関する基準（広告物景観形成基準）

広告物等の色彩、意匠等に関する基準で、指導等の基準となるものであること。

- (5) モデル地区内で広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、広告物美観維持基準及び広告物景観形成基準に適合するよう努めなければならないが、広告物美観維持基準がモデル地区内の許可の基準となるが、指定前に許可された広告物等について許可を更新する場合は、広告物美観維持基準は適用されないこと（第21条の4第1項、第2項）。
- (6) モデル地区内の許可についても、第10条第2項の規定（特例許可）が準用され、広告物美観維持基準に適合しない広告物等であっても公益上特にやむを得ないと認めるときは、許可することができること（第21条の4第3項）。
- (7) モデル地区内において広告物等を表示し、又は設置しようとする者及び広告物等を変更・改造しようとする者は、許可が必要な場合に許可の申請をした場合及び規則で定める場合を除き、知事に届け出ることとしたこと（第21条の5）。
- (8) モデル地区内に表示され、又は設置される広告物等で基準に適合せず、モデル地区の良好な景観の形成に支障があると認めるときは、知事は、必要な指導、助言及び勧告を行うことができるものとしたもので、許可申請又は第21条の5の届出の際に指導等を行うものであること（第21条の6）。

31 第22条関係

- (1) 県の区域内（仙台市内を除く。）において、広告物等の表示又は設置を行う営業である屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならないものであること（第1項）。この登録制は、平成16年の法の一部改正に伴い、優良な業者の育成を図るため、平成17年の改正により

従来の届出制に替えて導入したものであること。なお、広告物等の表示又は設置に関する工事を業として請け負わないような広告代理業等や、単に屋外広告物の印刷、制作等を行うだけで現実に広告物等を表示又は設置しないものは、屋外広告業に該当しないものであること。

- (2) 登録の有効期間は5年間であり、有効期間満了後引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、更新の登録を受ける必要があること（第2項、第3項）。
- (3) 期間満了の日までに更新の申請があった場合は、有効期間が満了しても、申請に対する処分がなされるまでの間は、従前の登録がなお有効であること（第4項）。
- (4) (3)で更新の登録がなされた場合には、登録の有効期間は従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものであること（第5項）。

### 32 第23条関係

- (1) 登録を受けようとする者は、名称又は氏名及び住所、営業所の名称及び所在地等の事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならないものであること（第1項）。
- (2) 登録申請書には、誓約書その他規則で定める書類を添付しなければならないものであること（第2項）。

### 33 第24条関係

- (1) 登録申請書等の提出があったときは、登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく登録番号等を屋外広告業者登録簿に登録しなければならないものであること（第1項）。
- (2) 登録を行ったときは、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならないものであること（第2項）。

### 34 第25条関係

- (1) 登録申請者が次に掲げる事項に該当するとき、又は登録申請書等の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実に記載が欠けているときは、登録を拒否しなければならないこと（第1項）。
  - イ 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
  - ロ 屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しないもの
  - ハ 営業停止を命じられ、その停止期間が経過しない者
  - ニ 法に基づく条例（他都道府県及び市町村の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ～ニ（法定代理人が法人の場合はへも含む）のいずれかに該当するもの。なお、平成23年改正により、法定代理人が法人である場合の取扱いが追加されたものであること。
  - へ 法人でその役員のうちにイ～ニまでのいずれかに該当する者があるもの
  - ト 営業所ごとに業務主任者を選任していない者
- (2) 登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示してその旨を登録申請者に通知しなければならないものであること（第2項）。

### 35 第26条関係

- (1) 屋外広告業者は、登録事項に変更があったときは、30日以内にその旨を届け出なければならない

いものであること（第1項）。

(2) (1)の届出があったときは、登録拒否事由（第25条第1項第5号から第7号まで）に該当する場合を除き、届出のあった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならないものであること（第2項）。

(3) (1)の届出には必要な添付書類を提出しなければならないものであること（第3項）。

#### 36 第27条関係

屋外広告業者登録簿を備え付け、閲覧させるものであること。閲覧場所は、都市計画課内とするものであること。

#### 37 第28条関係

(1) 屋外広告業者が第1項各号に定める事項に該当することとなった場合は、当該各号に定める者は、30日以内に廃業等の届出を行わなければならないものであること（第1項）。

(2) 屋外広告業者が(1)のいずれかの事項に該当するに至ったときは、屋外広告業の登録はその効力を失うものであること（第2項）。

#### 38 第29条関係

屋外広告業の登録がその効力を失ったとき、又は登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該登録を抹消しなければならないものであること。

#### 39 第30条関係

(1) 知事は、広告物等の表示及び設置についての必要な知識を習得させることを目的とする屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）を毎年1回以上開催しなければならないものであること（第1項）。

(2) 講習会の講習を受けようとする者は、手数料を納入しなければならないが、規則で定める講習会の課程を一部免除される者に係る手数料の一部を免除することができるものであること（第2項、第3項）。

(3) 講習会について必要な事項（講習の内容、日時、申込方法等）は、規則で定めるものであること（第4項）。

#### 40 第31条関係

(1) 屋外広告業者が広告物等の表示及び設置に係る知識を有していることが必要であることから、屋外広告業者は、自己の営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、(2)に掲げる業務を行わせなければならないこと（第1項）。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）

ロ 第30条第1項の講習会の課程を修了した者

ハ 宮城県以外の都道府県、政令指定都市又は中核市が開催する講習会の課程を修了した者

ニ 職業能力開発法に基づき、広告美術課に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者又は広告美術課に係る職業訓練を修了した者

ホ 知事がイ～ニと同等以上の知識を有する者と認定した者（認定の基準については規則で定めている。）

(2) 業務主任者は次に掲げる業務の総括に関するを行うものであること（第2項）。

イ 条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

ロ 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他の広告物等の表示又は設置に係る安

全の確保に関すること。

ハ 第33条に規定する帳簿のうち、規則に定める事項の記載に関すること。

ニ イ～ハのほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

41 第32条関係

屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、登録番号などを記載した標識を掲げなければならないものであること。

42 第33条関係

屋外広告業者は、営業所ごとに、営業に関する事項を記載した帳簿を備え付け、保存しなければならないものであること。

43 第34条関係

(1) 屋外広告業者が次に掲げる事項に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命じることができるものであること（第1項）。

イ 不正な手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 登録拒否事由（第25条第1項第2号又は第4号から第7号まで）に該当することとなったとき。

ハ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

ニ 法に基づく条例（他都道府県及び市町村の条例も含む。）又はこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 登録の取消し又は営業停止命令をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を屋外広告業者に通知しなければならないものであること（第2項）。

44 第35条関係

(1) 屋外広告業者監督処分簿を備え付け、閲覧させるものとする。閲覧場所は、都市計画課内とするものであること。

(2) 登録の取消し又は営業停止命令の処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、処分の年月日、内容などを登載しなければならないこと。

45 第36条関係

知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な指導、助言及び勧告を行うことができるものであること。

46 第37条関係

(1) 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、設置者若しくは管理者又は屋外広告業を営む者に対し、広告物等の表示若しくは設置又は屋外広告業に関し報告を求め、又は図面その他の資料を求めることができるものであること（第1項）。

(2) 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、職員に広告物等の存する土地若しくは建物若しくは営業所に立ち入り、広告物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものであること（第2項）。

(3) 立入検査をする職員は、身分証明書を携帯し、広告物等の設置者、管理者その他の関係者から請求があった場合は、提示しなければならないこと（第3項）。

(4) (2)の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものであること（第4項）。

47 第38条から第44条関係



- (1) 平成5年の改正により、知事の諮問に応じて広告物等に関する重要事項を審議させるため、新たに宮城県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を設置したこと（第38条第1項）。
- (2) 審議会は、諮問事項以外であっても広告物等に関する重要事項に関し知事に建議することができるものであること（第38条第2項）。
- (3) 知事は、次に掲げる場合には、審議会に諮問しなければならないこと（第39条）。
  - イ 禁止地域、禁止地域から除く地域、禁止物件若しくは許可地域の指定又はこれらの指定の解除若しくは変更をしようとするとき。
  - ロ 広告物に係る適用除外若しくは許可の基準を定め、又はこれらの基準を変更しようとするとき。
  - ハ 禁止地域において第5条の2の規定による許可（特例許可）をしようとするとき。
  - ニ 許可地域（モデル地区を含む。）において許可の基準に適合しない広告物等について第10条第2項の規定による許可（特例許可）をしようとするとき。
  - ホ モデル地区の指定をし、又はその指定の解除若しくは変更をしようとするとき。
- (4) 審議会は、委員18人以内で組織し、次に掲げる者のうちから知事が任命するものとする。
  - イ 学識経験のある者
  - ロ 市町村長
  - ハ 関係行政機関の職員
  - ニ 広告関係業者
- (5) 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。また、委員は再任されるものであること（第41条）。
- (6) 審議会に、会務を総理し審議会を代表する会長を置き、委員の互選により定めるものとする。会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理するものであること（第42条）。
- (7) 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となるものであること、定足数は委員の半数以上とすること、議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによることを定めているもので、これ以外の審議会の運営に関して必要な事項は会長が審議会に諮って定めるものとする（第43条、第44条）。

#### 48 第45条関係

- (1) この条例による許可を受けようとする者からは、別表に掲げる手数料を徴収すること（第1項）。
- (2) 屋外広告業の登録を受けようとする者からは、新規・更新の場合ともに、1万円の手数料を徴収すること（第2項）。
- (3) (1)及び(2)の手数料は、収入証紙により納入しなければならないこと（第3項）。

#### 49 第46条から第49条関係

罰則の適用について定めたものであり、平成17年の改正により、屋外広告業に関する罰則が追加・変更になったこと。

- (1) 次に該当する者は、50万円以下の罰金に処するものであること（第46条）。
  - イ 措置命令に違反した者
  - ロ 登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
  - ハ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた者
  - ニ 営業停止命令に違反した者

(2) 次に該当する者は、30万円以下の罰金に処するものであること（第47条）。

- イ 禁止地域、禁止物件に広告物等を表示し、若しくは設置し、又は許可地域において許可を受けないで広告物等を表示し、若しくは設置した者
- ロ 許可を受けないで広告物等を変更し、又は改造した者
- ハ 除却義務の生じた広告物等を除却しなかった者
- ニ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ホ 営業所ごとに業務主任者を選任しなかった者

(3) 次に該当する者は、20万円以下の罰金に処するものであること（第48条）。

- イ 第37条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- ロ 第37条第2項の規定による検査を拒否し、若しくは妨害し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(4) 次に該当する者は、5万円以下の罰金に処するものであること（第49条）。

- イ 禁止広告物を表示し、又は設置した者
- ロ 許可を受けた広告物等に許可の表示をしなかった者

#### 50 第50条関係

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して罰則規定に該当する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第46条から第49条までに規定する罰金を科することとしたこと。

#### 51 第51条関係

次に該当する者は、5万円以下の過料に処するものであること。

- イ 屋外広告業の廃業等の届出を怠った者
- ロ 屋外広告業を営む営業所に標識を掲げない者
- ハ 屋外広告業に関する帳簿を備え付けず、帳簿に必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

#### 52 第52条関係

この条例を適用する場合は、憲法に規定されている国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないよう十分留意しなければならないこと。

#### 53 第53条関係

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則（屋外広告物条例施行規則）で定めるものであること。

#### 54 附則関係

(1) 屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成16年宮城県条例第67号）関係

この条例は、一部を除き、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成16年12月17日）から施行するものであること。

(2) 屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成17年宮城県条例第86号）関係

イ この条例は、平成17年7月1日から施行するものであること。ただし、最大許可期間の延長（第8条第2項）及び経過措置（第6条）の規定は、平成17年4月1日から施行するものであること。

ロ この条例の施行の際現に旧条例第6条の経過措置の規定が適用されている広告物（新たに禁止

され、又は許可を要することとなった広告物等で、2年間、従前どおり表示又は設置することができる広告物)については、この規定はこの条例施行後も効力を有するものとしたこと。

ハ この条例の施行の日の前に旧条例第14条第1項又は第16条第1項の規定により命ぜられた措置は、新条例第16条第1項の規定により命ぜられた措置とみなすものとしたこと。

ニ この条例の施行の際現に旧条例第23条第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第31条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなすものとしたこと。

ホ この条例の施行の際現に旧条例の規定により届出をして屋外広告業を営んでいる者については、施行日の翌日から起算して6月を経過するまでの間(平成17年12月31日まで)は登録を受けなくても引き続き屋外広告業を営むことができるものとしたこと。

ヘ この条例の施行前にした行為に対する罰則については、旧条例によるものとしたこと。

(3) 屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成29年宮城県条例第53号)関係

イ この条例は、平成30年4月1日から施行するものであること。ただし、管理者設置義務(第12条の2)、点検(第12条の3)及び管理者等の届出(第20条)以外の規定については、公布の日(平成29年10月6日)から施行するものであること。

ロ この条例の施行の際現に許可を受けている広告物等を表示し、又は設置している者については、当該許可の期間の満了の日までの間は、新条例に基づく管理者設置義務(第12条の2)及び管理者等の届出(第20条)の規定は適用せず、引き続き県内に住所又は事業所若しくは営業所を有しない場合にのみ管理する者を設置しなければならないものとしたこと。ただし、新条例第9条第1項の規定による変更の許可を受けた場合は、新条例に基づく管理者設置義務(第12条の2)及び管理者等の届出(第20条)の規定が適用されるものとしたこと。

## (6) 屋外広告物条例施行規則施行通知

都 市 第 700 号

平成17年3月31日

各土木事務所長 殿

土 木 部 長

### 「屋外広告物条例施行規則の施行について」の一部改正について（通知）

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年宮城県規則第121号）が平成16年12月17日付けで、屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年宮城県規則第72号）が平成17年3月25日付けで公布されたことに伴い、屋外広告物条例施行規則の施行について（平成5年9月30日付け都計第285号土木部長通知）の一部を改正し、次のとおりとすることとしたので、適切に事務処理願います。

#### 記

##### 1 第1条関係

この規則は、屋外広告物条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものであること。

##### 2 第1条の2関係

この規定は、平成5年の改正により追加されたものであり、地域の景観に配慮し、地域の土地利用状況に応じたきめ細やかな規制を行うため、条例第2条に規定する地域又は場所（以下「禁止地域」という。）を2種類に、条例第4条に規定する地域（以下「許可地域」という。）を3種類に区分し、段階的に適用除外及び許可の基準を定めることとしたものであること。

##### (1) 第1種禁止地域

第1種禁止地域は、禁止地域のうち、条例第2条第9号に規定する「道路、鉄道、軌道及び索道（以下「道路等」という。）から展望することができる地域で、知事が指定する区域」を除いた地域をいうものであって、文化財の周辺、自然環境保全地域などその地域本来の性格から広告物の表示が禁止されるものであること。

##### (2) 第2種禁止地域

第2種禁止地域は、条例第2条第9号に規定する「道路等から展望できる地域で、知事が指定する区域」をいうものであって、その地域の土地利用状況から広告物の表示が禁止されるものでなく高架等からの展望を理由として禁止地域になっているものなので、地域での経済的活動をできるだけ制限しないようにするため、禁止地域で許可を受けて表示できる自家用広告物及び道標・案内図板について第1種禁止地域より緩やかな許可基準が適用されるものであること。

##### (3) 第1種許可地域

第1種許可地域は、許可地域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に定められた区域であり、低層あるいは中高層住宅に係る良好な住居の環境を保持するため、最も厳しい基準が適用されるものであること。

##### (4) 第2種許可地域

第2種許可地域は、許可地域から第1種許可地域と第3種許可地域を除いた地域、すなわち①都市計画区域でない区域②都市計画区域のうち市街化調整区域③市街化区域を定めていない都市計画区域から用途地域を除いた区域であり、主に自然環境やその周辺市街地と広告物等の調和を図ろうとする地域であること。

##### (5) 第3種許可地域

第3種許可地域は、許可地域のうち、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域で第1種許可地域を除いた区域、すなわち商業地域、工業地域等に定められた地域であり、建築物等も多く、広告物を表示す

る必要性も高い地域であるため、許可基準は地域区分の中で最も緩やかになっているものであること。

なお、市街化調整区域であって用途が指定されている地域については、第2種許可地域であること。

### 3 第1条の3関係

この規定は、第1条の2の規定による区分に変更があった場合（都市計画区域内で用途が定められていない区域が第1種低層住居専用地域に定められる（第2種許可地域から第1種許可地域への変更）など）における経過措置を定めたもので、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等についての適用除外又は許可の基準の適用は従前どおりとしたこと。したがって許可の更新の際には従前の区分の基準が適用されるものであるが、変更又は改造の許可の際には新しい区分の基準が適用されること。

### 4 第2条関係

禁止物件である電力柱、電信電話柱、街路灯柱、軌道柱に表示できる広告物等は、金属製その他これに類する堅ろうな材質によるもので、巻型又はそで型のものであること。平成5年の改正により、金属製のみでなく金属と同様に堅ろうな材質によるものを追加したものであるが、今後の技術向上による新材質を考慮したものであること、具体的にどのようなものが当たるかについては逐次別に通知するものであること。

### 5 第3条関係

(1) 条例第4条（許可地域における許可）、第5条第3項（禁止地域における許可）又は第5条の2（特例許可）の規定により許可を受けようとする者は、いずれの場合においても様式第1号による屋外広告物表示（設置）許可申請書を、広告物等を表示し、又は設置しようとする場所を所管する土木事務所の長に提出するものであること（第1項）。

屋外広告物表示（設置）許可申請書の記載に関して留意する点は次のとおりであること。

イ 広告物等の種類の欄には、許可基準（別表第2）における広告物等の種類を記載するものであること。

ロ 表示（設置）の場所の欄の地域区分は、第1種禁止地域、第1種許可地域等の区分を記載するものであること。

ハ 広告物等の概要の欄は、形状、意匠、色彩、大きさが判断できるように記入するものであること。

特に、色彩基準が適用される広告物等に係る許可申請の場合には、使用する色のマンセル値又は社団法人日本塗料工業会発行の標準色見本帳の色番号をこの欄あるいは添付書類中に記載するものであること。マンセル値については、12(2)ロイのとおりであること。

ニ 表示（設置）の期間の欄は、表示（設置）者の希望期間を記入するものであるが、第4条の3で規定する許可の期間を限度とするようにすること。

ホ 表示面積の欄には、1個（枚）の表示面積を記入するものであること。手数料の額は、この表示面積により決定されるものであるから、数個の合計面積を記入することがないようにすること。

ヘ 表示（設置）の概要の欄は、該当するものについて、記入するものであること。

なお、条例第5条の2又は第10条第2項の規定に係る特例許可の申請があった場合には、申請事由を別紙に記載させるとともに、宮城県屋外広告物審議会への諮問を都市計画課あて依頼すること。

(2) 屋外広告物表示（設置）申請許可書には、次の図書を添付しなければならないものであること。ただし、簡易広告物又は移動広告物に係る申請については、添付しなくてよいこと（第2項）。

イ 広告物等を表示（設置）する場所の見取り図

見取り図は、特に縮尺を使用したものとする必要はなく表示（設置）の場所及び建築物等の概要が判断できるようなものであればよいが、許可申請の広告物等が独立して地上に設置するものであって建築物と同一の敷地内にないものであるときは、その付近で独立して地上に設置された既存の広告物等（許可を受けて設置されているものに限る。）との距離を明記するものであること。

ロ 構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書

ハ 他人が所有し、又は管理する土地又は建築物等に表示し、又は設置する場合は、当該土地又は建築物等の使用の承諾を証する書面の写し

ニ 他の法令により許可を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し

道路法第32条第1項（道路占用の許可）、河川法第24条（河川敷占用の許可）、森林法第34条第2項（保安

林内の土地形質等の変更の許可)、建築基準法第6条(建築確認)等の規定により許可を要する場合については、その許可書等の写しを添付するものであること。他の法令の規定による許可が土木事務所においてなされるものであるときは、担当相互の連絡を保ち適切に処理するようにすること。特に、建築基準法施行令第138条第1項第3号に規定する高さが4mを超える広告塔、装飾塔、記念塔その他これに類するものについては、建築基準法第88条第1項の規定により準用される同法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けなければならないこととなっているので、留意すること。

- (3) 簡易広告物(広告幕を除く。)については、2以上の土木事務所の所管区域にわたって広範囲に表示されることが多いことから、この場合の許可の申請は、そのうちの1の土木事務所の長に屋外広告物表示(設置)許可申請書を提出すれば足りるものとしていること。

なお、この規定は表示する内容及び大きさが同一の広告物に限られるが、内容が同一とは、表示の文言が同一であることだけでなく意匠が同一であるものをいうこと(第3項)。

## 6 第4条関係

- (1) 条例の規定が適用されない広告物等の基準については、別表第1に掲げるとおりであること(第1項)。

なお、平成5年の改正により、条例第5条第1項第4号(旧条例第5条第4項)、同条第2項第1号及び同項第8号(旧条例第5条第2項第7号)の基準から、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーからの距離制限及び道路上の広告物に係る基準を削除しているが、これらの基準は道路通行上の安全を考慮したものであるため、道路占用の許可基準との整合性からそちらに委ねることとしたものであること。

また、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの、あるいは、信号機等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるものについては、条例第7条(禁止広告物)の規定により対応していくものであること。

イ 条例第5条第1項第4号(公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに寄贈者名等を示すために表示する広告物等)の基準

この基準は、旧条例第5条第4項の基準に対応するものであること。

ロ 条例第5条第2項第1号(自家用広告物等)の基準

第1種禁止地域と第2種禁止地域では基準が異なるので留意すること。

なお、許可地域で15㎡を超える自家用広告物は、その超える部分だけでなく全面積が許可対象となるものであること。

ハ 条例第5条第2項第2号(管理用広告物)の基準

基準中「一団の土地」とは、同一の用途又は利用目的に使われているひとまとまりの土地をいうものであること。

ニ 条例第5条第2項第5号(電車又は自動車に表示する広告物等)の基準

平成5年の改正により、表示又は設置の方法等の欄の基準(特殊照明装置を使用しないこと等)は削除されていること。

ホ 条例第5条第2項第8号(公共的目的の道標・案内図板等)の基準

この基準は、道標か案内図板かという違いでなく、10以上の建物、施設等への案内を示したものとそれ以外のものに区分して定めたものであること。

ヘ 条例第5条第2項第9号(公共的団体が公共的目的のために表示・設置する広告物等)の基準

平成5年の条例改正により追加された適用除外の類型についての基準が定められたものであること。

ト 条例第5条第2項第10号(地方公共団体等が設置する掲示板に表示する広告物)の基準

この基準は、掲示板に表示する広告物についての基準であり、公共的団体が設置する掲示板そのものは、第9号の規定により適用除外になるものであること。

- (2) 別表第1備考において、別表における広告物等の面積の算出方法、端数の処理及び特殊照明装置の定義を定めていること。

イ 広告物等の面積の算出方法

(イ) 簡易広告物

表示面について、外わくを含み支柱等の部分を除いて平面積を算出するものであること。

(ロ) 固定広告物又は移動広告物

掲出物件（支柱等の部分を除く。）の広告物等の表示の方向への投影面積を各表示面ごとに算出すること。表示の方向とは、広告物等の表示面に垂直な方向をいうものであること。ただし、壁面等に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものについては、面積算出の便宜上、表示部分に外接する長方形、三角形又は円形のうち最小の面積になるものにより算出したものの合計とすることとしたこと。

これにより、1の表示の内容を数個の広告物等で表示する広告物等の面積については、当該広告物等の相互間の空間を加えないこととなったので留意すること。

また、広告物等の形態上の理由からその表示の方向が特定できないものについては、掲出物件の最大投影面積（360度方向から展望可能なものについては、最大投影面積の2倍）とすることとしたこと。

ロ 端数の処理

広告物等の面積を算出する際の小数点以下の端数の処理は、四捨五入とするものであること。

ハ 特殊照明装置の定義

従来、サーチライト式のもの、1kw以上の光源を使用するもの等を特殊な照明装置としていたが、現在これらのものは多数みられるようになり、特殊なものといえなくなった状況から定義を見直したものであること。「ネオン管が露出しているネオンサイン」とは、ネオン管がガラス、プラスチック等に被覆されていないので外部から直接見えるものであり、いわゆる内照式のものについては該当しないこと。また、「点滅するもの」とは、一定の時間をおいて照明が付いたり消えたりするもので、映像等が連続的に動くものを含むものであること。

- (3) 第2項において、条例第5条第1項第4号に規定する規則で定めるもの（公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに寄贈者名等を示すために表示する広告物等）を定めていること。

7 第4条の2関係

この規定は、条例第6条に規定する新たに広告物等の表示等が禁止され、又は広告物等の表示等について許可を要することとなった際の経過措置に関し、従前の例による期間が通常と異なる「堅ろうな広告物等」及びその期間を定めたものであること。

堅ろうな広告物等については、建築基準法の規定による建築主事の確認を受けることとしていることから、確認が必要でない大きさのものは該当しないものであること。

8 第4条の3関係

- (1) この規定は、条例第8条第1項の許可の期間について、広告物等の種類によってそれぞれ最長期間を定めたものであり、管理状況等により短縮して許可することができるものであること。なお、今回の改正により、固定広告物及び照明広告物の最長許可期間を2年から3年とするなど、許可期間の延長を行ったものであること。
- (2) 第1号ロに規定する許可期間が1年以内である立看板は、表示面がベニヤ板、金属板、プラスチック板等の耐久性のある材質であって、塗料で塗り書き又は直接印刷、焼き付け等した表示方法についても耐久性を有するものであること。

9 第5条関係

- (1) 条例第8条第3項の規定により許可の更新を受けようとする者は、様式第2号による屋外広告物許可更新申請書を提出するものであること（第1項）。
- (2) 屋外広告物許可更新申請書には、広告物等の管理状況を把握し、適切な指導等を行うために、許可の更新を受けようとする広告物等の全景を撮影したカラー写真を添付させることとしたこと。ただし、移動広告物又は広告物等の面積が1㎡以内の小さいものについては、これを免除することとしていること（第2項）。
- (3) 屋外広告物許可更新申請書の提出先については、屋外広告物表示（設置）許可申請書と同様であること（第3項）。

10 第6条関係

- (1) 条例第9条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、様式第3号による屋外広告物変更（改造）許可申請書を提出するものであること（第1項）。
- (2) 屋外広告物変更（改造）許可申請書に添付する他の法令の規定により許可を要する場合については、当初の

表示（設置）の許可の際と同様に道路占用に係る許可等をいうものであること（第2項）。

- (3) 屋外広告物変更（改造）許可申請書の提出先については、屋外広告物表示（設置）許可申請書と同様であること（第3項）。

#### 11 第7条関係

この規定は、条例第9条第1項の規定による変更又は改造の許可を要しない軽微な変更又は改造について定めたものであること。

- (1) 広告物等の管理のために行う塗料の塗り替え、補強又は修繕については、許可を要しないものであるが、表示内容、色彩、意匠、形状、大きさ及び構造のいずれかに変更がある場合は変更（改造）の許可又は表示（設置）の許可を受けなければならないこと。
- (2) 掲示板等あるいは広告幕を掲出する物件について許可を受けている場合において、これらにはり紙又は広告幕を取り替えて表示することについては、許可を要しない旨明示したこと。
- (3) 常設の興行場がその興行内容を表示する広告物を掲出する物件についても、物件について許可を受けていれば、広告物の取り替えに許可を要しない旨明示したこと。ただし、第1種禁止地域については、色彩に関する規制があるのでこの規定は適用されないこと。

#### 12 第8条関係

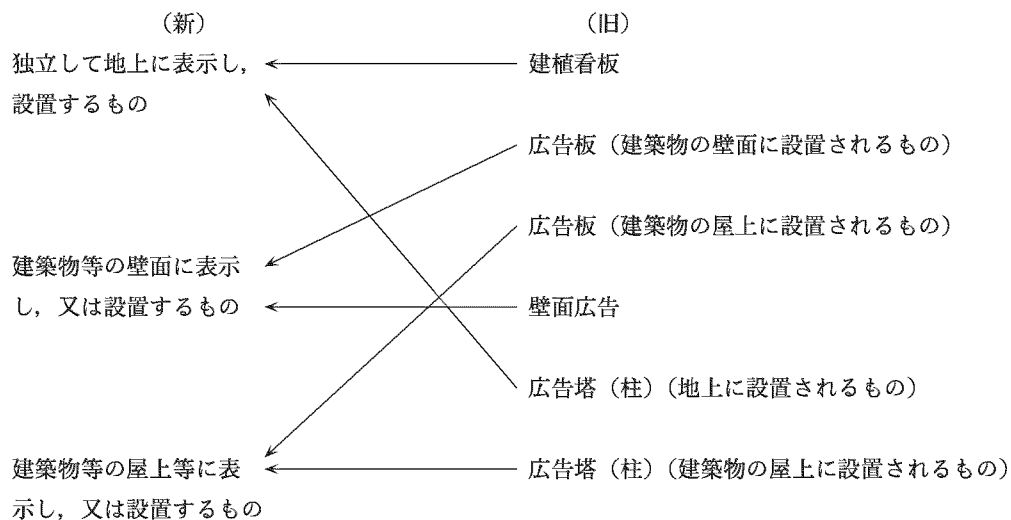
条例第10条第1項に規定する広告物等の許可（許可地域における許可、禁止地域における許可及び変更（改造）の許可）の基準については、別表第2に掲げるとおりであること（第1項）。

なお、禁止地域における許可の基準及び変更（改造）の許可の基準については、平成5年の改正により新たに定めたものであること。

##### (1) 広告物等の種類

広告物等の種類については、大分類4種類小分類11種類に分けていたものであるが、例えば建植看板と広告塔（柱）のように形態の差がほとんどなくなっているなどの理由により、固定広告物（電柱類広告を除く。）及び照明広告物については形状による分類を廃止し、広告物等の表示・設置場所により分類し基準を定めたものであること。

固定広告物（電柱類広告を除く。）及び照明広告物の分類の変更については、次のとおりである。



##### (2) 許可地域における許可の基準（別表第2第1号の表）

###### イ 簡易広告物の許可の基準

はり紙には、屋外広告物法第7条第4項に規定するはり札等が含まれるものであること。また、のぼり、旗等は、従来どおり広告幕に含まれ、懸垂式のものとして取り扱うものであること。

なお、道路を横断する広告幕の設置の位置の基準並びに広告幕及び立看板の踏切等からの距離制限につい



ては、6-(1)適用除外の基準と同様の理由により削除していること。

ロ 固定広告物及び照明広告物の許可の基準

(イ) 共通の基準

道路の区域に表示し、又は設置する広告物等の許可の基準として、平成5年の改正により色彩に関する規制を導入したものであり、彩度が6を超える色（色相がR（赤）、YR（黄赤）又はY（黄）のものにあっては彩度が8を超える色。以下「高彩度色」という。）を広告物等の一面の面積の5分の1を超えて使用できないこと、及び特殊照明装置を使用できないこととしたこと。

ただし、建築物等の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものについては適用がなく、また、面積が1㎡以内の広告物等については高彩度色を広告物等の一面の面積の2分の1を超えて使用できないこととしていること。

この場合の色相又は彩度とは、日本工業規格（JIS）のマンセル表色系における色相又は彩度をいうものであり、色相は赤、青、黄等の色味を、彩度は色の鮮やかさを示すものであること。また、マンセル値は色相、明度（明るさを示すもの）／彩度の順に表され、例えば5.5R8.0/1.5は5.5Rという色味で明度が8.0彩度が1.5の色を表しているものであること。

(ロ) 独立して地上に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物

許可の基準は、地域の区分ごとに定められていること。第2種許可地域の基準中「建築物と同一の敷地」とは、建築物の存するひとまとまりの土地をいうものであるが、土地としてつながっていても用途の異なる土地（例えば住居に隣接する田畑等）は含まないものであること。

なお、平成5年の改正により、道路から100mの距離制限を廃止し、広告物間の距離については、第2種許可地域において建築物と同一の敷地でない広告物等についてのみ5m以上離すこととしたこと。

(ハ) 建築物等の壁面に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物

許可の基準は、地域の区分ごとに定められていること。壁面からの突出しは、上方には1m以内、水平方向には1.5m以内（道路上で1m以内）としたので留意すること。

(ニ) 建築物等の屋上等に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物

許可の基準は、地域の区分ごとに定められており、屋上の広告物が様々な形態を持つことから、いずれも建築物等の壁面面積の合計と広告物等の面積の合計との割合によっていること。

平成5年の改正により、壁面の垂直直上面から突き出さない旨の基準を定めているが、屋上構造物の壁面が建築物等の壁面の垂直直上面に重なるように設置されている場合で構造物の壁面又は構造物の上に広告物等を表示し、又は設置するときに構造上やむを得ず垂直直上面を超えるものについては、これに当たらないこと。

また、高さが20mを超える建築物の屋上を利用して表示し、又は設置する広告物等で面積が200㎡を超える大型のものについては、色彩を規制することとしたものであり、高彩度色を広告物等の一面の面積の5分の1を超えて使用できないこと、及び特殊照明装置を使用できないこととしたこと。ただし、建築物の屋上構造物の壁面に直接塗り書き又ははり付け等して表示するものについては、当該壁面面積の5分の1を超えないものであること。

(ホ) 電柱類広告

電力柱、電信電話柱、街路灯柱、軌道柱、消火栓標識及びバス停留所標識に表示し、又は設置する広告物等の許可の基準を定めたものであること。

ハ 移動広告物及びアドバルーン等の許可の基準

移動広告物の許可の基準については、6-(1)適用除外の基準と同様の理由で表示又は設置の方法に係る基準を削除していること。

なお、アドバルーン等の基準中掲揚高度とは、気球の掲揚高度であること。

(3) 禁止地域における許可の基準（別表第2第2号の表）

イ 自家用広告物等

自家用広告物等の許可の基準は、地域の区分により定められており、第2種禁止地域（新幹線、高速道路

等からの展望地域)の基準については、許可地域における許可の基準(固定広告物については第2種許可地域の許可の基準)を適用するものであること。

第1種禁止地域においては、固定広告物により表示することとしており、特殊照明装置を使用した広告物については許可できないものであること。また、色彩に関する規制及び総量規制をすることとしたこと。

ロ 道標、案内図板

道標、案内図板の許可基準については、第1種禁止地域において色彩を規制することとしたほかは、第1種禁止地域及び第2種禁止地域の基準は同一であること。

(4) 変更(改造)の許可の基準(別表第2第3の表)

この基準に適合しない変更(改造)については、新たな広告物等の表示(設置)として取り扱う(表中5, 6又は7に適合しない場合はいずれにしても許可できない。)ものであること。

(5) 広告物等の面積の算出方法、端数の処理及び特殊照明装置の定義については、6-(2)適用除外の基準におけるものと同様であること。

13 第9条関係

(1) 屋外広告物許可済印(様式第4号)における年月日欄は、許可期間が満了する年月日を記入するものであること。

(2) 屋外広告物許可済印(様式第5号)における年月日欄は許可期間が満了する年月日を、番号欄は許可指令の番号を記入するものであること。

(3) 屋外広告物変更許可済印(様式第6号)における年月日欄は許可期間が満了する年月日を、番号欄は許可指令の番号を記入するものであること。

14 第10条関係

(1) 条例第13条第2項に規定する除却の届出、条例第20条第4項に規定する工事完了の届出及び滅失の届出が必要な広告物等の種類は、固定広告物及び照明広告物であること(第1項)。

(2) 工事完了等の届出は、様式第7号による屋外広告物工事完了(除却、滅失)届出書を土木事務所の長に提出するものであること。記載に当たっての留意事項は次のとおりであること。

イ 工事完了届出において、許可した個数と表示(設置)した個数が一致しない場合は、未表示(未設置)の場所を備考欄に記載すること。

ロ 除却(滅失)届出において、表示(設置)の残数がある場合は、除却した広告物等の表示(設置)場所を備考欄に記載すること。

15 第11条関係

広告物等の除却命令に従わず除却がなされない場合において、条例第17条の規定により違反広告物である旨の表示をする場合は、様式第8号による表示書を広告物等にはり付けるものであること。

16 第11条の2関係

条例第17条の3第1項第1号の規則で定める公示の掲示場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所(土木事務所が地方合同庁舎にある場合には、当該地方合同庁舎)とするものであること。

17 第11条の3関係

(1) 条例第17条の3第2項の規則で定める保管広告物等一覧簿の様式は、様式第8号の2のとおりであること(第1項)。

(2) 条例第17条の3第2項の規則で定める保管広告物等一覧簿の備付け場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所とするものであること(第2項)。

18 第11条の4関係

条例第17条の5第2項の規則で定める保管した広告物等の売却の手続は、別に定めるもののほか、財務規則の定めるところによるものとしたこと。

19 第11条の5関係

条例第17条の7の規則で定める受領書の様式は、様式第8号の3のとおりであること。

20 第12条関係

条例第20条第1項から第3項までの規定による管理者の設置、廃止及び変更の届出並びに広告物等の表示（設置）者の変更の届出は、様式第9号による屋外広告物管理者設置等届出書を土木事務所の長に提出するものであること。

#### 21 第13条関係

- (1) 広告物景観モデル地区においては、許可を要しない広告物等についても届出を要することとしているが、この届出の様式は当該地区ごとにその基準に合わせて別に定めることとしたこと（第1項）。
- (2) 広告物景観モデル地区において届出を要しない広告物等は、簡易広告物、移動広告物、面積が1㎡以内の広告物等、軽微な変更（改造）に係るものなどであること。

#### 22 第14条関係

屋外広告業者が更新の登録を受けようとするときは、有効期間満了日の30日前までに申請をしなければならないこと。

#### 23 第15条関係

条例第23条第1項に規定する登録申請書の様式は、新規・更新の場合ともに、様式第12号のとおりとすること。

#### 24 第16条関係

- (1) 条例第23条第2項の規定による規則で定める登録申請書の添付書類は、次に掲げるものとする（第1項）。
  - イ 登録申請者が法人の場合にはその役員、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人が、登録拒否事由（第25条第1項第1号から第4号まで）に該当しない者であることの誓約書
  - ロ 業務主任者が条例第31条第1項各号のいずれかに適合する者であることの証明書
  - ハ 登録申請者の略歴書。ただし、登録申請者が法人である場合にはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人を含むものであること。
  - ニ 登録申請者が法人である場合は、登記事項証明書
  - ホ 登録申請者が個人である場合であって、商号により登録をするときは、登記事項証明書
- (2) 住民基本台帳法に規定する本人確認情報の提供を受け、又は利用することができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができるものであること（第2項）。
- (3) 誓約書の様式は様式第13号、略歴書の様式は様式第14号のとおりとすること（第3項、第4項）。

#### 25 第17条関係

- (1) 条例第26条第1項の規定による登録事項の変更届出は、様式第15号による屋外広告業登録事項変更届出書により行うものであること（第1項）。
- (2) (1)の届出をする場合において、次に掲げる変更のときは、当該書面を変更届出書に添付しなければならないものであること（第2項）。
  - イ 法人である場合で、名称又は住所の変更 登記事項証明書
  - ロ 県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地の変更（商業登記の変更が必要な場合に限る。） 登記事項証明書
  - ハ 法人である場合で、その役員の名の変更 登記事項証明書、誓約書及び略歴書
  - ニ 未成年者である場合で、その法定代理人の名又は住所の変更 誓約書及び略歴書
  - ホ 業務主任者の名又は所属する営業所の名称の変更 業務主任者が条例第31条第1項各号のいずれかに適合する者であることの証明書
- (3) 住民基本台帳法に規定する本人確認情報の提供を受け、又は利用することができないときは、変更届出者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができるものであること（第3項）。

#### 26 第18条関係

条例第28条第1項に規定する屋外広告業の廃業等届出は、様式第16号による屋外広告業廃業等届出書により行うものであること。

#### 27 第19条関係

屋外広告物講習会の講習を受けようとする者は、公告された申込受付期間内に様式第17号による屋外広告物講

習会申込書に写真及び履歴書を添付して知事あて提出することとし、別表第3に掲げる者で受講手数料の一部免除を受けようとする者については、別表第3に掲げる者であることを証する書類を添付することとしていること。

なお、様式第18号による屋外広告物講習会修了証書については、考査等によらず講習会の課程をすべて受講したことにより交付するものであること。

#### 28 第20条関係

(1) この規定は、業務主任者となる知識を有する者であることの認定について定めたものであり、認定をするに当たっては、広告物等の表示又は設置に関する業務に責任者として通算5年以上従事した者であること並びに広告物等の表示又は設置に関し過去5年間屋外広告物法並びにこれに基づく条例及び規則に違反したことがない者であることのいずれにも該当する者であることを要すること。

(2) 様式第19号による業務主任者認定申請書に添付する書類で、広告物等の表示又は設置に関する業務に責任者として通算5年以上従事した者であることを証する書面は、使用者の証するものであること。ただし、使用者の死亡、解散等あるいは本人の個人経営である場合など使用者の証明を得ることが不能又は困難であるときは、その理由を付し、かつ、現に屋外広告業を営む者3名以上が証する書面を添付するものとする。

#### 29 第21条関係

条例第32条第3号の規定により、屋外広告業者が営業所ごとに掲げる標識に記載する事項で規則で定めるものは、次に掲げる事項であること。また、標識の様式は様式第21号のとおりとすること。なお、標識は屋外広告業者が自ら作成するものであること。

- イ 法人である場合は、その代表者の氏名
- ロ 登録年月日
- ハ 営業所名
- ニ 業務主任者の氏名

#### 30 第22条関係

(1) 条例第33条の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項を定めたものであること（第1項）。

(2) 帳簿の様式は第22号のとおりとすること（第2項）。また、帳簿は広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成するとともに、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存するものであること（第3項、第4項）。

#### 31 第23条関係

条例第35条第2項に規定する監督処分簿の記載事項で規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- イ 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所、役員の氏名（法人である場合に限る。）並びに登録番号
- ロ 処分の原因となった事実
- ハ その他参考となる事項

#### 32 第24条関係

様式第23号による身分証明証が交付される職員は、広告物等の規制に係る者であること。交付を受けている職員の異動等があった場合は、土木事務所長は、速やかに、新たな職員については所属課、職名、氏名、生年月日及び変更のあった年月日を、広告物等の規制に係る職員でなくなった者については氏名及び変更のあった年月日を文書により都市計画課長あて報告すること。その際広告物等の規制に係る職員でなくなった者の検査員証を当該文書に添付すること。また、検査員証を紛失した者があるときは、土木事務所長は速やかにその理由を記載してその旨を報告すること。

#### 33 第25条関係

土木事務所においては、広告物等の許可に係る台帳等を整備し、許可の更新等に当たっての指導、広告物等の管理状況の把握等を適切に行うこと。

#### 34 附則関係

(1) 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年宮城県規則第121号）関係

この規則は、屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成16年宮城県条例第67号）の施行の日（平成16年12月17日）から施行するものであること。

(2) 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年宮城県規則第72号）関係

- イ この規則は、平成17年7月1日から施行するものであること。ただし、許可期間延長の規定（第4条の3）は、同年4月1日から施行するものであること（第1項）。
- ロ 改正前の諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の諸様式とみなすこととしたものであること（第2項）。

## (7) 屋外広告物条例施行規則改正通知（禁止地域の指定等）

都 市 第 2 7 号

平成27年4月1日

各 土 木 事 務 所 長 } 殿  
東部土木事務所登米地域事務所長 }  
( 行 政 班 扱 い )

土 木 部 長

### 屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定等について（通知）

このことについて、別添のとおり改正されましたので、承知の上、適切に事務処理願います。

なお、改正の概要等は、下記のとおりです。

おって、事務移譲市町には別に通知しています。

#### 記

#### 1 禁止地域の指定（「屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定」（平成5年宮城県告示第1415号関係））

- (1) これまで屋外広告物条例施行規則（昭和49年宮城県規則第44号。以下「規則」という。）第1条の2の表中禁止地域の項に規定する第1種禁止地域に指定する区間及び区域を路線ごとに個別に指定していたところ、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する「高速自動車国道」及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項又は第2項に基づき指定された「自動車専用道路」の全線（未供用の区間並びにパーキングエリア及びサービスエリアの区域を除く。）を一括指定とすること。
- (2) (1)の区間から展望することができる地域を規則第1条の2の表禁止地域の項に規定する第2種禁止地域に指定すること及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する「地区計画等」の定められている区域を当該禁止地域から除外すること。
- (3) 屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号。以下「条例」という。）第2条第2号により知事が指定し禁止地域から除く区域について、特別名勝松島のうち都市計画法第12条の4に規定する「地区計画等」の定められている区域を追加すること。

#### 2 許可地域の区分の変更（屋外広告物条例施行規則第1条の2関係）

- (1) 規則第1条の2の表中許可地域の項に規定する区分のうち、第1種許可地域に「都市計画法第8条第1項に規定する用途地域が定められていない区域で、かつ、地区計画等が定められた区域のうち、同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画における建築物の用途の制限により建築基準法別表第2（に）項第8号に規定する建築物を建築してはならない区域」を追加すること。

- (2) 許可地域の区分のうち、第3種許可地域に「地区計画等が定められている区域（第1種許可地域を除く。）」を追加すること。

### 3 経過措置

#### (1) 禁止地域の指定

今回新たに禁止地域に指定した地域に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、条例第6条の規定により、当該指定の日から3年間（規則第4条の2に定める堅ろうな広告物等にあつては、7年間（当該広告物等の耐用年数から、当該広告物等の表示又は設置に必要な工事を完了した日の翌日から当該指定の日までの年数を控除した残余の年数が7年を超えるときは、その残余の年数の間））は、なお従前の例によること。

#### (2) 許可地域の区分の変更

今回の許可地域の区分の変更があつた際に当該地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、規則第1条の3の規定により規則第4条及び第8条の基準の適用については、なお従前の例によること。ただし、当該広告物等を変更し、又は改造するときは、区分変更後の基準によること。

### [参考] 建築基準法別表第二（に）第8号で規定する建築物

下記に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの

建築物の種類	備考	根拠法令
住宅		(は)項1号、(い)項1号
兼用住宅（住居部分が延べ面積の2分の1以上、かつ、非住居部分の床面積合計が50㎡以下）	非住居部分の用途 ①事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車等の駐車施設を同一敷地内に設けるものを除く）、②主に日用品を販売する店舗、食堂・喫茶店、③理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋等、④洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店等※、⑤自家販売のための食品製造業（食品加工業）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等※、⑥学習塾、華道教室、囲碁教室等、⑦美術品・工芸品を製作するためのアトリエ・工房※ ※原動機を使用する場合、出力合計0.75kw以下に限る	(は)項1号、(い)項2号 令130条の3
共同住宅、寄宿舎又は下宿		(は)項1号、(い)項3号
学校、図書館等	大学、高専、専修学校等を含む	(は)項1号、(い)項4号、(は)項2号

神社，寺院，教会等		(は)項1号，(い)項5号
老人福祉センター，児童厚生施設，老人ホーム，保育所，福祉ホーム等		(は)項1号，(い)項6号 (は)項4号
公衆浴場	個室付浴場業を除く	(は)項1号，(い)項7号
病院，診療所		(は)項1号，(い)項8号 (は)項3号
巡査派出所，公衆電話所，政令で定める公益上必要な建築物	政令で定める公益上必要な建築物 ①郵便局（延べ面積が500㎡以内），②地方公共団体の支庁・支所等（延べ面積600㎡以内），③近隣公園の公衆便所，休憩所，④バス停の上家，⑤認定電気通信事業施設，電気事業施設（特定規模電気事業を除く），一般（簡易）ガス事業施設，液化石油ガス販売事業施設，水道事業施設，公共下水道施設，都市高速鉄道施設，熱供給事業施設で大臣が指定するもの	(は)項1号，(い)項9号 令130条の4
店舗，飲食店等の用途に供するもののうち政令で定めるもの（その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡をこえるもの，3階以上の部分をその用途に供するものを除く）	政令で定めるもの ①理髪店，美容院，クリーニング取次店，質屋，貸衣装屋，貸本屋等，②洋服店，畳屋，建具屋，自転車店，家庭電気器具店等※，③自家販売のために食品製造業（食品加工業）を営むパン屋，米屋，豆腐屋，菓子屋等※，④学習塾，華道教室，囲碁教室等，⑤物品販売業店舗（専ら性的好奇心をそそる写真等の販売を行うものを除く），飲食店，⑥銀行支店，損害保険代理店，宅建業店舗等 ※作業場の床面積の合計が50㎡以内，かつ，原動機を使用する場合は出力合計0.75kw以下	(は)項5号 令130条の5の3，令130条の5の2
自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの又は都市計画決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く）		(は)項6号
税務署，警察署，保健所，消防署等 認定電気通信事業施設，電気事	巡査派出所，公衆電話所，郵便局（延べ面積500㎡以内），地方公共団体の支庁・支所等（延べ面積600㎡以内），近隣公園の公衆便所・休憩所，バス停の上家，認定電	(は)項7号 令130条の5の4， (い)項9号，令130



業施設（特定規模電気事業を除く）、一般ガス（簡易）ガス事業施設で大臣が指定するもの	気通信事業施設・電気事業施設（特定規模電気事業を除く）・一般（簡易）ガス事業施設・液化石油ガス販売事業施設・水道事業施設・公共下水道施設・都市高速鉄道施設・熱供給事業施設で大臣が指定するもの及び5階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く	条の4
上記の建築物に附属するもの	<p>下記の①～⑤を除く</p> <p>①自動車車庫（以下「車庫」）で当該車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する車庫の用途に供する工作物の築造面積（築造面積が300㎡以下である場合その値を減じた値）を加えた値が3,000㎡（同一敷地内にある建築物（車庫を除く。）の延べ面積の合計が3,000㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（②に掲げるものを除く。）</p> <p>②公告対象区域内の建築物に附属する車庫で次のイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が10,000㎡を超えるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに①により算定される車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>③車庫で3階以上の部分にあるもの</p> <p>④床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>⑤火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造、消防法2条7項に規定する危険物の製造（政令で定めるものを除く。）、マッチの製造、可燃性ガスの製造（政令で定めるものを除く。）、圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p>	(は)項8号 令130条の5の5, 令130条の5, (と)項4号, (ぬ)項1号

## (8) 重点監視地域の設定関係通知

都市第140号  
平成11年5月28日

各土木事務所長 殿

土木部長

### 違反広告物クリーン運動の見直しについて（通知）

違反広告物クリーン運動については、屋外広告物条例に違反する屋外広告物が著しく増加し、しかも管理されずに放置されているものがある。このため、都市の美観をそこね道路交通等の危険を招来しかねない状況にあることから、屋外広告物規制の広報活動、指導等を維持及び公衆への危険防止を確保することを目的として昭和58年度から実施してきたものです。しかしながら、依然として違反広告物は増加しており、昨年の屋外広告物担当者会議でも各土木事務所から問題点が指摘され、見直しが求められていたところでありました。

このため、今後は、従来と同様の形式によるクリーン運動につきましては、実施しないこととし、別紙のような対応をお願いすることといたしましたので、適切に事業を実施願います。

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年宮城県規則第121号）が平成16年12月17日付けで、屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年宮城県規則第72号）が平成17年3月25日付けで公布されたことに伴い、屋外広告物条例施行規則の施行について（平成5年9月30日付け都計第285号土木部長通知）の一部を改正し、次のとおりとすることとしたので、適切に事務処理願います。

### 別紙

#### 【重点監視地域の設定】

違反広告物の是正のため、重点的に監視を行う地域（重点監視地域）を定め、計画的に巡視等を実施することとする。

#### (1) 設定要件

- ① 各土木事務所ごとに毎年度1カ所設定する（継続可）。
- ② 次に掲げる地域などの全部又は一部を設定する。
  - ・ 条例第2条に定める禁止地域
  - ・ 条例第4条に定める許可地域のうち特に必要と認める地域  
（中心市街地、観光地、主要幹線道路周辺、港湾・駅前周辺等）
- ③ 面積等の基準は設けないこととする。

#### (2) 設定状況及び重点監視実施結果

各土木事務所長は、重点監視地域を定めた場合には、速やかに設定状況を報告すること（様式任意）。また、毎年4月30日までに前年度の実施結果を都市計画課長あて報告すること（別紙様式）。

#### (3) その他

- ① 違反広告物を発見した場合には、「違反広告物の取締りに関する事務取扱要領」に基づいて事務処理を行うこと。
- ② クリーン運動の協力機関に対しては、従来と同様の形式による運動は実施しない旨を説明するなどとし、逆に、類似事業への協力を求められた場合には、事業当日の参加などについて配慮願いたい。
- ③ 違反広告物の是正のためには、屋外広告物制度（規制）内容に関する啓蒙・普及も必要であることから、管内の監視の推進と併せて、必要な施策について検討願いたい。
- ④ 都市計画課長は、実施結果等について必要に応じて公表等を行うとともに、屋外広告関係団体等を通じて屋外広告物規制に関する啓蒙・普及を図ることとする。

【別紙様式】

年度重点監視地域における監視実施結果報告

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
\_\_\_\_事務所

設 定 地 域	
設 定 理 由	
監視実施結果	

※違反広告物処理台帳の写しの添付でも可

## (9) その他取扱い通知

都 市 号 外  
平成 21 年 4 月 28 日

各 土 木 事 務 所 長 }  
東部土木事務所登米地域事務所長 } 殿

都 市 計 画 課 長

### 屋外広告物条例と地区計画（都市計画法）に係る取扱いについて（通知）

このことについて、別紙のとおり定めましたので、適切に事務処理願います。

#### 別紙

～屋外広告物条例と地区計画（都市計画法）に係る取扱いについて～

市町村が策定する地区計画において、建築物等の用途や形態又は意匠等に関する制限の中で、屋外広告物の表示（設置）基準について規定しているものがあります。

例えば、地区計画で定める基準に不適な屋外広告物の表示（設置）に係る許可申請が土木事務所にあった場合、現行の屋外広告物条例（昭和 49 年 3 月 30 日宮城県条例第 16 号 以下「条例」という。）上の取扱いでは、条例において拒否できる条項がないことから、土木事務所は受理し、条例・規則等に定められた要件を満たせば許可する必要があり、法令上も問題はないと考えられます。

しかしながら、地区計画と屋外広告物を併せて所管する都市計画課としては、相互の取扱いに齟齬が生じないように、可能な範囲で調整を図る必要があると考えております。

以上のことから、各土木事務所（地域事務所）におきましては、屋外広告物の表示（設置）に係る許可申請に際して、道路法、建築基準法等の法令との調整と併せて、下記のとおり対応願います。

#### 記

- 1 屋外広告物の表示（設置）に係る許可申請の際、当該許可申請に係る場所が屋外広告物の表示（設置）について制限のある地区計画区域に該当するか確認願います。
- 2 1 において地区計画区域に該当する場合、当該許可申請者に対して、地区計画に係る手続き（届出等）を経ているかを確認するとともに、経ていない場合は、申請者に対して、当該地区計画を所管する市町村（地区計画担当課）に相談の上、当該手続きを経てから、当該許可申請を行うよう要請願います。
- 3 1 及び 2 と併せて、当該地区計画を所管する市町村（地区計画担当課）に対しても当該許可申請があった旨と必要な情報（申請者名、表示（設置）場所、許可予定期間等）について連絡願います。

#### ○都市計画課の対応等

地区計画の所管は市町村であることを踏まえ、屋外広告物の表示（設置）の制限に係る地区計画の遵守については、まず市町村が主体となって対策を検討・実施するべきであるという考えから、都市計画課としては、市町村において検討・実施された対策、関係機関の意向等を踏まえながら、屋外広告物条例上も整合する取扱いについて検討・実施していくこととします。

各 土 木 事 務 所 長  
東 部 土 木 事 務 所 登 米 地 域 事 務 所 長  
栗 原 市 長  
東 松 島 市 長  
大 和 町 長

} 殿

宮 城 県 土 木 部 長

**屋外広告物条例第2条第9号及び第4条第3号に規定する「展望することができる地域」  
における「視認できない広告物等」の取扱いについて（通知）**

本県の屋外広告物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「屋外広告物条例の施行について」（平成5年9月30日付け都市第284号土木部長通知）が平成28年4月1日付けで改正されたことに伴い、新たに別に定めることとした屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）第2条第9号及び第4条第3号に規定する「展望することができる地域」における「視認できない広告物等」の取扱いについて、別紙のとおり定めましたので、適切に事務処理願います。

なお、これに伴い「宮城県告示第1133号で第2種禁止地域として指定した区間におけるトンネル部の取扱いについて」（平成22年12月15日付け都市号外都市計画課長通知）は廃止します。

おって、事務移譲市町には別に通知しています。

（注）破線部は市町村長あてのみ、最終行は県機関あてのみ

(別紙)

屋外広告物条例第2条第9号及び第4条第3号に規定する「展望することができる地域」における「視認できない広告物等」の取扱いについて

## 1 「視認できない広告物等」の判断基準

「視認できない広告物等」とは、次の各号のいずれかに該当するものであって、道路等からの景観を阻害しないことが明らかであるものをいう。

- (1) 広告物等の表示及び設置位置の最上部及び最下部から道路等の方向を見た場合、障害物（一時的、仮設的なものを除く）により当該道路等上を通行する車両等が全く確認できないもの
- (2) 道路等から広告物等に向けて垂直に伸ばした線に対し、広告物等の表示されていない面（裏面）が45度以上135度以下の範囲で面しているもの
- (3) 道路等と広告物等の距離が、表示面中の最大の一の文字（又はイメージ等）の高さ又は幅のいずれか大きい方の300倍以上離れているもの

## 2 第2種禁止地域における「視認できない広告物等」の審査手続

### (1) 「第2種禁止地域における屋外広告物表示（設置）に係る確認書」の提出

第2種禁止地域内に道路等から視認できない広告物等を設置しようとする者は、当該広告物等の表示（設置）許可申請時に、「道路等から展望することができる地域における屋外広告物表示（設置）に係る確認書」（別紙様式）に次に掲げる資料を添付して提出するものとする。

- ① 広告物等の意匠、大きさがわかる図面【共通】
  - ・ 広告物等の文字又はイメージ等の大きさ、裏面の状況等がわかるものであること。
- ② 広告物等の位置図【共通】
  - ・ 広告物等と道路等の距離がわかるものであること。
- ③ 広告物等の設置位置と道路等の位置関係がわかる写真【共通】
  - ・ 写真は、広告物等の位置から道路等の方向に向けて撮影すること。
- ④ 平面図【第2号】
  - ・ 広告物等の道路等に対する設置角度がわかるもの
- ⑤ その他
  - ・ 広告物等が道路等から視認できないこと、景観を阻害しないものであることを審査するために必要な資料

### (2) 審査方法

「1 「視認できない広告物等」の判断基準」の各号のいずれかに該当することを次の方法により確認する。ただし、各号に該当するものでも、明らかに道路等からの景観を阻害している広告物等と判断されるものについては、視認できるものとして、禁止地域の規制の対象とする。

審査の結果、「視認できない広告物等」に該当する場合は、当該広告物等が「展望することができる地域」の外に存在するものとして取り扱うものとする。

〔第1号〕道路等からの展望を遮る障害物が存在するもの

- ・ 位置図又は写真で広告物等が道路等から視認できないことを確認すること。
- ・ 写真は、広告物等の位置から道路等の方向に向けて撮影したもので、道路等を通行する車両が障害物により全く確認することができないものであること。

〔第2号〕広告物等の表示面が道路等に向いていないもの

- ・ 平面図等で、直近の道路等から伸ばした垂直線に対して裏面側の設置角度を計測し、45度以上135度以下の範囲内にあることを確認すること。

〔第3号〕広告物等の表示内容の判別が困難なもの

- ・ 広告物等の意匠図で最大の一の文字（又はイメージ等）の高さ又は幅のいずれか大きい方を測定し、その300倍の長さが広告物等と道路等の距離内であることを確認すること。

### 3 留意事項

- ・ 本取扱いは、道路等からの景観の保全のため条例において禁止地域としている区域での例外的な措置であり、禁止地域内において「視認できない広告物等」の表示又は設置を推奨しているものではないこと。
- ・ 道路等から「視認できない広告物等」であることの挙証責任は、広告物等の表示（設置）許可申請者が負うものであること。
- ・ 道路等から視認できない広告物等で、都市計画区域内又は一般国道及び主要地方道沿い（路肩から500mの範囲）にあるものは、第2種許可地域の基準により表示（設置）を許可するものであること。
- ・ 本取扱いに基づき表示（設置）を許可した広告物等がその後の事情の変更等により道路等から視認できなくなった場合は、条例第6条（経過措置）が適用されるものであること。
- ・ 新たに道路等が開通したために条例第6条（経過措置）の対象となっている広告物等で、道路等から視認できないことが明らかであるものについては、本取扱いによる許可の切替えを指導すること。
- ・ 条例第5条第3項第1号に規定する自家用広告物等、第2号に規定する道標若しくは案内図板又はこれらを掲出する物件及び条例第5条の2に規定する公益上特にやむを得ないと認める広告物等の表示又は設置の許可については、本取扱いは適用しないものであること。

(別紙様式)

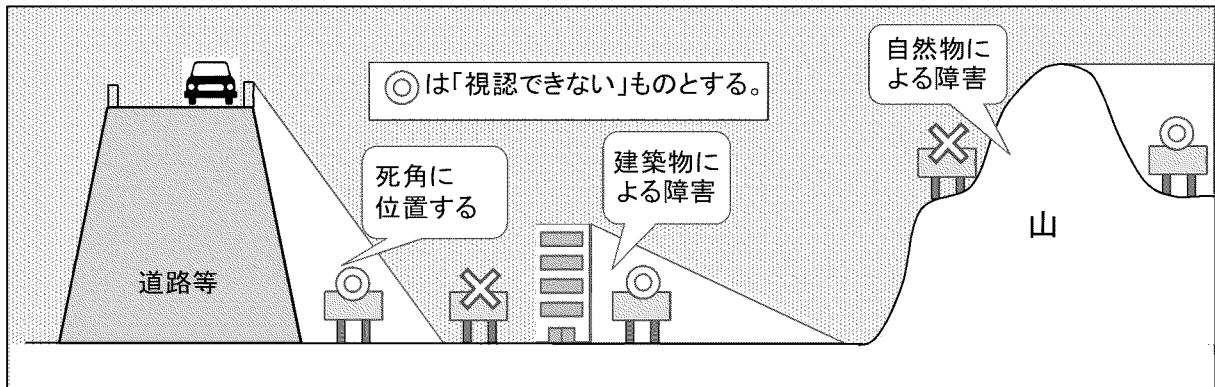
第2種禁止地域における屋外広告物表示（設置）に係る確認書

広告物等の種類							
管理者名							
表示（設置）の場所							
表示（設置）の期間		年 月 日から		年 月 日まで			
前回 許可 事項	許可年月日	年 月 日		許可番号			
	許可期間	年 月 日から		年 月 日まで			
広告物等の概要 (形状, 意匠, 色彩, 大きさ)							
道路等からの距離		m					
道路等から視認できない ことの該当事項	該当項目		内 容				
	1	展望を遮る障害物の存在	<input type="checkbox"/> 自然物 <input type="checkbox"/> 人工物 <input type="checkbox"/> 死角 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※一時的, 仮設的なものや撤去が容易なものは除く				
	2	表示面が道路等に向いていない	道路等からの垂線に対する裏面の角度 _____ 度				
3	表示内容の判別が困難	最大の一の文字（又はイメージ等）の大きさ _____ m (×300= _____ m)					
添 付 資 料		<input type="checkbox"/> 広告物等の意匠, 大きさがわかる図面 【共通】 <input type="checkbox"/> 広告物等の位置図 (道路等からの距離がわかるもの) 【共通】 <input type="checkbox"/> 広告物等の設置位置と道路等の位置関係がわかる写真 【共通】 <input type="checkbox"/> 平面図 (広告物等の道路等に対する設置角度がわかるもの) 【2号】 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
上記のとおり相違ありません。		年 月 日					
		氏 名				印	
第2種禁止地域における道路等から視認できない広告物等に該当することを確認した。		年 月 日					
		確認者				班 (氏名) 印	
決裁欄	所長		副所長 ・次長		班長		班員

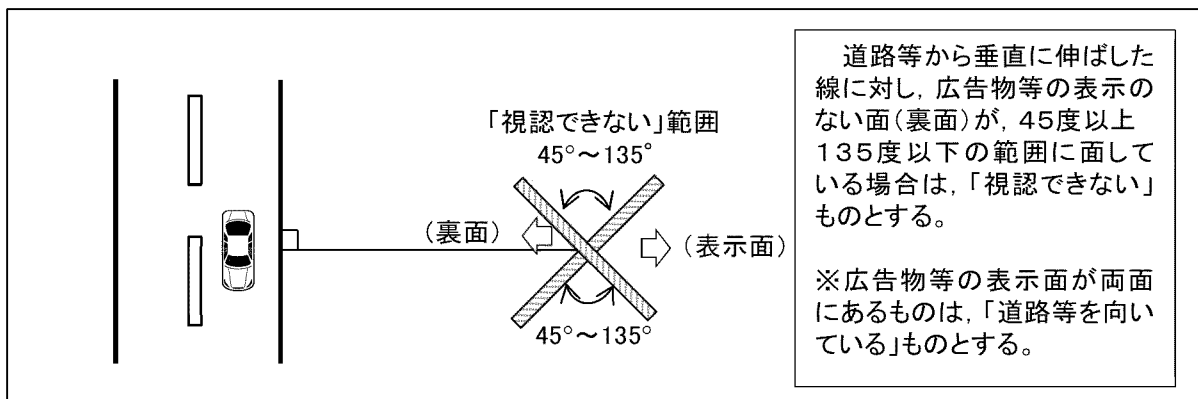


[参考] 「視認できない広告物等」の判断基準の考え方

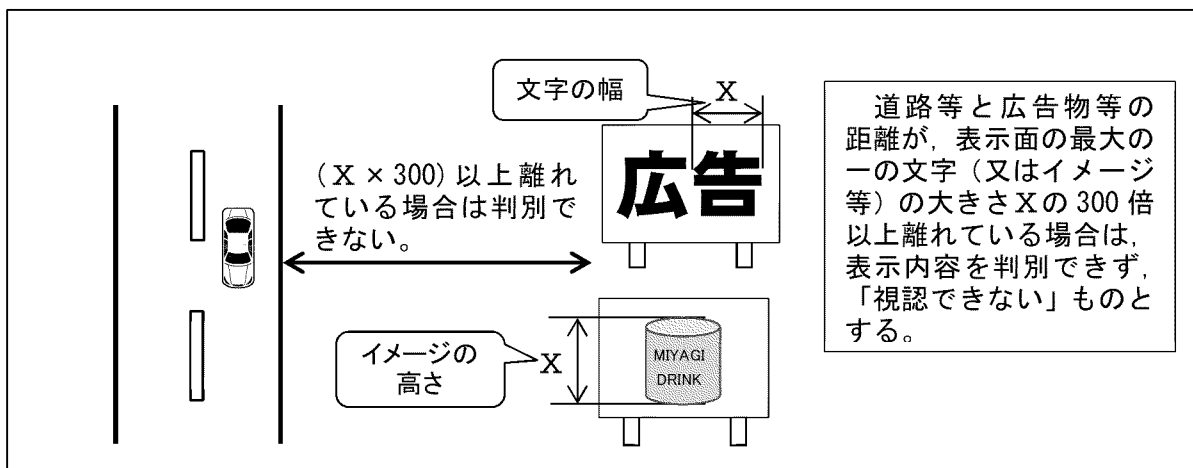
(1) 道路等からの展望を遮る障害物が存在するもの



(2) 広告物等の表示面が道路等に向いていないもの



(3) 広告物等の表示内容の判別が困難なもの



**宮城県屋外広告物関係例規集**

令和3年3月 発行

編集・発行 宮城県土木部都市計画課